

2019

資料 8
健康福祉審議会
第 1 回全体会資料

地域支えあい推進部 事業概要

平成 3 1 (2019)年度版



〔 利用にあたって 〕

- 1 事業の概要は、特に本文中に注記がない限り、平成31年3月31日現在のものを記載している。
ただし、平成31年4月以降、制度改正等により事業の実施方法や対象者及び担当課が変更されている場合は、適宜変更後の内容を記載している。
- 2 事業の実績等は、特に本文中に注記がない限り、平成30年度の実績等を記載している。
また、表中の中部・北部・南部・鷺宮との表記は、すこやか福祉センターを示している。
- 3 本文中の医療系専門職とは、保健師、歯科衛生士、栄養士、助産師、看護師、作業療法士を示している。
- 4 「事業開始」の欄は、原則当該事業を開始した年月を記載している。事業開始が古い場合や、事業の性質上事業開始が明確に特定できないなどの場合は「－」で表示している。
- 5 「施設一覧」については、極力最新の情報とするため、令和元年7月1日現在の内容を掲載している。

目次

地域支えあい推進部の沿革.....	- 1 -
地域支えあい推進部の区政目標体系.....	- 3 -
地域支えあい推進部組織一覧.....	- 6 -
地域活動推進課所管事業.....	- 10 -
I 地域活動企画調整.....	- 10 -
I- i 地域活動企画調整.....	- 10 -
II 地域施設.....	- 11 -
II- i 地域施設の整備及び営繕.....	- 11 -
III 地域自治活動.....	- 13 -
III- i 区民活動センター調整.....	- 13 -
III- ii 町会・自治会等活動推進.....	- 14 -
III- iii 老人クラブ運営助成.....	- 15 -
III- iv NPO等地域公益活動支援.....	- 16 -
IV 地域支えあい活動支援.....	- 19 -
IV- i 民生委員・児童委員活動支援.....	- 19 -
IV- ii 地域支えあいネットワーク調整.....	- 21 -
IV- iii ひとり暮らし高齢者等確認調査.....	- 23 -
地域包括ケア推進課所管事業.....	- 25 -
I 地域包括ケア推進.....	- 25 -
I- i 地域包括ケア総合調整.....	- 25 -
II 基幹型包括支援.....	- 27 -
II- i 地域包括支援センター機能強化.....	- 27 -
III 在宅療養推進.....	- 28 -
III- i 在宅療養推進（一般会計）.....	- 28 -
III- ii 在宅療養推進（介護保険特別会計）.....	- 29 -
III- iii 認知症対策推進（介護保険特別会計）.....	- 30 -
介護・高齢者支援課所管事業.....	- 32 -
I 管理企画.....	- 32 -
I- i 介護制度運営.....	- 32 -
II 保険料・認定.....	- 35 -
II- i 資格・賦課.....	- 35 -
II- ii 介護認定.....	- 37 -
III 保険給付.....	- 39 -
III- i 介護保険給付.....	- 39 -
III- ii 給付適正化.....	- 43 -
IV 介護予防推進.....	- 44 -
IV- i 総合事業推進.....	- 44 -
IV- ii 住民活動支援.....	- 49 -

V	高齢者サービス	- 50 -
V-i	高齢者健康支援	- 50 -
V-ii	高齢者安心生活自立支援	- 52 -
VI	高齢者支援基盤整備	- 55 -
VI-i	介護サービス基盤整備支援	- 55 -
VI-ii	事業者運営助成	- 58 -
VI-iii	介護サービス事業者育成・支援	- 59 -
VI-iv	中野区福祉サービス事業団	- 61 -
VI-v	シルバー人材センター支援	- 64 -
VII	介護事業者	- 66 -
VII-i	事業者指導	- 66 -
VII-ii	事業者指定管理	- 68 -
	すこやか福祉センター所管事業	- 70 -
I	庶務	- 70 -
I-i	すこやか福祉センター運営	- 70 -
I-ii	区民活動センター管理	- 71 -
I-iii	高齢者会館等管理運営	- 72 -
II	アウトリーチ推進	- 74 -
II-i	個別相談支援	- 74 -
II-ii	潜在ニーズ・課題発見	- 76 -
II-iii	地域社会資源ネットワーク	- 77 -
II-iv	地域ケア会議	- 78 -
II-v	地域支えあいネットワーク推進	- 79 -
III	保健福祉包括ケア	- 81 -
III-i	保健福祉相談総合調整	- 81 -
III-ii	障害者相談・支援（障害者相談支援事業委託）	- 83 -
III-iii	高齢者相談・支援（地域包括支援センター運営委託）	- 84 -
III-iv	精神保健相談・支援	- 86 -
III-v	難病相談・支援	- 87 -
III-vi	引きこもり相談・支援	- 88 -
III-vii	地域在宅療養等相談・支援	- 89 -
III-viii	妊娠出産トータル支援	- 90 -
III-ix	母子保健事業	- 93 -
III-x	養育・発達支援	- 97 -
III-xi	栄養・歯科支援	- 100 -
III-xii	地域健康活動支援	- 103 -
III-xiii	地域介護予防・健康生きがいづくり	- 105 -
	地域支えあい推進部施設一覧（令和元年7月1日現在）	- 109 -
	すこやか福祉センター一覧	- 109 -
	高齢者施設（旧高齢者福祉センター）等一覧	- 109 -

高齢者会館一覧.....	- 110 -
区民活動センター一覧.....	- 111 -
地域包括支援センター一覧.....	- 112 -
障害者相談支援事業所一覧.....	- 113 -
介護保険施設一覧.....	- 114 -
通所介護事業施設一覧.....	- 114 -

地域支えあい推進部の沿革

平成20年3月に、「（仮称）すこやか福祉センターの開設及び仲町小学校跡施設活用整備に関する基本方針」を策定し、子どもや高齢者、障害のある人が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるよう、生涯にわたる健康づくり、子どもの健やかな成長、高齢者や障害のある人たちの生活を支援するための、地域づくりの拠点施設として、（仮称）すこやか福祉センターを仲町小学校跡地への設置を皮切りに、区内4つの日常生活圏域に順次設置することとした。

平成22年7月、中部すこやか福祉センターを開設し、平成23年4月、北部・南部・鷺宮の各すこやか福祉センターを開設するとともに、地域支えあい推進室を新設し、室の経営等を担う地域活動推進分野と4所のすこやか福祉センターで構成する組織とした。すこやか福祉センターにはそれぞれ、地域活動支援や見守り支えあい推進等を担う地域支援分野と保健福祉包括ケアや地域子ども家庭支援等を担う地域ケア分野を置いた。

平成23年7月、15か所の地域センターを再編し、地域自治の拠点として区民活動センターを15か所設置するとともに、5か所の地域事務所（区民サービス管理部所管）を設置した。区民活動センターの運営は、地域の自主性・自立性に基づいて行われるよう、自治活動や公共・公益活動の推進、地域団体の連携等の業務について、地区町会連合会からの推薦者を中核とする運営委員会に委託した。

平成28年4月、地域包括ケアシステム構築と推進のため、地域包括ケア推進分野を新設し、地域支えあい推進室は4分野の構成となった。

平成30年12月、子どもや障害のある人等、支援を必要とする全ての区民を対象とする地域包括ケアシステムの構築と推進を図るために、地域包括ケア推進担当部長を配置した。

平成31年4月、組織改正に伴い、地域支えあい推進部に名称変更。高齢者における地域包括ケアシステムの推進に必要な施策・事業を一体的に進めるため、区民サービス管理部の介護保険事業と、地域包括ケアの推進に密接に関連する健康福祉部の高齢者サービス等に係る事業について、地域支えあい推進部に移管した。加えて、すこやか福祉センターの機動力、効率性の向上、より一層のアウトリーチ体制の推進を目指して、従来の地域ケア分野、地域支援分野を統合し、各すこやか福祉センターに所長とアウトリーチ推進担当課長を配置した。さらに、検討課題に対応すべく、すこやか福祉センター所長の兼務として、トータルケア調整担当課長（北部）、アウトリーチ調整担当課長（南部）、地域保健福祉調整担当課長（中部）、システム活用調整担当課長（鷺宮）を配置した。また、地域子ども施設調整事務及び各すこやか福祉センターで所管していた児童館、ふれあいの家、キッズプラザ並びに学童クラブの所管を子ども教育部へ移管した。

これまでの地域支えあい推進部の組織改正や、取組の主な経過は以下のとおりである。

- 平成22年 7月 ・ 中部すこやか福祉センター開設
- ・ 中野地域包括支援センターの移転及び中部と南部圏域を担当する障害者相談支援事業所開設
- 平成23年 3月 ・ 「区民活動センター条例」、「地域事務所設置条例」制定
- ・ 「中野区地域支えあい活動の推進に関する条例」制定
- 平成23年 4月 ・ 地域支えあい推進室の新設
- ・ 北部・南部・鷺宮すこやか福祉センター開設
- 平成23年 7月 ・ 区民活動センター（15か所）開設
- 平成23年 8月 ・ 北部すこやか福祉センターに江古田地域包括支援センターを移転
- 平成23年11月 ・ 「中野区地域支えあい活動の推進に関する条例」に基づき、町会・自治会、民生委員等に「見守り対象者名簿」の提供を開始
- 平成24年 9月 ・ 北部すこやか福祉センターに、北部と鷺宮圏域を担当する障害者相談支援事業所開設
- 平成25年 4月 ・ 松が丘シニアプラザ開設
- ・ やよいの園開設
- 平成25年 6月 ・ 鷺宮区民活動センター分室開設
- ・ 本一高齢者会館移転開設
- 平成26年 4月 ・ 堀江敬老館開設

- 平成26年 7月 ・ 「災害時避難行動要支援者名簿」を地域本部（区民活動センター）及び防災センターに配備
- 平成26年 9月 ・ 東京都水道局と「行政による支援を必要とするものに係る情報の提供に関する協定」締結
- 平成26年10月 ・ 鷺宮高齢者会館開設
- 平成27年 2月 ・ 鷺宮すこやか福祉センター移転・開設
- 平成27年 4月 ・ 鷺宮すこやか障害者相談支援事業所開設
- 平成27年 6月 ・ 災害時避難行動要支援者名簿に基づき「災害時個別避難支援計画書」作成開始
- 平成28年 4月 ・ 地域包括ケア推進分野新設
・ 認知症初期集中支援チーム事業開始
- 平成28年 7月 ・ 南部すこやか福祉センター（みなみらいず）移転・開設
・ 南中野地域包括支援センター移転及び南部すこやか障害者相談支援事業所開設
- 平成28年 9月 ・ 南中野区民活動センター移転開設
- 平成28年10月 ・ 株式会社セブン・イレブン・ジャパンと「支援を必要とする人の支えあい活動に関する覚書」締結
- 平成29年 3月 ・ 「中野区地域包括ケアシステム推進プラン」策定
・ 「なかの元気アップ体操」お披露目
・ 日本郵便株式会社中野郵便局と「中野区と中野区内郵便局との地域における協力に関する協定」締結
- 平成29年 4月 ・ 各区民活動センターエリアごとにアウトリーチチーム配置
- 平成30年 3月 ・ 株式会社マチマチと「『マチマチ for 自治体』に関する協定」締結
・ 生活協同組合コープみらい、生活協同組合パルシステム、東京生活協同組合、北東京生活クラブ生活協同組合と「高齢者等の見守りに関する協定」締結
- 平成30年 5月 ・ 東中野区民活動センター移転開設
・ 社会福祉法人等と「災害時における協力体制にかかる協定」締結
- 平成30年 9月 ・ 東京都住宅供給公社と「中野区と東京都住宅供給公社との都営住宅、公社住宅等の居住者の安否確認に係る緊急時対応についての連携・協力に関する協定」締結
- 平成30年12月 ・ 東京電力パワーグリッド株式会社荻窪支店と「高齢者等の見守りに関する協定」締結
・ 地域包括ケア推進担当部長を配置
- 平成31年 4月 ・ 組織編成により名称を「地域支えあい推進部」に変更
・ 部内に「介護・高齢者支援課」を新設し、同課に高齢者支援担当課長を配置
・ 地域活動推進課に、新たに、区民活動推進担当課長、トータルケア調整担当課長、アウトリーチ調整担当課長、地域保健福祉調整担当課長、システム活用調整担当課長を配置
・ すこやか福祉センターの地域支援分野と地域ケア分野を統合し所長とアウトリーチ推進担当課長を配置
・ 地域子ども施設調整業務、児童館、ふれあいの家、キッズ・プラザ、学童クラブの所管を子ども教育部に移管

地域支えあい推進部の区政目標体系

平成30（2018）年度

分野	施策	事務事業	事業メニュー
1 6	活動の喜びとその実りのある地域		
	1 支えあい活動が地域展開する室の経営	1 室経営	室の経営
	2 実りある活動が自立して行われる地域	1 地域自治活動	区民活動センター調整 区民活動センター運営委員会支援 町会・自治会等活動支援 NPO等地域公益活動支援
		2 地域支えあい活動支援	民生児童委員活動支援 地域支えあいネットワーク調整 災害時避難行動要支援者支援 ひとり暮らし高齢者等確認調査
		3 地域包括ケア・アウトリーチシステム構築	地域包括ケア・アウトリーチシステム構築
	3 地域に育まれ豊かに育つ子どもたち	1 地域子ども事業調整	地域子ども事業調整 地域子ども施設計画 地域子育て支援 民間運営施設管理
	4 地域活動拠点の確保、調整	1 地域施設整備	すこやか福祉センター等整備 区民活動センター、高齢者会館等整備 地域子ども施設等整備 施設管理
1 7	地域包括ケアにより安心して生活できる地域		
	1 地域包括ケア推進	1 地域包括ケア体制整備	地域包括ケア推進企画調整 地域ケア会議等
		2 地域包括拠点機能充実	総合相談窓口機能充実 地域包括支援センター機能強化 障害者相談支援事業所機能強化
	2 誰もが能力を活かし地域で参加し暮らし続けられるまちづくりの推進	1 介護予防体制整備	総合事業推進 介護予防体制強化
		2 生活支援サービス体制整備	住民活動支援 アウトリーチチーム調整
	3 在宅医療と介護の連携推進	1 在宅医療介護連携推進	在宅医療介護連携推進
		2 認知症対策	認知症対策推進
1 8	展開する価値の高い地域活動		
	1 地域支えあい拠点施設運営	1 地域支えあい拠点施設運営	すこやか福祉センター運営 区民活動センター運営 高齢者会館等運営 地域子ども施設管理
	2 地域で展開する支えあいネットワーク	1 地域支えあい	地域支えあいネットワーク推進 町会・自治会、民生委員等活動支援
		2 総合的・地域資源確保	アウトリーチチーム アウトリーチ訪問調査
1 9	地域で展開する保健福祉の包括的ケア		
	1 保健福祉の包括的ケア	1 総合相談	保健福祉相談総合調整 障害者相談・支援（障害者相談支援事業委託） 高齢者相談・支援（地域包括支援センター委託）
		2 個別支援	精神保健相談・支援 精神障害回復者社会生活適応訓練 難病患者相談・支援 家族介護支援
	2 地域で支えられる子どもと家庭	1 地域子ども家庭支援	地域子ども家庭支援 妊産婦保健指導 乳幼児健康診査 個別相談・訪問 栄養指導
	3 地域で展開する健康づくりと介護予防	1 地域健康づくり	地域健康活動支援 地域介護予防事業推進 健康・生きがいづくり

令和元（2019）年度

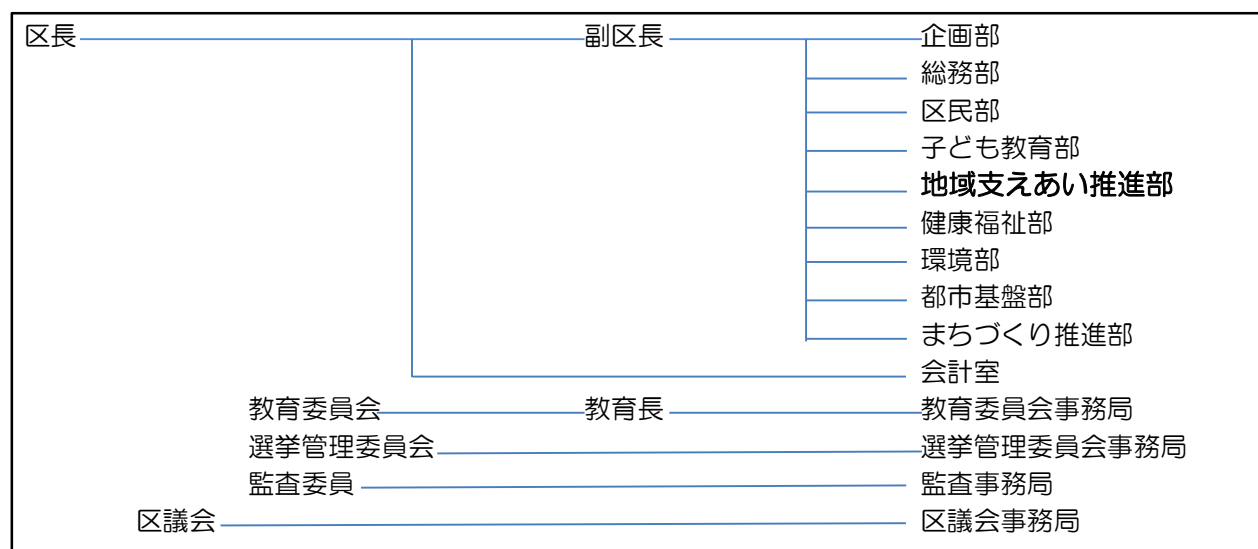
課	施策	事務事業	事業メニュー
0 1	活動の喜びとその実りのある地域	1 支えあい活動が地域展開する部の管理運営	
		1 部管理	部の管理
	2 地域活動を推進する企画運営	1 地域活動企画調整	地域活動企画調整
	3 地域活動拠点の確保、調整	1 地域施設整備	すこやか福祉センター等整備 区民活動センター、高齢者会館等整備 施設管理
	4 実りある活動が自立して行われる地域	1 地域自治活動	区民活動センター調整 区民活動センター運営委員会支援 町会・自治会等活動支援 NPO等地域公益活動支援
		2 地域支えあい活動支援	民生児童委員活動支援 地域支えあいネットワーク調整 災害時避難行動要支援者支援 ひとり暮らし高齢者等確認調査 リーチシステム構築
0 2	地域包括ケアにより安心して生活できる地域	1 地域包括ケア体制の整備	地域包括ケア・アウトリーチシステム構築
		1 地域包括ケア体制整備	地域包括ケア体制整備 地域ケア会議総合調整
	2 地域包括ケア総合計画等の策定	1 総合計画等の調整	既存地域包括ケアシステム推進プランの改定 地域包括ケア総合計画の策定
	3 地域包括支援センター機能強化	1 地域包括支援センター機能強化	地域包括支援センター機能強化 基幹型地域包括支援機能整備
	4 在宅療養推進	1 在宅療養推進	在宅療養推進
		2 認知症対策推進	認知症対策推進
0 3	介護保険を活用し住み慣れた地域で生活する区民	1 安定して運営する介護保険制度	
		1 介護制度運営	介護制度管理
	2 介護保険制度で安心して暮らす高齢者	1 資格・賦課	資格管理 保険料賦課・徴収
		2 介護認定	介護認定
	3 地域で利用する多様な介護サービス	1 保険給付	介護保険給付
		2 地域支援事業	総合事業 給付適正化
	4 地域全体で取り組む介護予防	1 介護予防体制整備	総合事業推進 介護予防体制強化
		2 生活支援サービス体制整備	住民活動支援
	5 いきいき暮らす高齢者	1 高齢者福祉推進	高齢者健康支援 高齢者安心生活自立支援
	6 身近な地域で暮らし続けられる介護基盤の整備	1 介護基盤整備	介護サービス基盤整備支援 事業者運営助成
		2 事業者育成支援	介護サービス事業者育成・支援
	7 適正な指導により良質な介護サービスを提供できる介護事業者	1 事業者指導調整	シルバー人材センター支援 事業者指導 事業者指定管理
0 4	地域で展開する包括的な支援ネットワーク	1 地域支えあい拠点施設運営	すこやか福祉センター運営 区民活動センター運営 高齢者会館等運営（地域介護予防事業推進、地域健康・生きがいつくり、一般介護予防事業含む）
		1 地域支えあい拠点施設運営	
	2 地域で展開する支えあいネットワーク	1 アウトリーチ活動	個別相談支援 潜在ニーズ・課題発見

		地域社会資源ネットワーク
2	地域支えあい	
		地域支えあいネットワーク推進（地域ケア会議運営含む）
		町会・自治会、民生委員等活動支援
3	保健福祉の包括的ケア	
1	総合相談	
		保健福祉相談総合調整
2	個別支援	
		精神保健相談・支援
		難病相談・支援
		ひきこもり相談・支援
		地域在宅療養等相談・支援
3	地域子育て支援	
		妊娠出産トータル支援
		母子保健事業
		養育・発達支援
		栄養・歯科支援
4	地域健康推進	
		地域健康活動支援

地域支えあい推進部組織一覧

平成31年4月1日現在

区の組織における地域支えあい推進部



令和元年度の新しい部組織

- 高齢者における地域包括ケアシステムの推進に必要な施策・事業を一体的に進めるため、区民サービス管理部の介護保険事業及び地域包括ケアの推進に密接に関連する健康福祉部の高齢者サービスに係る事業を地域支えあい推進部に移管

- すこやか福祉センターの機動力、効率性の向上、より一層のアウトリーチ体制の推進を目指して、従来の「地域支援分野」と「地域ケア分野」を統合し、所長とアウトリーチ推進担当課長を置いた

地域支えあい推進部	地域活動推進課	庶務係
	地域活動推進課長	地域活動企画調整係
	区民活動推進担当課長	地域施設係
	トータルケア調整担当課長	地域自治推進係
地域支えあい推進部長	アウトリーチ調整担当課長	地域支えあい活動支援係
	地域保健福祉調整担当課長	地域支えあい活動推進担当係長
	システム活用調整担当課長	地域包括ケア推進係
	■地域包括ケア推進課	地域包括ケア計画係
■地域包括ケア推進担当部長	地域包括ケア推進課長	基幹型包括支援係
	■介護・高齢者支援課	在宅療養推進係
	介護・高齢者支援課長	管理企画係
	◆高齢者支援担当課長	介護資格保険料係
すこやか福祉センター	すこやか福祉センター所長 (4) ◇アウトリーチ推進担当課長 (4)	介護認定係
		介護給付係
		介護予防推進係
		◆高齢者サービス係
		◆高齢者支援基盤整備係
		◆介護事業者係
		庶務係(4)
		高齢者会館(16)
		◇アウトリーチ推進係(4)
		◇区民活動センター(15)
		◇アウトリーチ推進担当係長(15)
		◇保健福祉包括ケア係(4)
		◇地域子育て支援担当係長(4)
		◇地域健康推進担当係長(4)

【部長】

【課長】

【係長】

地域支えあい
推進部長

(地域活動推進課)

地域活動推進課長

トータルケア調整担当課長

アウトリーチ調整担当課長

地域保健福祉調整担当課長

システム活用調整担当課長

区民活動推進担当課長

(中部すこやか福祉センター)

中部すこやか福祉センター所長

アウトリーチ推進担当課長

(北部すこやか福祉センター)

北部すこやか福祉センター所長

アウトリーチ推進担当課長

庶務係長

地域活動企画調整係長(※)

地域施設係長

地域自治推進係長(※)

地域支えあい活動支援係長(※)

※ 地域活動推進課長と区民活動推進担当課長両方で所管

地域活動企画調整係長(※)

地域自治推進係長(※)

地域支えあい活動支援係長(※)

地域支えあい活動推進担当係長

庶務係長

宮園高齢者会館長(庶務係長兼務)

昭和高齢者会館長(庶務係長兼務)

上高田高齢者会館長(庶務係長兼務)

東中野いこいの家館長(庶務係長兼務)

上高田東高齢者会館長(庶務係長兼務)

アウトリーチ推進係長

東部区民活動センター所長(アウトリーチ推進係長兼務)

アウトリーチ推進担当係長

桃園区民活動センター所長(アウトリーチ推進係長兼務)

アウトリーチ推進担当係長

昭和区民活動センター所長(アウトリーチ推進係長兼務)

アウトリーチ推進担当係長(アウトリーチ推進係長兼務)

東中野区民活動センター所長(アウトリーチ推進係長兼務)

アウトリーチ推進担当係長

上高田区民活動センター所長(アウトリーチ推進係長兼務)

アウトリーチ推進担当係長

保健福祉包括ケア係長

地域子育て支援担当係長

地域健康推進担当係長(保健福祉包括ケア係長兼務)

庶務係長

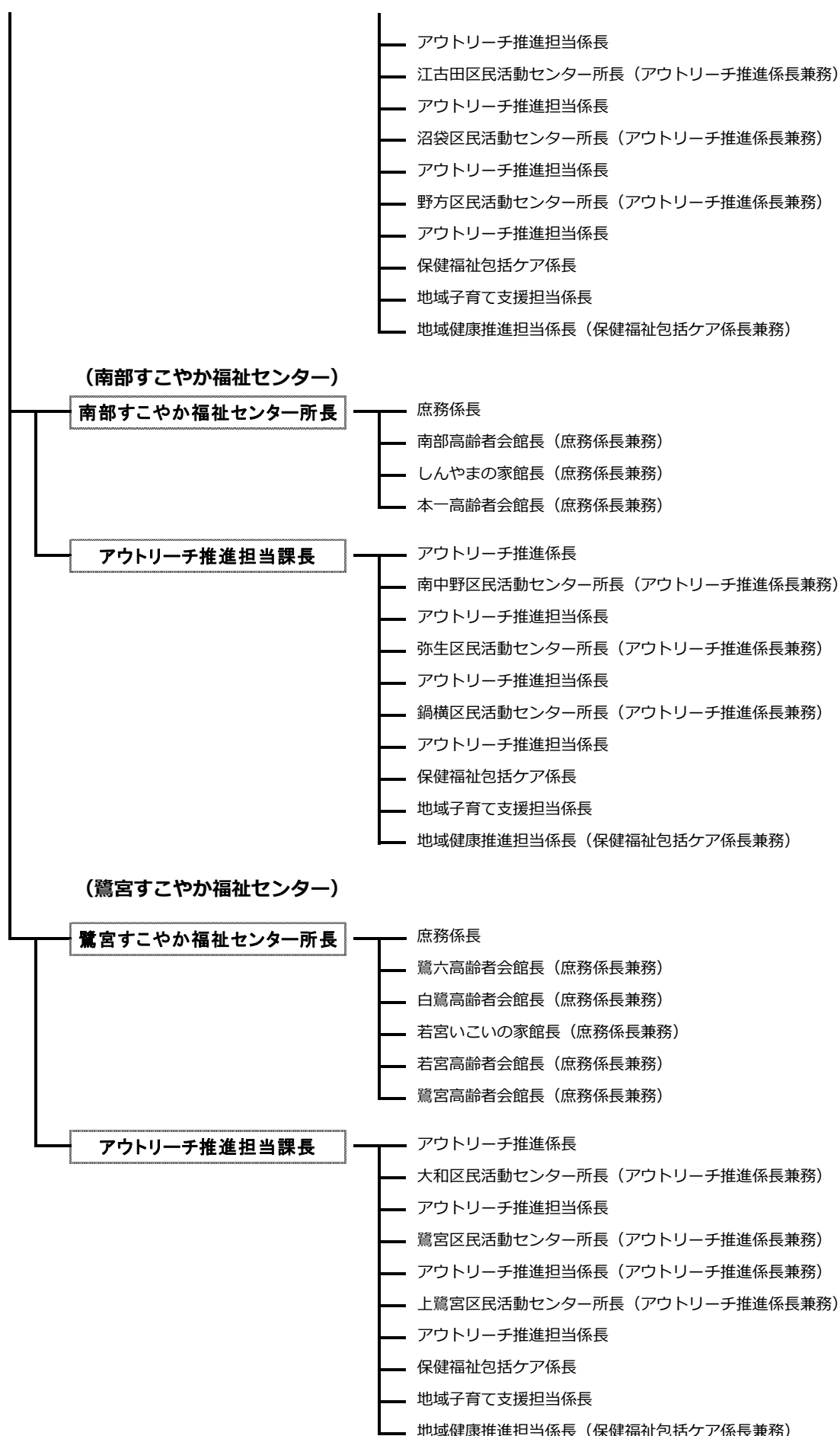
沼袋高齢者会館長(庶務係長兼務)

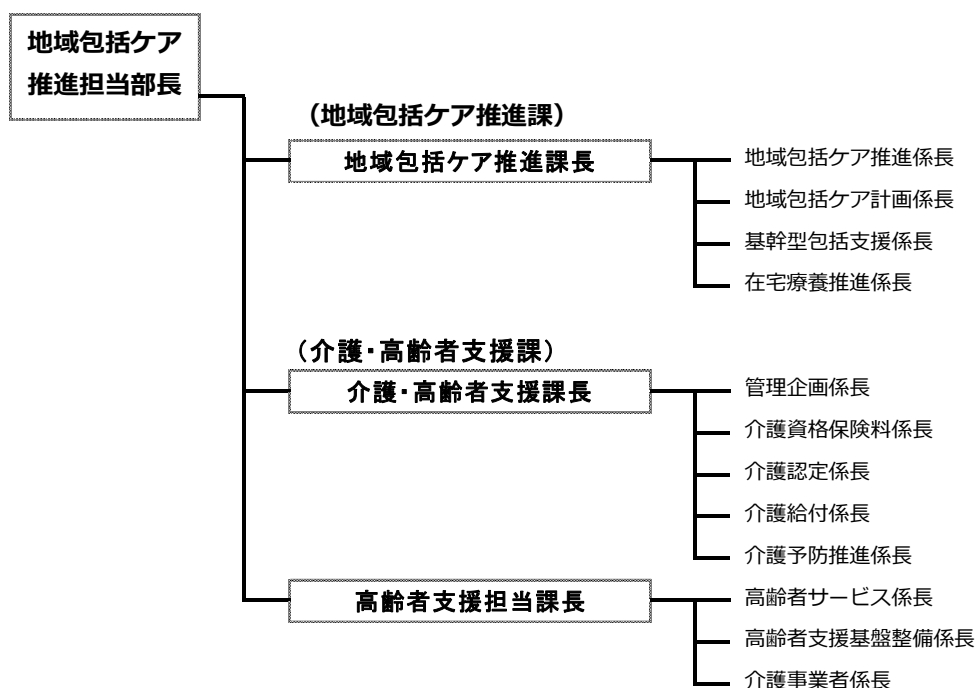
野方高齢者会館長(庶務係長兼務)

東山高齢者会館長(庶務係長兼務)

アウトリーチ推進係長

新井区民活動センター所長(アウトリーチ推進係長兼務)





【部の職員配置】

平成31年4月1日現在（単位：人）

	総 数	管 理 職	一 般 事 務	福 祉	保 健 師	歯 科 衛 生 士	栄 養 士	理 学 療 法 士	心 理	技 能	短 時 間 再 任 用
総 数	228	14	113	34	40	2	4	1	4	1	15
地 域 支 え あ い 推 進 部	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地 域 活 動 推 進 課	30	2	24	2	0	0	0	0	0	0	2
地 域 包 括 ケ ア 推 進 課	12	1	5	1	5	0	0	0	0	0	0
介 護 ・ 高 齢 者 支 援 課	51	1	43	3	0	0	0	1	0	0	3
中部すこやか福祉センター	39	2	12	6	11	1	1	0	1	0	5
北部すこやか福祉センター	34	2	10	9	9	0	1	0	1	0	2
南部すこやか福祉センター	29	2	8	6	8	0	1	0	1	1	2
鷺宮すこやか福祉センター	31	2	11	7	7	1	1	0	1	0	1

地域活動推進課所管事業

I 地域活動企画調整

I-i 地域活動企画調整

平成 31 年度、地域活動推進課に地域活動企画調整係を新設。地域活動推進及びすこやか福祉センターの総合調整、部の職員育成のほか、再犯防止推進計画の策定について主に所管している。また、再犯防止推進に関連する取り組みの一環として、社会を明るくする運動（略称「社明」）について、活動の支援を担当している。社明は、平成 30 年度に子ども教育部から移管され、地域活動推進分野地域自治推進担当が所管していた。

（事業の概要）

1 犯罪防止、非行防止、再犯防止の普及啓発及び活動支援

法務省が主唱する“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～について、区民の運動に対する理解を深めることを目的に、「“社会を明るくする運動”中野区推進委員会」（全 77 名、委員長は中野区長）を設置する。強調月間（7 月）をメインに、中野区保護司会を中心とする関係団体と連携体制を取って、普及啓発を推進する支援を行った。

2 事業の実績（平成 30 年度）

（1）“社会を明るくする運動” 各地区イベント

日程		イベント内容	会場	地区
6 月	30 日	緑野中学校吹奏楽部の演奏 講演「薬物の危険性について」「様々な方との出会い」	中野区立緑野中学校	野方
7 月	1 日	駅頭一斉キャンペーン	中野駅周辺	
	2 日		新井薬師前駅周辺	
	4 日	講演「最近の少年の非行と対策」	新井薬師梅照院	新井・沼袋
	14 日	講演とグループ討論「中野東中学生徒と考えるいじめ問題」	中野区立中野東中学校	昭和東中野、東部
		第二中学校吹奏楽部の演奏、道徳授業地区公開講座参加と懇談会	中野区立第二中学校	鍋横
		桃花小学校児童の鼓笛演奏、DVD 上映、講話「心のふるさと」	中野区立桃花小学校	桃園
		講演「みんながふつうに暮らせる社会のために～聴導犬について学ぶ」	中野区立第四中学校	大和
	16 日	第七中学校吹奏楽部・和太鼓輝鼓会の演奏	中野区立第七中学校	江古田
		講演「これからの時代に求められる『言葉の力』の育成を目指して」		
	17 日	第 19 回「ひまわりコンサート」	大妻中野中学校・高等学校	上高田
	19 日	コーピング授業体験～ストレス対処法を学ぶ～	都立稔ヶ丘高等学校	鷺宮・上鷺宮
	21 日	講演「地域のチカラ パートⅦ～薬物を知って子どもを守る～」	弥生区民活動センター	弥生
	21 日	南中野中学校吹奏楽部の演奏、講演「少年非行の現状」	南中野区民活動センター	南中野
8 月	28 日	「はじめてのヒップホップダンス」in 中野	宝仙学園中学・高等学校	全地区

（2）その他イベント等

- ・ 10 月 パネル展示：区役所 1 階ロビーで “社会を明るくする運動”活動内容の報告展示
- ・ 3 月 “社会を明るくする運動”作文コンテスト表彰式：区内小中学生の応募作品から、優秀作品を区長が表彰

関係法規	再犯の防止等の推進に関する法律 “社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～実施要項
事業開始時期	
平成 30 年度事業担当	地域自治推進担当（2019 年度より、地域活動企画調整係へ変更）
関連資料	

Ⅱ 地域施設

Ⅱ-ⅰ 地域施設の整備及び営繕

(事業の概要)

1 事業の目的

区民が安全で快適に過ごせるよう、すこやか福祉センター、区民活動センター、高齢者会館の施設の整備を行う。

2 事業の内容

(1) 施設整備

施設建設整備計画に基づき、施設の概要(位置、規模、機能等)を検討し整備予定地の状況や周辺まちづくりの動向などについて調査する。施設概要と併せ具体的な整備スケジュールが決まった後に基本方針を策定し、続いて基本計画の策定、基本設計、実施設計を行い、施設建設を進めて行く。

また、建設予定地等の維持管理を行う。

(2) 施設営繕

老朽化による破損や不具合の修理、段差解消やトイレの洋式化等、ユニバーサルデザインの考え方による施設の改修を行う。

3 事業実績

(1) 整備予定施設の基本計画(案)の策定等

【鍋横区民活動センター移転整備基本方針案の策定】

- ・ 整備地 中野区本町五丁目44番地内
- ・ 敷地面積 1087.19㎡
- ・ 整備施設 鍋横区民活動センター【移転】(防災備蓄倉庫【新設】を含む)、地域包括支援センター・障害者相談支援事業所、高齢者福祉施設(看護小規模多機能型居宅介護施設・都市型軽費老人ホーム等)、鍋横自転車駐車場
- ・ 開設予定 令和5年度

【昭和区民活動センター建替整備基本方針案の策定】

- ・ 整備地 中野区中野六丁目16番20号(現施設住居表示)
- ・ 敷地面積 1224.18㎡(拡張用地含む)
- ・ 整備施設 昭和区民活動センター
- ・ 開設予定 令和5年度
- ・ 建替期間中の仮施設として中野区温暖化対策オフィス跡施設(中野区中野五丁目4番7号)を使用する。

【中野三丁目高齢者施設の事業者募集及び決定】

- ・ 整備地 中野区中野三丁目2番13及び同番24(地番)
- ・ 敷地面積 299.87㎡
- ・ 整備施設 高齢者会館相当事業、通所介護事業(事業者による自主事業)、居宅介護支援事業(同)
- ・ 整備事業者 社会福祉法人奉優会
- ・ 開設予定 令和2年度

(2) 施設整備予定地の維持管理等

北部すこやか福祉センター予定地(沼袋小学校跡施設)、昭和区民活動センター建替時の仮施設(温暖化対策推進オフィス跡施設)、(仮称)中野三丁目高齢者施設予定地(中野三丁目寄贈土地)について維持管理を行った。また、東中野区民活動センターを整備した東中野小学校跡地のうち、優良民間住宅整備事業について、事業者公募時の条件及び提案内容の履行の管理等について民間事業者と調整を行った。

【沼袋小学校跡施設校庭開放】（３０年度実績）

- ・ 実施場所 沼袋小学校跡施設校庭（中野区沼袋三丁目１３番）
- ・ 実施日及び時間 毎週日曜日 ９～１７時（３～１０月）９～１６時（１１～２月）
- ・ 利用実績 ５０日 延１，３１２人

（３）施設の改修

【区民活動センター改修実績】

	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度
上 鷺 宮		施設内改修・ トイレ改修	設 計
東 部		トイレ改修	施設内改修・ トイレ設計
弥 生		施設内改修・ トイレ改修	設 計
桃 園	施設内改修・ トイレ改修	設計	
江 古 田	施設内改修・ トイレ改修	設計	
大 和	設計		
新 井	設計		
鷺 宮	設計	女子トイレ改修	男子トイレ改修
上 高 田	設計		
沼 袋	設計		

【高齢者会館施設改修実績】

	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度
南 部	設計		
野 方		トイレ改修	設計
鷺 六	トイレ改修	設計	
東 山		トイレ改修	
白 鷺	トイレ改修		
若 宮 いこいの家	トイレ改修		
昭 和			トイレ改修

【施設営繕】（３０年度実績）

各施設の維持補修工事及び修繕 ４６件

関係法規	中野区すこやか福祉センター条例 中野区すこやか福祉センター条例施行規則 中野区区民活動センター条例 中野区区民活動センター条例施行規則 中野区立高齢者会館条例 中野区立高齢者会館条例施行規則
事業開始時期	—
平成３０年度事業担当	地域活動推進分野 地域施設担当 中部すこやか福祉センター 地域支援担当 南部すこやか福祉センター 地域支援担当
関連資料	すこやか福祉センターＩ－ⅰ すこやか福祉センター運営

Ⅲ 地域自治活動

Ⅲ-ⅰ 区民活動センター調整

(事業の概要)

1 事業の目的

地域課題の解決に向けた地域住民の自主的かつ主体的な取組を促進するため、地域住民による地域自治活動の拠点として設置する区民活動センターの円滑な運営を推進していく。

2 事業の内容

- ・ 区民活動センター運営委員会の活動支援
- ・ 区民活動センター施設管理等業務委託および受託事業者の管理・監督
- ・ 地域で活動する人材の育成

3 事業の実施方法

(1) 運営委員会への委託

区民活動センターにおける、地域の自治活動・公益活動の推進やその活動を行う団体の連携・促進を行う業務を地区町会連合会からの推薦者を中核とする運営委員会へ委託し、運営委員会が地域活動支援業務を円滑に運営・推進できるよう、運営委員会の連絡調整、事務局スタッフの研修や人材確保などの支援を行う。

(2) 施設管理業務委託

区民活動センターの施設利用や施設管理等の業務を委託し、受託事業者が正確で適切な業務を遂行するよう管理・監督を行う。

4 事業の実績

(1) 地域活動コーディネーター養成講座の開催

地域住民の活動を促進するための企画・調整・支援を行う幅広い知識を身につけた人材の養成を目的に、地域自治の推進、地域福祉、地域コミュニティづくりに意欲・関心がある方を対象に年1回実施。区民活動センター運営委員会事務局スタッフは当講座の修了者から採用しており、適した人材の確保が継続されている。

【実施日】平成30年10月3・4・11・12日

【主な内容】「持続可能な社会と地域活動の今後」「地域活動コーディネーターの役割」等各回のテーマに基づく講義やグループ討議

【参加者】11名

(2) 運営委員会活動の支援

- ・ 運営委員会事務局向け研修の実施（運営委員会事務局研修・PC操作研修・新任事務局員研修）
- ・ 労務管理に関する相談支援（社会保険労務士への相談支援業務委託：通年）
- ・ 税務管理に関する相談支援（税理士への相談支援業務委託：通年）
- ・ 運営委員会会長連絡会、運営委員会事務局長連絡会の開催（各年3回）

(3) 施設管理等業務委託および受託事業者の管理・監督

区民活動センター施設管理等業務委託

平成30年度は11か所は民間事業者、4か所は区民活動センター運営委員会（1か所は10月～3月）

関係法規	中野区区民活動センター条例 中野区区民活動センター条例施行規則 中野区区民活動センター集会室等の使用の手続等に関する要綱
事業開始時期	平成23年7月19日（条例施行日）
平成30年度事業担当	地域活動推進分野 地域自治推進担当
関連資料	区民活動センター一覧 すこやか福祉センターⅠ-ⅱ 区民活動センター管理

Ⅲ-ⅱ 町会・自治会等活動推進

(事業の概要)

1 事業の目的

地域住民の親睦を図り、防火・防災、健全育成、美化やリサイクル活動等に取り組む、町会・自治会活動の支援を行い、地域住民の見守り支えあい活動の促進と安心で安全な生活の実現を目指す。

2 事業の内容

(1) 中野区町会連合会支援

役員会や常任理事会の運営支援を行う。

(2) 活動費助成

町会・自治会が行う地域自治活動、加入促進活動及び区政協力活動に対して助成金を交付する。

町会連合会が行う公益的な活動に対して助成金を交付する。

(3) その他

地縁団体認可の手続きや告示事項証明書、印鑑登録証の発行、町会設立、運営に関わる相談や町会加入促進への取り組み支援等を行っている。

3 事業の実施方法

(1) 町会・自治会会館建設助成

助成金額は、実際に要した経費の3分の2以内で、下記の限度額を超えないものとする。

- ・ 新築又は改築 1, 500万円
- ・ 増築又は修繕 500万円
- ・ 購入 1, 000万円

(2) 町会・自治会公益活動推進助成

ア 町会・自治会の公益活動への助成

助成金額は①と②の合計額とし、町会・自治会の区域の世帯数（住民基本台帳の世帯数）に150円を乗じた金額を上限とする。平成30年度から区域内の世帯数が小規模な町会・自治会は次の基準により限度額を定める。

100世帯以下は20,000円、101世帯以上200世帯以下は30,000円。

- ① 地域自治活動 対象経費の実費の2/3以内
- ② 区政協力活動 びん缶回収協力（回収場所1か所当たり1,440円）
区広報協力（1世帯当たり30円）

イ 加入促進活動助成

対象経費の実費の2/3以内 上限50,000円

ウ 町会連合会への助成 対象経費の実費以内

4 事業の実績

(1) 町会・自治会会館建設助成

平成27年度以降は実績なし。

(2) 町会・自治会活動推進

年度	単位町会助成件数(件)	単位町会助成金(円)	町会連合会助成金(円)
平成30年度	108	31,830,050	8,154,840
平成29年度	106	31,474,700	9,160,200
平成28年度	109	30,764,579	5,690,000

関係法規	中野区町会・自治会会館建設助成要綱 中野区町会・自治会公益活動推進助成要綱
事業開始時期	平成7年4月（建設助成） 平成18年4月（公益活動推進助成）
平成30年度事業担当	地域活動推進分野 地域自治推進担当
関連資料	

Ⅲ-Ⅲ 老人クラブ運営助成

(事業の概要)

1 事業の目的

区内の老人クラブ及び老人クラブ連合会の活動を援助し、高齢者福祉の増進を図る。

2 事業の内容

区内の老人クラブ及び老人クラブ連合会の運営に対して、助成を行う。

3 事業の実施方法

(1) 老人クラブ

老人クラブの活動に要する経費のうち、次に掲げるものに対して、助成を行う。

①社会奉仕活動費、②健康を進める活動費、③生きがいを高める活動費、④その他社会活動費

ただし、交際費、酒類の購入等奢侈にわたる食糧費その他老人クラブの活動に要する経費として不適当と認められる経費を除く。

平成29年度より、新規クラブ立ち上げ助成及び小規模クラブ助成を開始した。

- ・ 30人以上50人以下のクラブ 月額 19,300円
- ・ 51人以上100人以下のクラブ 月額 20,900円
- ・ 101人以上150人以下のクラブ 月額 22,500円
- ・ 151人以上200人以下のクラブ 月額 24,100円
- ・ 新規クラブ立ち上げ助成 一団体当たり 50,000円
- ・ 小規模クラブ助成(20人～29人のクラブ) 月額 10,000円(3年間を限度とする)

(2) 老人クラブ連合会

老人クラブ連合会の活動に要する経費のうち、次に掲げるものに対して、助成を行う。

①社会奉仕活動に要する経費、②教養講座開催に要する経費、③健康増進活動事業に要する経費、④その他区長が必要と認める経費

また、老人クラブ連合会が実施する各種の事業に対して、側面的な支援を行う。

4 事業の実績

年度	クラブ数(団体)	会員数(人)	単位クラブ助成額(円)	連合会助成額(円)
平成30年度	67	3,910	15,911,672	1,420,000
平成29年度	68	3,889	16,267,200	1,020,000
平成28年度	65	3,834	15,149,600	1,020,000

関係法規	老人福祉法 中野区老人クラブ助成要綱 中野区老人クラブ連合会補助金交付要綱
事業開始時期	昭和40年4月
平成30年度事業担当	地域活動推進分野 地域自治推進担当
関連資料	

Ⅲ-iv NPO等地域公益活動支援

(事業の概要)

1 事業の目的

町会・自治会や任意団体、NPO 法人などの区民団体が行う、自主的な公益活動を支援し発展させることにより、多岐にわたる区民ニーズに応え、地域生活を豊かにする。

2 事業の内容

(1) 中野区区民公益活動推進協議会

区民公益活動の促進を図るため区長の諮問機関として、区民と学識経験者から構成される協議会を設置し、基金からの助成についての審査等を行う。

(2) 公益活動に関する助成制度

ア 政策助成

区の政策実現に貢献する活動について、活動領域ごとに審査、助成を行う。

今年度より、年度当初活動実績が1年未満で申請できなかった団体に対し、活動実績が1年になった時点で申請を受け付ける「ファーストステップ」を開始した。

イ 東京オリンピック・パラリンピック気運醸成事業のための助成

東京2020大会に向け、区民主体による中野区全体の気運醸成を図る活動や取組みに対し助成を行う。

(3) 区民公益活動推進基金からの助成

当該基金に区民等からの寄附金及び区費の一般財源を積み立て、区民団体の公益活動に助成する。

(4) 業務委託の提案制度

区民団体からの提案を受けた事業を区として事業化し、提案した団体に翌年度委託する制度である。決定にあたっては、中野区区民公益活動推進協議会からの意見聴取を行う。

(5) 区民団体の活動支援

区民団体等への公益活動に関する相談、助言のほか、区民団体向けの講座・イベントを開催する。

3 事業の実績

(1) 中野区区民公益活動推進協議会

ア 第7期委員

区分	氏名	選出団体
区民 (6名)	青 木 敏 亘	中野区民生児童委員協議会
	長 田 久 雄	中野区社会福祉協議会
	藤 本 飛 鳥	中野区立小学校 PTA 連合会
	谷 津 かおり	東京商工会議所中野支部
	宮 本 清 美	公募
	安 岡 真由美	公募
学識 (4名)	和 泉 広 恵	日本女子大学人間社会学部准教授
	牛 山 久仁彦	明治大学政治経済学部教授
	坂 本 文 武	社会情報大学院大学客員教授
	山 岸 絵美理	大月市立大月短期大学専任助教

イ 開催回数

4回（委嘱式、基金助成申請団体審査、業務委託の提案制度に関する意見聴取、基金助成交付団体事業評価）

(2) 区民公益活動に関する政策助成交付事業

ア 活動領域別交付事業

(単位：件、円)

活動領域（担当分野）	申請件数	申請額	交付件数	確定額
総 数	126	17,172,491	120	12,294,443
1（地域活動推進分野）	33	4,866,262	30	3,072,985
2（都市観光・地域活性化分野）	0	0	0	0
3（地球温暖化対策分野）	4	494,886	4	299,750
4（子育て支援分野）	64	7,941,122	64	6,629,272
5（企画分野 人権・男女共同参画担当）	0	0	0	0
6（福祉推進分野）	7	1,097,581	6	679,427
7（都市計画分野）	4	555,000	4	330,609
8（文化・スポーツ分野）	13	2,177,840	11	1,254,400
9（企画分野 平和・国際化担当）	1	39,800	1	28,000
10（区民サービス分野 消費生活センター）	0	0	0	0

イ ファーストステップ交付事業

(単位：件、円)

ファーストステップ	2	264,000	2	184,800
-----------	---	---------	---	---------

(3) 東京オリンピック・パラリンピック気運醸成事業のための助成交付事業

申請件数 9件 交付件数 9件

(単位：円)

事業名	申請額	確定額
総 数	1,568,591	1,354,349
なべよこハロウィン	117,500	117,500
ひがしなかのEKIHIROフェスタこどもまつり	200,000	200,000
中野コンシェルジュ・おもてなしプロジェクトNo. 2	200,000	200,000
タグラグビー教室を通したスポーツ普及啓発事業	200,000	180,000
楽しみながら皆でできるスポーツイベント（ボッチャで障がい者スポーツと親しもう）	198,000	158,400
共生社会をはぐくみ、多様性を認め合い、調和のとれる地域へ-盆踊り練習会2020に向けて-	113,864	87,068
スポーツに関する政策と日常の関係を考えるワークショップの実施	139,227	111,381
T R Sコンサート～スポーツの感動×クラシック～	200,000	160,000
中野まちづくりキャラバン（大会開催時はゲリラ豪雨災害の可能性が・・・）	200,000	140,000

(4) 区民公益活動推進基金からの助成交付事業

申請件数 7件 交付件数 6件

(単位：円)

事業名	申請額	確定額
総 数	1,441,666	980,840
障がいや病気を持つ子どもの「きょうだい」支援シンポジウム	63,000	63,000
like cures like 推進	200,000	200,000
わいわいこども食堂	300,000	300,000
農といえる中野！/中野・内藤とうがらし普及プロジェクト(中野のまちのでんきとごはん 第4弾発展編)	300,000	300,000
みんなで中野をキレイにして仲良く学ぼうプロジェクト	218,666	72,000
中野区立第四中学校花火大会	60,000	45,840
(不交付)ダンスアラカルト「QUEST vol.7 紬絆～輪廻の記憶～」	300,000	0

(5) 業務委託の提案制度実施事業

- ・ 実施事業（平成 29 年度採用事業） 0 件
- ・ 提案事業 4 件（うち採用 3 件・不採用 1 件）

団 体 名	申請業務名	担 当 所 管
特定非営利活動法人パール・ハ ンズ	性的マイノリティのための生活相 談と区民・事業者向けの啓発事業	政策室 企画分野
おやぎょう中野	子どもの考える力を伸ばし、子育て が楽しくラクになるワークショップ	地域支えあい推進室 地域活動推 進分野
特定非営利活動法人わかみやクラブ	ペアレントメンターの養成	子ども教育部 子ども特別支援分野
〈不採用〉特定非営利活動法人多 文化子ども支援センター	外国の文化の背景のある子どもへ の学習支援事業	子ども教育部 指導室

(6) 区民団体の活動支援

- ・ 公益活動団体交流会 平成 30 年 11 月 30 日 区役所会議室 : 参加者 20 名
- ・ NPO 支援講座（広報講座） 平成 31 年 3 月 3 日 区役所会議室 : 参加者 20 名
- ・ NPO パネル展 平成 30 年 8 月 27 日～31 日（5 日間展示） 区役所 1 階ロビー : 出展 22
団体

関係法規	中野区区民公益活動の推進に関する条例及び同施行規則 中野区区民公益活動に対する資金の助成に関する要綱 東京オリンピック・パラリンピック気運醸成事業のための助成に関する要綱 中野区区民公益活動推進基金からの助成に関する要綱 中野区業務委託の提案制度の実施に関する要綱
事業開始時期	平成 18 年 4 月
平成 30 年度事業担当	地域活動推進分野 地域自治推進担当
関連資料	

IV 地域支えあい活動支援

IV-i 民生委員・児童委員活動支援

(事業の概要)

1 事業の目的

地域の身近な相談相手として相談・助言・支援を行うなど、地域福祉の担い手となる民生委員・児童委員(以下、民生児童委員という)の活動を支援し、区民が地域の中で安心して生活できる社会の実現をめざす。

2 民生児童委員の現員数

民生児童委員は各区民活動センターの担当区域ごと(昭和地区と東中野地区は合同)に14の地区民生児童委員協議会を設置している。なお、各地区民生児童委員協議会には、児童福祉を専門的に担当する主任児童委員が各地区2名ずつ配置されている。

また、平成28年度より、欠員地区の活動支援として協力員事業を開始した。

平成30年度 桃園地区2名、昭和・東中野地区1名、上高田地区1名、新井地区1名、上鷺宮地区1名
(平成31年3月31日現在) (単位:人)

地区	定数	現員			地区	定数	現員		
		総数	男	女			総数	男	女
総 数	309	290	40	250					
南 中 野 地 区	31	31	5	26	新 井 地 区	15	13	4	9
弥 生 地 区	18	18	0	18	江 古 田 地 区	21	20	2	18
東 部 地 区	30	30	1	29	沼 袋 地 区	19	17	5	12
鍋 横 地 区	19	18	1	17	野 方 地 区	26	25	4	21
桃 園 地 区	20	17	2	15	大 和 地 区	18	16	3	13
昭和・東中野地区	24	21	2	19	鷺 宮 地 区	34	33	4	29
上 高 田 地 区	20	18	3	15	上 鷺 宮 地 区	14	13	4	9

3 事業の実績

(1) 活動支援

支援を行っている主な事業

- ・ 会長協議会の開催(各地区会長・副会長の計28名で構成され、8月を除く月1回開催)
- ・ 研修報告会の開催(地区別研修成果の発表と今後の活動に対する理解を深めることを目的に平成31年2月に開催)
- ・ 事項別部会の開催(子育て支援・児童福祉・高齢福祉・障がい福祉・生活福祉・主任児童委員)
- ・ 施設見学会の開催
- ・ 民生児童委員のPR活動(パネル展、にぎわいフェスタ、パレード参加等)
- ・ 中野区児童委員・児童相談所・学校・子ども家庭支援センター等の関係機関による地区連絡協議会の開催
- ・ 東京都民生児童委員連合会関係事務

(2) 活動費支給

民生児童委員に対して、連絡通信費、交通費の実費弁償として活動費を支給している。

協議会会長:月額14,000円、地区会長:月額10,000円、地区副会長:月額9,600円、その他の委員:月額8,600円、協力員:月額4,300円

(3) 研修活動補助

民生児童委員協議会の研修活動に対して、その経費補助をしている。

平成30年度:2,525千円、平成29年度:2,525千円、平成28年度:2,431千円

4 民生委員推薦会

民生児童委員候補者を、都知事へ推薦するために区長の附属機関として設置している。

委員は、区議会議員、民生委員、社会福祉事業の実施に関係のある者、区内の社会福祉団体の代表者、教育に関係のある者、関係行政機関の職員及び学識経験者の分野からそれぞれ2名ずつ選任し、14名で構成する。民生委員の一斉改選時及び民生児童委員に欠員が生じたときに開催し、候補者の推薦を行うため、常設機関として運営している。（民生委員法第8条）

5 民生児童委員活動実績

(1) 相談内容別支援件数

(単位：件)

相談内容	年間件数	月平均
総数	3,674	306.2
在宅福祉	209	17.4
介護保険	177	14.8
健康・保健医療	237	19.8
子育て・母子保健	86	7.2
子どもの地域生活	139	11.6
教育・学校生活	153	12.8
生活費	101	8.4
年金・保険	115	9.6
仕事	12	1.0
家族関係	150	12.5
住居	87	7.3
生活環境	173	14.4
日常的な支援	1,042	86.8
その他	993	82.8

(2) 相談対象者別支援件数

(単位：件)

相談対象者	年間件数	月平均
総数	3,674	306.2
高齢者	2,447	203.9
障害者	175	14.6
子ども	419	34.9
その他	633	52.8

(3) その他の活動

(単位：件)

その他の活動	件数	訪問	件数
調査・実態把握	12,040	訪問・連絡活動 (安否確認・見守り等)	8,517
行事参加・協力	7,868		
地域・自主活動	6,927	その他の訪問	22,276
民児協運営・研修	11,844		
証明事務	313		
要保護児童通告等	25		

6 ひとり暮らし高齢者等確認調査

IV - iii の項(P:24)を参照

関係法規	民生委員法 児童福祉法
事業開始時期	昭和23年7月29日
平成30年度事業担当	地域活動推進分野 地域支えあい活動支援担当
関連資料	すこやか福祉センターⅡ-V 地域支えあいネットワーク推進

IV-ii 地域支えあいネットワーク調整

(事業の概要)

1 事業の目的

区民、事業者、行政及び関係機関が連携し、高齢者など支援を必要とする区民が、地域で安心して暮らしていけるよう、見守り等の支えあい活動を推進する。

2 事業の内容・実績

(1) 見守り対象者名簿の提供

平成 23 年 4 月施行の「中野区地域支えあい活動の推進に関する条例」に基づき、同年 11 月から、見守り対象者名簿の、町会・自治会（提供希望による）や民生児童委員等への提供を開始した。平成 29 年度に、従来別々に作成、管理していた見守り対象者名簿と避難行動要支援者名簿（次項参照）、非常災害時救援名簿の情報を統合した。

登 載 す る 情 報	①氏名 ②住所 ③年齢 ④性別 ⑤本人希望事項(避難に必要なもの、避難時の支援者の有無)
登 載 対 象 者	①70 歳以上の単身の世帯に属する者 ②75 歳以上の者のみで構成される世帯に属する者 ③身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳の交付を受けている者 ④児童及びその保護者であって、区長が特に支援が必要であると認めた者 ⑤前①～④に掲げる者に準ずる者として区長が認めた者 ○障害支援区分 1～6 の者 ○要介護、要支援認定者
提 供 先	①町会・自治会（希望する場合） ②民生・児童委員 ③警察署 ④消防署
平成 30 年度末実績	①提供希望町会・自治会数：87 団体 ②名簿登載人数（町会・自治会提供分）：13,486 名 （対象総数 33,822 名） 内訳：高齢者 12,162 名（対象総数 26,137 名） 障害者 1,320 名（対象総数 7,676 名） その他 4 名（対象総数 9 名）

見守り対象者名簿提供状況（町会・自治会提供分）

提供年度	提供町会数	登録状況（単位：人）				名簿登載率※（単位：%）	
		総数	高齢者	障害者	その他	高齢者計	障害計
平成 30 年度	87	13,486	12,162	1,320	4	46.5%	17.2%
平成 29 年度	87	13,287	11,996	1,288	3	58.9%	20.8%
平成 28 年度	82	12,433	11,232	1,198	3	59.3%	20.7%

※ 名簿登載率：名簿提供をした町会・自治会の対象者のうち、名簿に登載された割合

(2) 災害時個別避難支援計画書の作成状況

平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正を受け、平成 26 年度から、災害時避難行動要支援者名簿を避難所別に作成し、防災センター（防災対策本部）と区民活動センター（防災対策地域本部）に配備し、年 2 回更新している。平成 30 年 7 月時点の災害時避難行動要支援者名簿登載者総数は、33,822 名である。なお、(1) で述べた情報を統合した名簿を、平成 30 年度より防災課を通じて「避難行動要支援者名簿」として、提供を希望する地域防災会に提供している。

平成 27 年度からは、災害時避難行動要支援者名簿に基づき、要支援者一人ひとりの「災害時個別避難支援計画書」の作成を進めている。本計画書は、4 年ごとに見直すこととしており、平成 31 年度から、順次調査を実施する。

調査実施状況（平成 27 年度から平成 30 年度末）

（単位：人）

調査対象者数 （平成 30 年 8 月）	調査終了者	調査終了者内訳					
		自力避難可	施設入所・ 長期入院等	家族等の支援 が得られる者	死亡・転居等	調査拒否・ 不在等	計画作成者
33,822	28,017	8,408	450	3,010	475	2,441	13,233

災害時個別避難支援計画書の作成状況（平成 27 年度から平成 30 年度末）

調査終了者	計画作成者	支援者あり	支援者なし	支援者の内訳		
	作成率	有支援者率	支援者のいない率	親族	近所の知人等	その他
28,017	13,233 人	9,204 人	4,029 人	8,634 件	176 件	394 件
	47.2%	69.6%	30.4%	93.8%	1.9%	4.3%

（3）要支援者情報台帳システムの運用

要支援者（高齢者・障害者等）に関する地域住民からの相談・問合せへの迅速かつ正確な対応や、必要な行政等サービスの提供、非常災害時の要支援者の安否確認等の基盤として、要支援者に関する情報（基礎情報、各種訪問・調査結果、サービス適用状況等）を一元的に管理する台帳システムの運用をしている。システムは地域活動推進課、すこやか福祉センター、区民活動センター、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所の計 32 か所で活用している。（運用開始日：平成 25 年 1 月 4 日）。

（4）緊急連絡カード（救急医療情報キット）

緊急の場合、救護措置をスムーズに行い万一の事故に対して万全を図るため、昭和 54 年 4 月から、希望する高齢者宅等に高齢者等の状況や緊急連絡先を記載したカードを備えている。カードは、民生児童委員と区、地域包括支援センターとも共有している。

緊急連絡カード設置数 5,263 件（平成 31 年 3 月 31 日現在）

（単位：件）

	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度
緊急連絡カード設置数	5,263	5,245	5,116
内、民生児童委員による新規登録数	296	438	355

（5）事業者との見守り・支えあい協定、覚書

見守り支えあい活動を推進するために、民間事業者と協定締結、または覚書を取り交わすことで、早期の異変の発見、安否確認に努めている。

協定事業者

- ・ 東京都水道局
- ・ セブン-イレブン・ジャパン(区内 40 店舗)
- ・ 中野区内郵便局(29 郵便局)
- ・ 生活協同組合(コープみらい、パルシステム、東都生協、北東京生活クラブ)
- ・ 東京都住宅供給公社
- ・ 東京電力パワーグリッド株式会社荻窪支店

関係法規	災害対策基本法 中野区地域支えあい活動の推進に関する条例 中野区地域支えあい活動の推進に関する条例施行規則 中野区地域防災計画
事業開始時期	平成 23 年 4 月 1 日
平成 30 年度事業担当	地域活動推進分野 地域支えあい活動支援担当
関連資料	すこやか福祉センターⅡーⅤ 地域支えあいネットワーク推進

IV-iii ひとり暮らし高齢者等確認調査

(事業の概要)

1 事業内容

区の依頼により、年 1 回、民生児童委員が高齢者世帯※を対象に訪問している。この事業では、世帯状況や健康状態、家事全般の自立度などについて調査を行い、状況により、すこやか福祉センター・地域包括支援センターに引継ぎ、必要な支援を行っている。75 歳以上の者のみの世帯は平成 21 年度から対象とした。

また、訪問時には希望により緊急連絡カードの作成・更新も行っている。

※ 高齢者世帯

70 歳以上の単身世帯（以下、「単身者」という。）、75 歳以上の者のみで構成されている世帯（以下、「高齢者のみ世帯」という。）をいう。なお、令和元年度から単身者の対象は、「75 歳以上の単身世帯」に変更となった。

2 事業の実績（平成 30 年度）

(1) 調査対象者

総数 13,178 人（平成 29 年度 13,773 人）

ア 単身者

70 歳以上（昭和 24 年 4 月 1 日以前出生）で、平成 31 年 4 月 1 日現在、住民基本台帳上単身世帯の者

イ 高齢者のみ世帯

75 歳以上（昭和 19 年 4 月 1 日以前出生）の者のみによって構成されている世帯で、平成 31 年 4 月 1 日現在、住民基本台帳に登録されている世帯

ウ ア・イのうち、以下にあてはまる者は除く。

- ・ 事前調査で、単身者・高齢者のみ世帯ではない旨の回答があった者
（事前調査対象 = 4 年前の調査等において調査対象外となった者、および年齢到達、転入などで新たに調査対象となる者）
- ・ 調査対象除外施設（特別養護老人ホーム、認知症グループホーム、高齢者福祉住宅、有料老人ホームなど）に入所している者
- ・ 調査辞退の意思表示があった者
- ・ 平成 27～29 年度の調査で、民生委員が調査不要と判断した者

(2) 調査期間

平成 30 年 5 月 30 日から 7 月 31 日まで

(3) 調査結果

世帯数及び緊急連絡カード作成状況

	平成 30 年度	平成 29 年度	増減（率）
70 歳以上単身世帯数	6,921	7,044	-123（-1.7%）
75 歳以上高齢者のみ世帯数	1,965	2,085	-120（-5.8%）
緊急連絡カード 新規作成者数	296	438	-142（-32.4%）

3 調査結果概要

今回の訪問調査により、地域包括支援センターやすこやか福祉センターの訪問が必要と判明したもの、565 人について、必要な支援へと繋いだ。

(1) 70 歳単身世帯として調査対象者となった方の訪問結果

（調査対象人数 8,835 人）

- ・ ひとり暮らし世帯 6,811 人
- ・ 75 歳以上のみ世帯 137 人
- ・ 74 歳以下の同居家族がいる 204 人

- ・ 二世帯住宅 87人
- ・ すぐ近くに日常的に連絡をとっている親族がいる 90人
- ・ 日中独居や同居親族が病気等で来年度も調査が必要な世帯 65人

(2) 75歳以上高齢者のみ世帯として調査対象者となった方の訪問結果

(調査対象人数 4,343人)

- ・ ひとり暮らし世帯 110人
- ・ 75歳以上のみ世帯 3,583人
- ・ 74歳以下の同居家族がいる 91人
- ・ 二世帯住宅 56人
- ・ すぐ近くに日常的に連絡をとっている親族がいる 70人
- ・ 日中独居や同居親族が病気等で来年度も調査が必要な世帯 38人

(3) 全体的な傾向

- ・ 親族・近所付き合いについては、全体の約8割が交流のある親族または、近所の親しい友人がいた。一方、親族や近所との交流がほとんどないという方も約1割存在した。
- ・ 外出頻度は、約9割が必要時には外出していたが、その他の約1割は、ほとんど外出しない生活をしていた。
- ・ いずれも前年度と同様の傾向である。

関係法規	中野区高齢者実態把握事業実施要綱
事業開始時期	昭和52年度
平成30年度事業担当	地域活動推進分野 地域支えあい活動支援担当
関連資料	すこやか福祉センターⅡーⅴ 地域支えあいネットワーク推進

地域包括ケア推進課所管事業

I 地域包括ケア推進

I-i 地域包括ケア総合調整

(事業の概要)

1 地域包括ケア推進企画調整

中野区地域包括ケア推進会議、すこやか地域ケア会議をはじめ、様々な場を通じて、医療・介護関係者や町会自治会など、多くの関係団体が区と一体となって検討を進め、平成29年3月、「中野区地域包括ケアシステム推進プラン」（以下、「推進プラン」という。）を策定した。

推進プランは、計画期間を平成28年度からの10年間とし、地域包括ケアシステムの構築に向けた区の推進体制整備を行うとともに、関係団体との連携を強化し目標達成に向けて取り組んでいる。平成31（令和元）年度から令和2年度は、推進プランにおいて「ステップ2」と位置づけており、地域包括ケアの対象者を子育て世帯、障害者などを含む地域の全世代、全区民へ拡大し、推進プランについても、見直しを行う。

2 地域ケア会議

推進プランに掲げる目標の実現に向け、区、区民、関係機関・団体がつどい、顔の見える関係をつくるなかで連携し、地域の課題について話し合い、解決に向けた行動につなげていくための推進組織。

地域ケア会議は、その対象となるエリア、役割等によりすこやか地域ケア会議及び中野区地域包括ケア推進会議を設置している。

また、地域包括ケアシステム推進に向けた具体的な課題を検討するため、中野区地域包括ケア推進会議に4つの部会を設置している。

いずれも委員の任期は1年。

・平成30年度会議実施状況

	すこやか地域ケア会議	中野区地域包括ケア推進会議
対 象 エ リ ア	日常生活圏域（すこやか福祉センター圏域）を単位として設置	中野区全域を対象として設置
主な役割と機能	特性に応じた地域力の向上 困難な事例の具体的解決策の検討、ネットワーク構築、地域の課題の発見及び整理、地域資源の開発など、地域力の向上に向けた検討を行う。	地域力の総合的な推進 推進プランの進行管理、関係団体の役割確認、事業化・施策化による課題解決策の普遍化や中野区版のルールづくりなど、地域包括ケア推進に向けた区全体の課題をとらえ、必要となる制度やしくみ等を検討・立案する。
委 員 構 成 (委 員 数)	町会・自治会、民生・児童委員、医療関係者、介護サービス事業所連絡会、社会福祉協議会、ボランティア団体、地域包括支援センター、区（22～30名）	左記団体に下記団体を加える。 友愛クラブ連合会、シルバー人材センター、警察署、消防署、支えあい協力事業所、不動産事業者、高齢者会館受託事業者、商店街連合会、東京商工会議所中野支部、学識経験者（30名）
開 催 回 数	計11回	3回

部会名	在宅医療介護 連携部会	生活支援・介護予防・ 就労・健康づくり 部会	認知症等対策部会	住まい・ 住まい方部会
委員数	31名 (作業部会を含む)	16名 (作業部会を含む)	14名	12名
検討課題	医療介護連携を推進 する方策の具体化	介護予防事業の体系 化	認知症の人を地域で ささえるための仕組 みづくり	高齢者向けの住宅の 整備・支援について の具体化
開催回数	5回(作業部会2回 を含む)	7回(作業部会3回 を含む)	3回	3回

関係法規	中野区地域ケア会議設置要綱
事業開始時期	中野区地域ケア会議：平成27年7月設置(部会：平成29年6月設置)
平成30年度事業担当	地域包括ケア推進分野 地域包括ケア推進担当
予算	介護保険特別会計
関連資料	すこやか福祉センターⅡ-iv 地域ケア会議

Ⅱ 基幹型包括支援

Ⅱ-ⅰ 地域包括支援センター機能強化

(事業の概要)

1 地域包括支援センター運営協議会

中野区の地域包括支援センターの公正及び中立性の確保その他地域包括支援センターの円滑かつ適正な運営を図るため、中野区地域包括支援センター運営協議会を設置している。

- ・ 委員は、学識経験者、区内関係団体代表、介護保険被保険者代表で構成
- ・ 委員の定数は14人以内、任期は2年
- ・ 平成30年1月から第七期
- ・ 平成30年度開催 3回

関係法規	中野区地域包括支援センター運営協議会設置要綱
事業開始時期	平成17年11月
平成30年度事業担当	地域包括ケア推進分野 地域包括ケア推進担当
予算	介護保険特別会計
関連資料	すこやか福祉センター Ⅲ-ⅲ 高齢者相談・支援（地域包括支援センター運営委託）

Ⅲ 在宅療養推進

Ⅲ-ⅰ 在宅療養推進（一般会計）

（事業の概要）

1 事業の目的

区内の在宅医療と介護に関わる多職種が連携を図り、在宅療養の必要な区民が地域で安心して生活できるよう、適切な支援体制を構築する。

2 事業の内容

（1）緊急一時入院病床確保事業

在宅で療養する区民の容態の悪化または急変により、主治医が緊急入院を必要と判断した場合に、円滑な入院措置が講じられるように、区内の医療機関との連携により病床を確保している。

本事業は中野区医師会に委託しており、平成28年度からは確保している病床数を1日2床から3床に増加した。（平成30年度 利用実績 延1,059床）

（2）在宅療養（摂食・えん下機能）支援事業

平成25・26年度に摂食・えん下機能支援評価医・リハビリチーム養成研修を実施し、地域で摂食・えん下機能支援に対応できる人材を集中的に育成した。その人材を活用して、区民や関係機関からの相談に対応する「在宅療養（摂食・えん下機能）支援事業」を平成27年度より開始した。

摂食・えん下に関わる相談を、スマイル歯科診療所内に置いた「在宅療養（摂食・えん下機能）支援センター」において、歯科衛生士が受けている。相談者の状況に応じて、養成した評価歯科医が訪問して指導を行うとともに、必要に応じて摂食・えん下機能評価等を行う訪問診療やリハビリチームに結び付けている。また、事例検討会や評価医・リハビリチーム研修により人材育成も行っている。

本事業は中野区医師会に委託して実施している。（平成30年度 相談実人員 40人、研修及び事例検討会 7回実施）

（3）医療介護情報連携システム（「なかのメディ・ケアネット」）

ICTを利用し、即時かつ正確な情報共有ができるシステムを平成30年度に導入し、関係者による運用テストを行っている。

関係法規	中野区在宅療養者の緊急一時入院病床確保事業実施要綱 中野区在宅療養（摂食・えん下機能）支援事業実施要綱
事業開始時期	緊急一時入院病床確保事業：平成10年1月 摂食・えん下機能支援事業：平成27年4月
平成30年度事業担当	地域包括ケア推進分野 在宅医療介護連携推進担当
予算	一般会計
関連資料	

Ⅲ-ⅱ 在宅療養推進（介護保険特別会計）

（事業の概要）

1 事業の目的

区内の在宅医療と介護に関わる多職種が連携を図り、在宅療養の必要な区民が地域で安心して生活できるよう、適切な支援体制を構築する。

2 事業の内容

（1）在宅療養相談窓口の開設

在宅療養の推進のために平成30年4月より区役所内に在宅療養相談窓口を開設した。

在宅療養者本人、家族、関係機関からの相談を受けながら、情報の提供、医療介護情報の蓄積、関係機関との連携を強化する。

- ・ 平成30年度 相談実績 125件

（2）普及啓発

在宅療養についての理解を深めるために、講演会、パンフレットの配布等を実施している。

ア 在宅療養講演会

一般区民向けに在宅療養に関するテーマの講演会を実施。

（単位：人）

開催日	内容	参加者数
平成30年12月15日	いつまでも美味しく食べる ～生活に役立つ管理栄養士の話～	57

イ 在宅療養パンフレットの発行

- ・ かむ力飲み込む力～いつまでもおいしく食べるために～
- ・ 在宅療養ハンドブック改訂

（3）在宅療養支援者研修会（多職種向け研修）

在宅療養支援における多職種連携を促進するため、研修を実施。

（単位：人）

開催日	内容	参加者数
平成31年3月18日	安心して家で看取るために、 家族に対してどのような支援ができるか	37

関係法規	地域支援事業実施要綱 中野区在宅療養相談実施要綱
事業開始時期	在宅療養推進：平成27年4月 在宅療養相談窓口：平成30年4月
平成30年度事業担当	地域包括ケア推進分野 在宅医療介護連携推進担当
予算	介護保険特別会計
関連資料	

Ⅲ-Ⅲ 認知症対策推進（介護保険特別会計）

（事業の概要）

1 事業の目的

認知症を早期に発見し、適切な介護や医療サービスを提供するとともに、認知症があっても安心して在宅で過ごせる「認知症にやさしい地域づくり」を目指す。

2 事業の内容

（1）認知症の普及・啓発

認知症についての理解を深めるために、講演会、認知症サポーター養成講座、パネル展示等を実施している。

ア 認知症講演会

一般区民向けに認知症に関するテーマの講演会を実施。

（単位：人）

開催日	内容	参加者数
平成 30 年 11 月 12 日	今日からできる！認知症予防	60

イ 認知症サポーター養成講座

平成 21 年度から認知症サポーター養成講座を実施している。認知症の基礎知識や正しい対応方法を学んでいただくことを目的に、一般区民、金融機関、医療・介護関係機関、教育機関等様々な機関向けに講座を実施。

（単位：人）

開催回数	内容	受講者数
94 回	認知症を学び地域で支えよう	1,906 (累計 17,816)

ウ 認知症サポートリーダー養成講座

認知症サポーター養成講座を受講した上で、さらに認知症についての理解を深め、中野区内で認知症の人を支える活動をしたいと考えている方を対象に講座を開催し、認知症にやさしい地域づくりの中核を担う人材を養成する。4 日間の講座とボランティア体験を修了した方を認知症サポートリーダーとして登録する。

- ・ 認知症サポートリーダー養成講座 実施回数 1 回（講座 4 日間とボランティア体験）
- ・ 認知症サポートリーダー登録者 13 人
- ※ 認知症サポートリーダー累計人数 289 人（認知症サポートリーダー登録者とキャラバンメイト（認知症サポーター養成講座の講師）数）

エ アルツハイマーデーパネル展示

世界アルツハイマーデー（9 月 21 日）に合わせ、区役所 1 階ロビーにて、認知症への理解を深める内容や相談先についてのパネルを展示。

オ 認知症パンフレットの発行

- ・ 知って安心認知症（認知症セルフチェックリスト掲載）
- ・ 平均寿命 90 歳時代への備え

（2）認知症早期発見・早期対応事業

区職員（認知症支援コーディネーター）が窓口となり、地域拠点型認知症疾患医療センター（浴風会病院）の認知症アウトリーチチームと連携して、困難事例への対応を行っている。

（3）認知症初期集中支援チーム

地域包括支援センターで把握した認知症が疑われるケースを、区の保健師と福祉職がチームとなって訪問し、ケースを取り巻く状況を把握しアセスメントする。そのケースを、医師会に委託した認知症アドバイザー医と専門医も参加する認知症初期集中支援チーム員会議にかけ、集中的に関わることで課題解決を目指した。

- ・ 相談受理 実 23 人、チーム員訪問 延 61 件、会議実施 年間 12 回

(4) 多職種の認知症対応力・連携強化

ア 認知症多職種協働研修

認知症支援における多職種連携を促進するため、認知症に関わる多職種を対象に研修を実施。

(単位：人)

開催日	内容	参加者数
平成 31 年 3 月 6 日	若年性認知症支援多職種研修・意見交換会	54

イ ガイドブックの改訂

「医療・介護関係者のための認知症対応ガイドブック」（初版平成 28 年 3 月発行）の改訂

(5) 認知症予防講演会

現在の認知機能を把握し、認知症予防の取り組みに繋げる講演会（2 日制）

(単位：人)

開催日	内容	参加者数
【第 1 回】 ①平成 30 年 5 月 21 日 ②平成 30 年 6 月 11 日	①集団認知検査（ファイブ・コグ検査）、認知症予防について	97
【第 2 回】 ①平成 30 年 9 月 19 日 ②平成 30 年 10 月 3 日	②集団認知検査（ファイブ・コグ検査）の結果の見方、認知機能を維持・向上させる生活習慣、区の認知症予防事業について	

(6) なかのオレンジカフェ支援事業

地域住民、NPO 法人、介護事業所、福祉施設、医療機関等の様々な主体が運営するオレンジカフェ（認知症カフェ）の登録制度を設け、登録カフェに対し運営、広報等の支援を行う。（単位：か所）

なかのオレンジカフェ登録数（平成 30 年度末現在）
10

関係法規	地域支援事業実施要綱 認知症支援コーディネーター事業実施要綱 認知症初期集中支援チーム事業実施要綱 中野区なかのオレンジカフェ支援事業実施要綱
事業開始時期	認知症サポーター養成講座：平成 21 年度 早期発見・早期対応事業：平成 26 年度 認知症初期集中支援チーム事業：平成 28 年度 中野区なかのオレンジカフェ支援事業：平成 30 年度
平成 30 年度事業担当	地域包括ケア推進分野 在宅医療介護連携推進担当
予算	介護保険特別会計
関連資料	

介護・高齢者支援課所管事業

I 管理企画

I-i 介護制度運営

(事業の概要)

介護保険制度は、急速な高齢化が進む中、老後の安心を社会全体で支える仕組みとして創設され、平成12年4月にスタートした。その後、高齢者数の増加に伴う軽度認定者や施設サービス費の大幅な増加などにより介護給付費が急増し、制度の持続的な運営を目指すため、3年ごとに介護報酬や仕組みの見直し、新たな介護サービスの創設が行われている。

平成29年度については、第7期介護保険事業計画を策定し、平成30～32年度における介護保険料を決定したほか、平成30年度以降の制度改正（利用者負担割合の一部変更など）に向けた周知を行った。

1 事業の目的

平成12年4月に発足した介護保険制度について、急速な高齢化が進むなかにおいて介護保険法の改正などに対応し、制度の持続的な運営を目指す。

2 事業の内容

(1) 運営

中野区が保険者となり、原則として40歳以上の被保険者が納める介護保険料と公費（国、東京都、中野区の負担金）を財源として運営している。

介護保険の財源①（介護保険の財源②及び③の対象経費は除く）

国	東京都	中野区	保険料（第1号被保険者（23%））
25%	12.5%	12.5%	50%（第2号被保険者（27%））

介護保険の財源②（介護給付費の施設サービス）

国	東京都	中野区	保険料（第1号被保険者（23%））
20%	17.5%	12.5%	50%（第2号被保険者（27%））

介護保険の財源③（地域支援事業 包括的支援事業・任意事業）

国	東京都	中野区	保険料（第1号被保険者）
38.5%	19.25%	19.25%	23%

(2) 介護保険事業計画

介護保険制度を円滑に運営するため、介護保険法に基づき介護保険事業計画を策定している。計画期間（事業期間）は3年間であり、3年ごとに見直しを行っている。現在の第7期介護保険事業計画（計画期間は平成30～32年度）は平成29年度に策定したもの。

(3) 健康福祉審議会介護・健康・地域包括ケア部会

部会の委員の任期は3年で、学識経験者、区内関係団体代表、公募区民委員で構成されている。

第8期中野区健康福祉審議会介護・健康・地域包括ケア部会は平成29年4月14日に発足した。平成29年度は、介護保険制度改正の動向を踏まえた第7期介護保険事業計画に盛り込むべき考え方や事業実績などについて協議を行った（計10回開催）。

(4) 介護保険の円滑な利用のための各種施策

ア 介護給付費準備基金

介護保険料収入（保険料軽減に伴う公費含む）が、介護給付費に充当すべき介護保険料相当分（法定給付負担分、特別給付負担分、財政安定化基金拠出金負担分）を上回った場合に、次年度以降の費用不安に備えるため、その余剰金を介護給付費準備基金に積み立てる。支出が収入を上回った場合は、基金から繰り入れる。

【平成30年度末時点基金残高 2,768,144,721 円】

イ 特別養護老人ホーム入所指針

中野区内の特別養護老人ホームの入所決定の際に、入所の必要性の高い方を優先する明確な基準及び決定過程の透明性・公平性を確保するため、平成16年1月に共通の審査基準を定めた。優先度の判定は① 第一次評価（要介護度・介護者及び住宅の状況などに関する区内共通基準）と② 第二次評価（各ホームの基準）により行う。

平成27年度4月の制度改正に伴い、入所要件は原則要介護度3以上の方となったが、一定の要件を満たす方については特例入所として入所申込みができるものとした。

(5) 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、高齢者が介護を必要とする状態になっても可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう支援するため、身近な区市町村で提供するサービスとして平成18年度の介護保険制度改正により創設された。このサービスは原則として当該区市町村の住民のみが利用できる。また、事業所の指定及び指導は当該区市町村が実施する。中野区では、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護の4種類のサービスに加え、平成24年9月から定期巡回・随時対応型訪問介護看護が提供されている。

また、平成28年4月から定員19名未満の通所介護事業所についても、地域密着型サービスに移行した。

(6) 「介護の日」啓発活動

介護に対する理解と認識を深め、介護サービス利用者、家族、介護従事者等を支援するとともに、地域社会における支え合いや交流を促進する観点から、平成20年度に創設された「介護の日」にちなんでイベントを開催することにより、介護保険制度の周知・啓発を図る。

ア 相談コーナーの設置

中野区介護サービス事業所連絡会介護支援専門員部会（主任介護支援専門員）や訪問看護部会の協力のもと、区役所1階の区民ホールに相談コーナーを設置し、来庁する区民の相談に応じるとともに、地域包括支援センターの紹介等を行った。また、高齢者福祉にかかわる各種パンフレットを展示し、介護保険制度、認知症、高齢者虐待等について周知を行った。

〔平成30年度実施状況〕 平成30年11月8日から11月9日まで 相談者延31名

イ 福祉用具展示コーナーの設置

中野区介護サービス事業所連絡会の協力のもと、区役所1階の区民ホールに福祉用具展示コーナーを設置し、介護ベッド、車いす等の福祉用具を展示、使用方法の説明等を行った。また正面玄関前広場で電動カートの試乗体験や介護ロボットの装着体験も行った。

〔平成30年度実施状況〕 平成30年11月8日から11月9日まで 来場者延562名

ウ 中野区介護サービス事業所連絡会PRコーナーの設置

中野区介護サービス事業所連絡会のPRコーナーを設置し、介護サービス事業者の活動を紹介するパネルや事業者パンフレットの展示を行った。

〔平成30年度実施状況〕 上記イと同じ

エ 区内事業所が行う一般区民向けイベントの周知

11月中に区内事業所が一般区民向けに行うイベントの情報を区が集約し、「介護の日」イベントと位置付けてパンフレットを作製、窓口配布、ホームページへの掲載を行った。

オ 介護制度説明会の開催

地域包括支援センターの協力のもと、友愛クラブからの申し込みにより団体活動の場に出向いて、介護保険制度の概要と、要介護認定の申請からサービス利用までの手順についてDVDの上映と職員（介護保険分野及び地域包括支援センター）による説明を行った。

〔平成30年度実施状況〕

開催日	会場	参加者数	備考
総数		110	
7月25日	産業振興センター	90	中野北包括
9月22日	昭和区民活動センター	20	中野包括

関係法規	介護保険法等、中野区介護保険条例、同施行規則 中野区介護保険施設条例、同施行規則、中野区介護従事者処遇改善臨時特例基金条例 中野区特別養護老人ホーム等運営事業者に対する福祉サービス第三者評価受審費用助成要綱 中野区介護福祉士受験手数料助成金交付要綱 中野区介護職員初任者研修受講費用助成金交付要綱
事業開始時期	平成12年度
平成30年度事業担当	介護保険分野 介護制度運営担当
関連資料	

Ⅱ 保険料・認定

Ⅱ-i 資格・賦課

(事業の概要)

1 資格管理

(1) 事業の目的

中野区介護保険の被保険者（65歳以上の人＝第1号被保険者、40歳以上65歳未満の医療保険加入者＝第2号被保険者）の資格を適正に管理すること。

(2) 事業の内容

ア 被保険者の資格の異動

- ・ 資格の取得 ◆転入 ◆65歳到達 ◆40歳以上65歳未満の区民の医療保険加入
- ・ 資格の喪失 ◆転出 ◆死亡 ◆40歳以上65歳未満の区民の医療保険脱退

イ 住所地特例者の資格の管理

区外の介護保険施設等（住所地特例施設）に入所し住所を区外に移しても、中野区の被保険者資格が継続する。施設所在地の財政負担集中を防ぐための制度。

ウ 被保険者証の交付

介護保険の被保険者に被保険者証を交付する。ただし、第2号被保険者には認定の申請を行った者、交付申請をした者に対してのみ交付する。

(3) 事業の実績

ア 被保険者数の推移

(単位：人)

区分	平成30年度	平成29年度	平成28年度
第1号被保険者	68,748	68,581	68,289
65歳～74歳	31,984	32,527	32,920
75歳以上	36,764	36,054	35,369
第2号被保険者	108,190	108,491	104,092

イ 住所地特例取扱者数

(単位：人)

区分	平成30年度	平成29年度	平成28年度
第1号被保険者	990	905	840
第2号被保険者	6	3	3

2 保険料賦課徴収

(1) 事業の目的

介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収する。

(2) 事業の内容

介護保険の被保険者は中野区に住所を有する65歳以上の第1号被保険者と、40歳以上65歳未満の医療保険に加入している第2号被保険者に区分され徴収方法は異なる。第1号被保険者の保険料は保険者である中野区が賦課・徴収し、第2号被保険者の保険料は加入している医療保険の保険者が医療保険の保険料と併せて徴収している。

(3) 事業の実績

ア 第1号被保険者の徴収方法

(ア) 特別徴収

年金を年額18万円以上受給している被保険者は、原則として年金から天引きする。

(イ) 普通徴収

特別徴収ができない被保険者は、口座振替または納付書により徴収する。

イ 第1号被保険者の保険料の減免・減額

(ア) 減免

震災、風水害、火災等の災害により、住宅、家財等の財産に著しく損害を受けた場合に適用する。

(イ) 減額

生活に困窮し、介護保険料の納付が困難な被保険者に対し平成 15 年度から区独自の保険料の減額制度を導入し、保険料段階が 1～3 の被保険者を対象にしている

ウ 第 1 号被保険者保険料徴収内訳人数 (単位：人)

区分	平成 3 0 年度	平成 2 9 年度	平成 2 8 年度
総数	68,748	68,581	68,103
特別徴収	57,870	56,800	55,656
普通徴収	10,878	11,781	12,447

エ 第 1 号被保険者保険料収納状況 (単位：千円)

区分		平成 3 0 年度	平成 2 9 年度	平成 2 8 年度
特 別 徴 収	調定額	4,314,699	4,202,407	4,164,003
	収入額	4,328,029	4,214,069	4,175,136
	収納率	100.3%	100.3%	100.3%
普 通 徴 収	調定額	710,340	729,702	738,999
	収入額	627,276	636,986	646,754
	収納率	88.3%	87.3%	87.5%
滞納繰越分	調定額	171,952	173,919	172,535
	収入額	29,726	25,182	26,280
	収納率	17.3%	14.5%	15.2%

オ 第 1 号被保険者保険料減免・減額承認決定状況 (単位：人)

区分	平成 3 0 年度	平成 2 9 年度	平成 2 8 年度
保険料減免	17	9	12
保険料減額	50	42	60

関係法規	介護保険法 中野区介護保険条例 中野区介護保険条例施行規則 中野区介護保険料徴収猶予・減免取扱要綱 中野区介護保険料の減額措置に関する事務取扱要綱
事業開始時期	平成 1 2 年 4 月
平成 3 0 年度事業担当	介護保険分野 介護資格保険料担当
関連資料	

Ⅱ-ⅱ 介護認定

(事業の概要)

1 事業の目的

介護保険が必要となった高齢者ができるかぎり住み慣れた地域で生活し続けられるよう、適切な要支援・要介護認定がなされて、ふさわしい介護サービスが受けられるようにする。

2 事業の内容

- ・ 認定申請の受付
- ・ 認定調査の実施
- ・ 主治医意見書の依頼
- ・ 介護認定審査会の開催
- ・ 要介護認定及び認定結果通知等の発行

3 事業の実施方法

被保険者やその家族等からの認定申請を受け、訪問調査を実施し、主治医意見書とあわせ、介護認定審査会で審査・判定を行い、要支援・要介護認定を行う。

4 事業の対象

- ・ 65歳以上の第1号被保険者
 - ・ 40歳以上65歳未満の第2号被保険者
- 第2号被保険者については、加齢に伴う病気（特定疾病）により介護や支援が必要になった場合のみ認定を受け介護保険サービスを利用することができる。

5 介護認定審査会

要介護認定の審査・判定業務を行うため、区長の附属機関として介護認定審査会を設置している。（平成11年9月設置）

審査会の委員は、保健・医療・福祉の各分野から、知識と経験に配慮して委嘱している。審査・判定は、委員4名で構成された合議体により行っている。合議体は17班設置されている。

平成31年3月現在124名 任期：平成29年4月1日から平成31年3月31日まで。

開催状況

年度	開催回数（回）	審査件数（件）
平成30年度	354	10,952
平成29年度	394	13,389
平成28年度	392	13,671

6 事業の実績

(1) 要介護認定状況

ア 申請者数

(単位：件)

年度	総数	新規認定申請	更新認定申請	転入時認定申請	変更認定申請
平成30年度	11,477	3,289	5,549	132	2,507
平成29年度	13,949	3,339	8,116	145	2,349
平成28年度	13,907	3,297	8,250	153	2,207

イ 要介護等認定者数の推移

(単位：人)

区分	平成31年3月末日	平成30年3月末日	平成29年3月末日
総数	13,388	13,166	13,322
要支援1	2,632	2,563	2,869
要支援2	2,223	2,060	1,840
要介護1	2,352	2,369	2,455
要介護2	1,988	1,931	2,007
要介護3	1,491	1,527	1,409
要介護4	1,517	1,496	1,500
要介護5	1,185	1,220	1,242

関係法規	介護保険法 中野区介護保険条例 中野区介護保険条例施行規則 中野区介護認定審査会規則
事業開始時期	平成12年4月
平成30年度事業担当	介護保険分野 介護認定担当
関連資料	

Ⅲ 保険給付

Ⅲ-ⅰ 介護保険給付

(事業の概要)

1 介護給付事務

(1) 保険給付にかかる勧奨通知・支給決定通知の発送

ア 高額介護サービス費

高額介護サービス費支給対象者へ申請勧奨する。なお、支給対象者が死亡した場合には、家族等（相続人代表者）に申請書を送付する。

平成30年度実績 47,841件（高額分 45,311件、医療合算分 2,530件）

平成29年8月より一般世帯の上限額が44,400円に引き上げられた。それに伴い、時限措置として3年間（平成29年8月から令和2年7月まで）年間高額介護（介護予防）サービス費を支給する。

平成30年度実績（年間高額）80件（上記高額分に含む）

イ 福祉用具購入費・住宅改修費

毎月15日頃に、支給対象者へ決定通知を発送する。

平成30年度実績 福祉用具購入費 921件

住宅改修費 784件

(2) 補足給付にかかる負担限度額認定更新時の勧奨通知、決定通知の発送

ア 補足給付の内容

住民税非課税世帯等の方が、介護保険施設（①介護老人福祉施設、②介護老人保健施設、③介護療養型医療施設、④介護医療院）に入所する場合やショートステイを利用する場合に、利用者負担段階に応じて負担限度額を設け、居住費及び食費の基準費用額との差額を給付する。認定者（利用者負担第1段階から第3段階）には、負担限度額認定証を交付する。

【利用者負担段階要件の見直しについて】

平成30年8月より、「前年の合計所得金額」ではなく、「前年のその他の合計所得金額」に基準を変更した。

イ 負担限度額認定期間 8月1日～翌年7月31日

ウ 前年度認定者には毎年5月下旬から6月上旬に勧奨通知を発送する。

新規申請については随時受付を行う。申請受理後、課税状況等認定要件における審査を行い、承認（不承認）を決定し通知する。

平成30年度実績 1,492件

(3) 負担割合証の交付

ア 負担割合の内容

介護サービスを利用した場合の負担割合は、平成27年8月から、所得が一定以上ある65歳以上の方の負担割合を2割とし、平成30年8月から、所得が一定以上ある65歳以上の利用者に対し、3割に変更したため、利用者に対し負担割合証（1割から3割）を交付。また、適用期間中に所得更正や世帯構成変更などにより負担割合が変わった場合は、新たな負担割合証を交付する。

イ 適用期間 8月1日～翌年7月31日

平成30年度交付実績 1割負担 11,994件 2割負担 1,039件 3割負担 1,662件

2 介護保険給付

要介護（要支援）認定を受けた方のうち在宅サービスを利用する場合は、ケアマネージャーにケアプランの作成を依頼し（自己作成も可）、サービスを利用する。要介護度に応じて決められた支給限度額（下表参照）内でサービスを利用した場合の本人負担は、1割から3割である。支給限度額を超えてサービスを利用した場合は、超えた分は全額本人負担となる。

利用したサービスの単位数（サービスの種類により異なる）の合計に、地域差を考慮した単価を乗じた金額が、支払額となる。

(1) 要介護度別居宅サービスの利用限度額単位等一覧

要介護度	支給限度額 (1 か月あたりの単位数)	福祉用具購入費の 支給	住宅改修費の 支給
要支援 1	5,003 単位	4 月 1 日～翌年 3 月 3 1 日の間で 1 0 万円を限度	原則 1 住宅につき 2 0 万円を限度
要支援 2	10,473 単位		
要介護 1	16,692 単位		
要介護 2	19,616 単位		
要介護 3	26,931 単位		
要介護 4	30,806 単位		
要介護 5	36,065 単位		

(2) 介護保険サービスの種類

ア 居宅サービス

- ・ 訪問介護（ホームヘルプ）
- ・ 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護
- ・ 訪問看護・介護予防訪問看護
- ・ 通所介護（デイサービス）
- ・ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
- ・ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション
- ・ 福祉用具の貸与・購入
- ・ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）
- ・ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）
- ・ 住宅の改修
- ・ 居宅介護支援・介護予防支援（ケアプラン）の作成

イ 施設サービス（入所施設の利用は要介護の場合のみ、特養ホームは要介護 3 以上）

- ・ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ・ 介護老人保健施設（老人保健施設）
- ・ 介護療養型医療施設
- ・ 介護医療院

ウ その他のサービス

- ・ 居宅療養管理指導
- ・ 特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホームなど）
- ・ 地域密着型通所介護 ※利用は要介護の場合のみ
- ・ 認知症対応型通所介護
- ・ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ※利用は要支援 2 以上の場合のみ
- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ※利用は要介護の場合のみ
- ・ 夜間対応型訪問介護 ※利用は要介護の場合のみ
- ・ 小規模多機能型居宅介護

(3) 保険給付費執行状況（平成 3 0 年度）

	予算現額（円）	執行額（円）	予算比 （%）	29 年度執行額（円）	前年比（%）
総数	20,202,970,000	19,734,006,414	97.7	19,328,000,424	102.1
居 宅 サ ー ビ ス	11,088,000,000	11,087,685,170	98.6	10,786,313,201	102.8
地域密着型サービス	2,728,474,000	2,696,910,006	98.8	2,656,421,790	101.5
施 設 サ ー ビ ス	5,253,363,000	4,868,721,323	92.7	4,844,832,536	100.5
高額介護サービス※	672,642,000	672,383,592	100.0	610,715,551	110.1
特 別 給 付	856,000	700,750	81.9	431,120	162.5
特定入所者介護サービス	459,635,000	407,605,573	88.7	429,286,226	94.9

※ 高額介護サービスには、高額医療合算介護サービスも含む。

(4) 居宅サービス種類別給付状況（平成30年度）

	費用額 (円)	支払件数 (件)	月平均件数 (件)	構成割合 (費用額) (%)
総 数	13,784,595,176	355,060	29,589	100.0
訪 問 介 護	2,205,118,822	33,513	2,793	16.2
訪 問 入 浴 介 護	171,010,367	2,853	238	1.3
訪 問 看 護	862,030,011	21,467	1,789	5.3
訪問リハビリテーション	138,808,228	4,096	341	1.0
通 所 介 護	1,602,441,414	22,615	1,885	11.7
通所リハビリテーション	315,227,189	7,541	628	2.3
福 祉 用 具 貸 与	681,878,865	58,014	4,835	5.0
短 期 入 所	521,067,957	7,350	613	3.8
地域密着型サービス※1	2,696,910,006	24,880	2,073	19.8
そ の 他 サ ー ビ ス ※2	4,499,847,736	171,026	14,252	32.9
福 祉 用 具 購 入	27,220,107	921	77	0.2
住 宅 改 修	63,034,474	784	65	0.5

※1 「地域密着型サービス」とは、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護（いずれも介護予防分を含む）を指す。

※2 「その他サービス」とは、居宅療養管理指導、特定施設入居者生活介護、居宅介護サービス計画（いずれも介護予防分を含む）を指す。

(5) 施設サービス施設別給付状況（平成30年度）

	費用額 (円)	支払件数 (件)	月平均件数 (件)	構成割合 (費用額) (%)
総 数	4,868,721,323	17,400	1,451	100.0
介護老人福祉施設	3,170,542,164	11,745	979	65.5
介護老人保健施設	1,137,598,963	4,068	339	23.5
介護療養型医療施設	558,117,175	1,579	132	10.9
介 護 医 療 院	2,463,021	8	1	0.1

(6) 特別給付

ア 短期入所（ショートステイ）にともなう送迎費用の給付

短期入所利用時の送迎の際に施設の送迎サービスが利用できず、タクシー、寝台車を利用した場合に利用者負担額を超えた部分の金額（限度あり）を給付する。

平成30年度実績 6件 給付費 41,150円

	利用者負担額	給付限度額
タクシーを利用した場合	2,500円	12,500円
寝台車を利用した場合	4,000円	12,000円

イ 訪問理美容サービス

在宅で要介護3・4・5の寝たきり、認知症等で理美容店の利用が困難な方から申請を受け、理美容券を発行し、訪問による理美容サービスを実施している。

サービス利用者は、区と提携した理美容組合加盟店等から訪問を受け、自己負担金（2,300円）と理美容券を事業者へ渡す。事業者は理美容券を保険者に提出し、2,700円の給付を受ける。

理美容券は3か月に1枚の割合で1年間に4枚まで発行する。

平成30年度実績 114件 給付費 307,800円

ウ 寝具乾燥サービス

平成18年度から在宅で要介護4・5の寝たきりの方や常時失禁状態の方を対象に寝具乾燥サービスを実施している。利用者は、毎月利用の際にサービス事業所に自己負担金を支払う。

利用者負担額（1回につき）

乾燥消毒 700円 （非課税世帯 550円）

丸洗い 800 円 (非課税世帯 650 円)
水洗い 1,000 円 (非課税世帯 800 円)
平成 30 年度実績 48 件 給付費 351,800 円

3 審査支払

(1) 国保連合会が行う審査支払業務

介護報酬の審査・支払事務処理は、区市町村の委託を受けた東京都国民健康保険団体連合会が行い、1 割から 3 割の利用者負担を除いた介護サービス費用が、国保連合会からサービス事業所や居宅介護支援事業所等へ支払われる。

(2) 審査支払業務の流れ

- ① サービス事業所からの給付費請求書情報及び介護支援事業所等からの給付管理票情報を受け付ける。
- ② ①の内容を点検し、突合を行う。
- ③ 支給限度額管理を行う。
- ④ 介護給付費審査委員会により請求内容を審査する。
- ⑤ 点検・審査の結果、事業所へ返戻及び審査結果を通知する。
- ⑥ 保険者へ介護給付費を請求する。

平成 30 年度実績 審査支払件数 369,983 件
審査支払手数料 22,198,980 円

関係法規	介護保険法 中野区介護保険住宅改修費の受領委任払いに係る事務取扱要綱 中野区介護保険条例（第 11 条）、同施行規則（第 22 条の 2、第 23 条、第 25 条） 中野区介護保険特別給付費訪問理美容サービスの代理受領に係る事務取扱要綱 中野区介護保険特別給付費寝具乾燥サービスの代理受領に係る事務取扱要綱 中野区介護保険特別給付費の代理受領に係る事務取扱要綱
事業開始時期	平成 12 年 4 月
平成 30 年度事業担当	介護保険分野 介護給付担当
関連資料	

Ⅲ- ii 給付適正化

(事業の概要)

1 介護給付等費用適正化事業

(1) 介護給付費通知

介護サービス利用者に対して給付内容や額を通知し、介護給付内容等を自ら確認してもらうことにより給付の適正化を図る。

ア 通知対象者

居宅サービス利用者

イ 通知内容

サービス年月、サービス事業所名、サービスの種類、日数、サービスの費用額、利用者負担額

ウ 通知時期及び発送件数

平成30年12月発送（平成30年8月～10月利用分） 6,090件

(2) 住宅改修等の調査

平成30年度実績 11件

(3) 医療情報との突合

平成30年度実績 140件 ※国保連への委託件数含む

(4) 縦覧点検（初回加算算定及び重複請求）

平成30年度実績 249件 ※国保連への委託件数含む

2 住宅改修理由書作成助成

ケアマネージャーなど介護保険住宅改修の専門性を有する者が、居宅介護支援（介護予防）のサービスを受けていない利用者の「住宅改修を必要とする理由書」を作成する場合に、1件あたり2,000円の補助を行う事業。

平成30年度助成件数 24件 執行額 48,000円

3 ケアプラン質の向上検討会の実施

ケアプランの質の向上を目指すとともに、健全な介護給付の実現と適正化を図るため、ケアプラン質の向上検討会を開催する。

平成30年度開催回数 8回 執行額 144,000円

関係法規	介護保険法 中野区介護保険住宅改修支援実施要項
事業開始時期	平成12年4月
平成30年度事業担当	介護保険分野 介護給付担当
関連資料	

IV 介護予防推進

IV-i 総合事業推進

(事業の概要)

平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を開始し、予防給付のうち訪問介護（訪問型サービス）と通所介護（通所型サービス）が総合事業に移行した。また、高齢者自身の能力を最大限に活かして、要介護状態になることを予防するため、従来の介護サービス事業所によるサービスに加え、住民主体によるサービスなど多様な主体による取り組みを進めている。

なお、要支援認定を受けていない方でも、「基本チェックリスト」により必要と判定された場合は、訪問型サービスや通所型サービスを利用することができる。また、高額介護予防サービス費相当事業も合わせて開始した。

1 介護予防・生活支援サービス事業

介護保険の要支援認定者及び65歳以上で地域包括支援センターで実施する基本チェックリストによりサービス事業対象者に該当した方のうち、介護予防ケアマネジメントの中で本事業の参加が有効であると認められた方を対象として実施する事業

(1) 指定事業者によるサービス

訪問型サービス 21,682件 執行額 432,112,440円
 (内訳) 従前(現行)相当サービス 21,331件
 緩和(区独自)基準サービス 339件
 緩和(他市町村独自)基準サービス 12件
 通所型サービス 20,763件 執行額 544,081,286円
 (内訳) 従前(現行)相当サービス 20,509件
 緩和(区独自)基準サービス 254件
 高額介護予防サービス費相当事業 663件 執行額 2,411,199円
 (※年間高額介護予防サービス費担当費を含む)
 審査支払件数 42,473件 執行額 2,548,380円

(2) 短期集中予防サービス事業

短期間(3ヶ月程度)に生活機能の改善を図るため、週1回・全12回(口腔機能向上プログラムのみ6回)所要時間2時間程度で実施した。

ア テキパキ運動機能向上プログラム

全身のストレッチやバランス機能の向上、正しい歩行など、機能訓練指導員等による転倒・骨折予防と腰痛・膝痛対策を目的とした内容の事業を、13か所の会場で16コース(1コース12回)実施した。

転倒・骨折予防コース実施状況

(単位:回、人)

会場	実施期間	回数	参加人数		
			総数	男	女
総数			114	30	84
北部圏域 (介護サービス事業所)	平成30年6月7日～平成30年8月23日	12	8	3	5
	平成30年9月20日～平成30年12月6日	12	12	2	10
北部圏域(整骨院)	平成30年12月5日～平成31年2月27日	12	9	3	6
鷺宮圏域(整骨院)	平成30年6月6日～平成30年8月29日	12	9	1	8
鷺宮圏域 (介護サービス事業所)	平成30年10月9日～平成30年12月25日	12	11	4	7
中部圏域 (スポーツ施設)	平成30年6月9日～平成30年9月1日	12	13	4	9
中部圏域 (介護サービス事業所)	平成30年5月12日～平成30年8月4日	12	10	3	7

中部圏域 (中部スポーツ・コミュニティプラザ)	平成 30 年 9 月 6 日～平成 30 年 11 月 22 日	12	6	2	4
	平成 30 年 12 月 6 日～平成 31 年 3 月 7 日	12	5	2	3
南部圏域 (南部スポーツ・コミュニティプラザ)	平成 30 年 5 月 8 日～平成 30 年 7 月 24 日	12	10	3	7
	平成 30 年 10 月 2 日～平成 30 年 12 月 18 日	12	10	1	9
南部圏域 (介護サービス事業所)	平成 30 年 7 月 1 日～平成 30 年 9 月 16 日	12	11	2	9

腰痛・膝痛対策コース実施状況

(単位：回、人)

会場	実施期間	回数	参加人数		
			総数	男	女
総数			42	8	34
鷺宮圏域 (介護サービス事業所)	平成 30 年 9 月 2 日～平成 30 年 11 月 25 日	12	5	1	4
鷺宮圏域 (鷺宮高齢者会館)	平成 30 年 11 月 8 日～平成 31 年 2 月 21 日	12	12	3	9
北部圏域 (松が丘シニアプラザ)	平成 30 年 7 月 3 日～平成 30 年 10 月 2 日	12	10	2	8
南部圏域 (やよいの園)	平成 30 年 9 月 5 日～平成 30 年 11 月 28 日	12	15	2	13

イ 食べる幸せ口腔機能向上プログラム

軽体操に加え、口腔衛生、口腔機能、栄養、誤えん防止、摂食、えん下等口腔機能向上に関する内容について、歯科医師等により 2 コース（1 コース 6 回）実施した。また、全 4 回、会場を変えてお口の測定会を実施した。

口腔機能向上コース実施状況

(単位：回、人)

会場	実施期間	回数	参加人数		
			総数	男	女
総数			20	7	13
中野区歯科医師会館	平成 30 年 6 月 5 日～平成 30 年 7 月 10 日	6	10	4	6
	平成 30 年 10 月 2 日～平成 30 年 11 月 6 日	6	10	3	7

お口の測定会の実施状況

(単位：回、人)

会場	実施日	回数	参加人数		
			総数	男	女
南部すこやか福祉センター	平成 30 年 9 月 11 日	4	51	12	39
中野ブロードウェイ地下プチパリ	平成 30 年 9 月 12 日				
中部すこやか福祉センター	平成 30 年 9 月 18 日				
タウンでさろん	平成 30 年 9 月 19 日				

ウ 脳喝（認知症予防）プログラム

健康運動指導士により、座位リズム運動、立位運動等を実施した。

測定会なしコース

(単位：回、人)

会場	実施期間	回数	参加人数		
			総数	男	女
総数			30	9	21
鷺宮体育館(4月開始のみ)・南部スポーツ・コミュニティプラザ	平成30年4月12日～平成30年6月28日	12	19	7	12
	平成30年8月27日～平成30年12月3日	12	5	2	3
	平成30年12月10日～平成31年3月25日	12	6	0	6

測定会有りコース

(単位：回、人)

会場	実施期間	回数	参加人数		
			総数	男	女
総数			38	5	33
TAC サンプラザ(測定会)、中野体育館 (運動プログラム)	平成 30 年 7 月 2 日～平成 30 年 11 月 23 日	10	16	2	14
	平成 30 年 9 月 3 日～平成 31 年 2 月 1 日	10	5	0	5
	平成 30 年 10 月 29 日～平成 31 年 3 月 29 日	10	17	3	14

※ 測定会：全4回・個別に1時間行い、運動プログラム全6回・約2時間行う

エ ワイワイカラオケ体操プログラム

音楽健康指導士により音響機器を活用した体操や脳トレなどの内容を、各すこやか福祉センター圏域で3コースずつ実施した。

(単位：回、人)

会場	実施期間	回数	参加人数		
			総数	男	女
総数			110	19	91
中部すこやか福祉センター	平成 30 年 5 月 9 日～平成 31 年 2 月 27 日	12	19	1	18
沼袋区民活動センター	平成 30 年 5 月 11 日～平成 31 年 3 月 15 日	12	26	4	22
南部すこやか福祉センター	平成 30 年 5 月 9 日～平成 31 年 2 月 27 日	12	29	8	21
上鷺宮区民活動センター、鷺宮区民活動センター分室	平成 30 年 5 月 11 日～平成 30 年 11 月 16 日	12	36	6	30

(2) 住民主体サービス

ア 訪問型（シルバー人材センター）

シルバー人材センター会員を派遣し、日常的な家事等の生活援助を行った。1か月につき4時間を限度とし、1時間につき200円の自己負担とした。実利用人数21名、利用時間数延べ749時間。主な利用内容は掃除、買い物代行、洗濯、通院同行。

イ 通所型（高齢者会館）

高齢者会館において、週1回定期的に行われる、体操やゲーム、レクリエーション、おしゃべりなど食事を含む3時間程度のミニデイサービス。15か所で実施した。

ウ 立ち上げ支援等補助事業

住民主体サービスを行う地域の自主活動団体に対して、立ち上げ支援及び運営費の補助を行っている。

- ・ 訪問型 1団体
- ・ 通所型 1団体

2 一般介護予防事業

65歳以上のすべての高齢者等を対象として実施する事業。

(1) 介護予防普及啓発事業

介護予防の必要性・重要性を周知し、自主的な介護予防への取り組み及び介護予防に対する認識の向上を目的とした介護予防事業や講演会等を実施している。高齢者の健康づくり・介護予防事業の地域の拠点の施設を会場として、委託により実施している。

ア 運動器の機能向上プログラム

健康運動指導士による椅子座位運動、下肢筋トレ、脳トレ等を、週1回・全12回実施した。

(単位：回、人)

会場	実施期間	回数	参加人数		
			総数	男	女
総数			60	9	51
中部スポーツ・コミュニティプラザ	平成30年5月10日～平成30年7月26日	12	10	3	7
	平成30年5月7日～平成30年7月30日	12	10	0	10
	平成30年8月27日～平成30年12月3日	12	10	2	8
	平成30年12月10日～平成31年3月25日	12	10	2	8
南部スポーツ・コミュニティプラザ	平成30年8月27日～平成30年12月3日	12	10	1	9
	平成30年12月10日～平成31年3月25日	12	10	1	9

イ 水中運動プログラム（南部スポーツ・コミュニティプラザ）

水泳指導管理士による、水中ウォーキング、水中ストレッチ等を、週1回・全12回実施した。

(単位：回、人)

会場	実施期間	回数	参加人数		
			総数	男	女
総数			18	0	18
南部スポーツ・コミュニティプラザ	平成30年5月9日～平成30年7月25日	12	9	0	9
	平成30年9月5日～平成30年11月21日	12	9	0	9

ウ 介護予防講演会

介護予防の必要性を多くの区民に周知し、認識の向上を図ることを目的とした講演会及び写真展を実施した。

(ア) 介護予防講演会

(単位：人)

会場	テーマ	開催日	参加人数
中野区産業振興センター 大会議室	100歳を生きる！プラチナ世代の輝き術	平成31年1月27日	53

(イ) 写真展

(単位：人)

会場	テーマ	開催日	参加人数
中野区産業振興センター ロビー	笹本 恒子写真展（日本初の女性報道写真家）	平成31年1月23日～平成31年1月27日	208

エ なかの元気アップ体操ひろば

民間施設を活用した、高齢者が予約なしで気軽に参加できる体操の場を開始した。

区内6カ所 週1回1時間程度 延べ参加人数 4,018人。

(2) 健康・生きがいづくり事業

介護予防に資する住民主体の活動促進助成（中野区社会福祉協議会）

(3) 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を機能強化するために、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する事業。

介護予防事業をより充実した活動とするため、地域のリハビリテーション専門職を対象に介護予防事業でのリハ専門職の役割や介入のイメージを得られるよう講座を実施した。

- ・ リハビリテーション専門職講座 2 回実施(内 1 回は東京都理学療法士協会中野区支部との共催)
延べ参加人数 39 人
- ・ 地域活動団体等支援 18 件

関係法規	介護保険法第 115 条の 45（地域支援事業） 地域支援事業実施要綱 中野区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱 中野区短期集中予防サービス事業及び介護予防普及啓発事業実施要綱 中野区住民主体サービス事業実施要綱 中野区住民主体サービス事業補助金交付要綱
事業開始時期	平成 29 年 4 月 1 日
平成 30 年度事業担当	地域包括ケア推進分野 介護予防体制整備担当
予算	介護保険特別会計
関連資料	すこやか福祉センターⅢーxiii 地域介護予防・健康生きがいづくり

IV- ii 住民活動支援

(事業の概要)

1 事業の目的

高齢者の生活支援等のサービスを住民が担い手となって参加する自主活動団体など多様な主体によって提供できるよう体制を整備していく。

2 事業の内容

平成 29 年 4 月からの介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、生活支援サービス担い手養成講座及び住民主体サービスを提供できる団体等の立上げを目指した地域支援実践講座を実施した。

3 事業の実施方法

介護予防・生活支援サービス担い手養成講座は委託により実施した。

4 事業の実績

・ 区民向け講座

介護予防・生活支援サービス担い手養成講座 全 12 回を 2 回 参加人員 延 661 人

地域支援実践講座 全 5 回 参加人員 延 67 人

関係法規	介護保険法第 115 条の 45（地域支援事業） 地域支援事業実施要綱
事業開始時期	平成 28 年 4 月 1 日
平成 30 年度事業担当	地域包括ケア推進分野 介護予防体制整備担当
予算	介護保険特別会計
関連資料	

V 高齢者サービス

V-i 高齢者健康支援

(事業の概要)

1 事業の内容

(1) 敬老事業

昭和40年から77歳、88歳と99歳以上の者に対し、敬老祝品を贈呈していたが、平成13年度から対象者を100歳以上とした(中野区敬老祝品贈呈事業実施要綱)。

平成16年度から対象者を、「年内に100歳以上の誕生日を迎える者」を、「年度内に100歳以上の誕生日を迎える者」に変更し、「敬老の日」を中心に次のように祝品を贈呈している。また、平成17年度からは、88歳(米寿)のお祝いとして区内園児が描いた絵に区長のお祝いの言葉を添えた敬老カードを対象者に送付している。

敬老祝品贈呈実施状況

区分	対象者数	
88歳(米寿)	1,404人	区内園児が作成した敬老カード
100歳以上	189人	中野区内共通商品券(10,000円分)

(2) 高齢者農園

高齢者の健康保持と仲間づくりを行い、併せて園芸技術を習得するなど、高齢者の福祉増進を図ることを目的とする事業で、昭和51年4月から実施している。

利用対象者は区内在住の60歳以上の方。平成13年度から費用負担あり(中野区高齢者農園要綱)。

花・野菜、盆栽、植木の3つのグループがあり、区内3か所の農園で園芸実習を行っている。

- ・ やよい農園 中野区弥生町四丁目30番
- ・ かみさぎ農園 中野区上鷺宮五丁目30番
- ・ かみさぎ農園分園 中野区上鷺宮一丁目16番

農園別利用者数

平成31年4月1日現在

	花・野菜部	盆 栽 部	植 木 部	計
や よ い 農 園	32人		24人	56人
かみさぎ農園(分園含む)	27人	6人	14人	47人

(3) 三療サービス

高齢者、障害のある人及び原子爆弾の被爆者に対し、はり・きゅう・マッサージで医療行為に当たらないもの並びに健康及び保健に関する情報の提供、健康相談等を行い、その健康増進を図るとともに、三療の施術にたずさわる視覚障害のある人の就業の援助を図ることを目的とする事業で、昭和51年5月から実施している(中野区三療サービス実施要綱)。

中野区鍼灸按摩マッサージ師会への委託により、毎月1回、高齢者会館、高齢者集会室等30か所で行っている。

対象者は、区内に居住する60歳以上で、施術実施会場まで出かけられる者。

平成2年4月からは、65歳以上で常時寝たきりの高齢者及び身体障害者手帳1級該当者に対して、また、平成4年4月からは、被爆者健康手帳の交付を受けている者に対しても、年4回まで自宅への出張施術を行っている。自己負担金は、いずれも1回900円である。

三療サービス実施状況

単位：人

会 場	利用者数	会 場	利用者数
総 数	4,178		
し ん や ま の 家	165	鷺 六 高 齢 者 会 館	151
南 部 高 齢 者 会 館	140	南中野区民活動センター	92
本 一 高 齢 者 会 館	194	鍋横区民活動センター分室	72
城 山 ふ れ あ い の 家	79	中部すこやかセンター	117

宮 園 高 齢 者 会 館	1 8 6	新 井 区 民 活 動 セ ン タ ー	2 1 7
東 中 野 い こ い の 家	1 2 9	江 古 田 区 民 活 動 セ ン タ ー	1 3 5
昭 和 高 齢 者 会 館	6 3	沼 袋 区 民 活 動 セ ン タ ー	9 1
上 高 田 高 齢 者 会 館	1 0 2	野 方 区 民 活 動 セ ン タ ー 分 室	2 0 4
上 高 田 東 高 齢 者 会 館	1 0 9	大 和 区 民 活 動 セ ン タ ー	1 2 7
沼 袋 高 齢 者 会 館	1 4 3	上 鷺 宮 区 民 活 動 セ ン タ ー	1 1 0
み ず の 塔 ふ れ あ い の 家	1 0 5	や よ い の 園	7 4
野 方 高 齢 者 会 館	1 2 4	堀 江 敬 老 館	1 1 6
東 山 高 齢 者 会 館	1 1 3	松 が 丘 シ ニ ア プ ラ ザ	1 9 3
若 宮 高 齢 者 会 館	1 2 9	鷺 宮 高 齢 者 会 館	1 6 0
若 宮 い こ い の 家	1 6 2	出 張 施 術	1 3 7
白 鷺 高 齢 者 会 館	2 3 9		

関係法規	中野区三療サービス実施要綱
事業開始時期	昭和51年5月
平成30年度事業担当	福祉推進分野 高齢福祉推進担当
関連資料	

V-ii 高齢者安心生活自立支援

(事業の概要)

1 事業の内容

(1) 緊急通報システム

65歳以上のひとり暮らしの高齢者及び障害のある人が家庭内で緊急事態に陥ったとき、無線発報機等を用いて容易に東京消防庁に通報することにより、高齢者の速やかな救助を図ることを目的として、昭和63年度から緊急通報システム事業として実施している(中野区緊急通報システム事業実施要綱)。

平成11年度から民間受信センターに通報する民間緊急通報システムも導入した。平成17年度から民間緊急通報システムに見守りのためのセンサー(感知器)設置をメニューに加え、見守り・緊急通報システムとして実施した。

平成22年度からは、見守りセンサー設置は継続利用者を除いて緊急通報システムに一本化した。

平成28年度からは、火災センサーを加えた。

平成29年度からは、日中独居高齢者や慢性疾患のない高齢者に対する緊急通報システム事業を地域活動推進分野から事務移管した。

○費用負担

慢性疾患または障害有り 月額 600 円(住民税非課税世帯は月額 300 円)

慢性疾患及び障害なし 月額 1,300 円(住民税非課税世帯は月額 650 円)

日中独居高齢者 月額 1,300 円(住民税非課税世帯は月額 650 円)

利用状況

(単位:人)

		30	29	28	27	26
年度末 機器貸与者	高 齢 者	532	534	397	343	333
	障害のある人	14	12	12	10	14

(2) 高齢者火災安全システム

平成11年度から実施している高齢者火災安全システム(火災警報器、専用通報機、自動消火装置、電磁調理器)については、東京都火災予防条例の改正により平成22年4月1日から全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化されたこと、電磁調理器が一般的に普及して安価に購入可能になったこと等により申請件数が減少した。

この状況を踏まえて、平成26年度から給付内容を見直し、給付品目を東京消防庁への自動通報システムに限定して、地域における見守りや支えあいの中から、すこやか福祉センター等に相談や情報提供が行われた場合、防災上必要と認められ、当該世帯に属する者の心身機能の低下や居住環境等から防火への配慮の必要性が特に高いと判断される場合については、対象者の意向を確認の上、専用通報機(自動通報システム)の設置を行う(中野区高齢者火災安全システム事業実施要綱)。

○継続利用件数 2件

(3) 徘徊高齢者探索サービス

認知症による徘徊行動のある高齢者を在宅で介護する者に対し、位置情報専用探索機を貸し出し、GPSを利用した探索システムで徘徊時の位置情報を提供することにより、徘徊高齢者の早期発見と安全の確保を図り、介護者の精神的・経済的負担を軽減するために平成14年8月から実施している(中野区徘徊高齢者探索サービス事業実施要綱)。

対象者は、①介護者本人または介護される徘徊高齢者(要支援1～要介護5の、65歳以上の認知症もしくは40歳以上の初老期認知症の方)が中野区内に住所を有する者、②徘徊高齢者を日常的に介護している者、③位置情報の確認後、徘徊高齢者を迎えに行ける者(介護者に代わって迎えに行ける者がいる場合を含む)の全てを満たす者。

利用者負担として月額600円を委託事業者へ直接支払う(住民税非課税世帯は月額300円)。

○利用者実績 実人員 37人、利用者数 延301人

(4) 自立支援住宅改修等

身体機能の低下その他の理由により、日常生活を営むのに支障がある65歳以上の者に対し、その居住する住宅の浴室等の改修及び日常生活用具の給付を行う制度で、平成12年4月の介護保険制度導入

に伴い、介護保険制度を補完する内容で実施。これにより、昭和48年9月から実施してきた高齢者日常生活用具等給付（貸与）事業及び、平成4年4月から実施してきた高齢者住宅改造サービス事業を廃止した。

平成22年度からは自力改修が困難な低所得者への支援とし、所得制限（前年の合計所得金額200万円未満）を設けた。また、平成24年度からは設備改善給付の各種目（浴室、台所、便所）の給付限度額を引き下げた（中野区高齢者自立支援住宅改修等事業実施要綱）。

改修内容は次のとおり。

- ① 介護保険で要支援以上の認定を受けた者に対しての設備改善給付（介護保険外種目である洗面化粧台及び流しの取替、介護保険の限度額に上乗せする浴槽改善及び便器の洋式化）
- ② 介護保険の要介護認定で自立と認定されたが、身体状況等から一定の住宅の改修が必要と認められた者に対する住宅改修予防給付及び日常生活用具給付（4種目）
- ③ 利用者の負担は、限度額以内の経費の1割（減免あり）

改修等実績

（単位：件）

住 宅 改 修		件数	日常生活用具	件数
総 数		23	総 数	0
設備改善給付	浴室（浴槽の取替）	16	腰 掛 便 座	0
	台所（流しの取替）	0	ス ロ ー プ	0
	便所（洋式化）	7	歩行支援用具	0
予 防 給 付		0	入浴補助用具	0

（5）紙おむつサービス

65歳以上の高齢者に対して、紙おむつを月に1回支給する事業で昭和52年10月から実施している（中野区おむつ支給規則）。

対象者は常時失禁状態にある者で要介護1以上の認定を受けており、生計中心者の前年（1～6月は前々年）の合計所得金額が3,500,000円未満の者。

利用者は、26種類のおむつの中から必要なものを支給限度の範囲内で組み合わせて利用できる。

平成18年度から、対象者を要支援以上から要介護1以上の認定を受けた者とし、地域支援事業として実施している。

平成24年10月1日からは、所得制限を見直し、生計中心者の特別区民税額が231,400円未満の者から、生計中心者の前年の合計所得金額が3,500,000円未満の者に変更した。

○利用者数 延 19,874 人

利用状況

（単位：人）

年 度	30	29	28	27	26
月平均利用者	1,656	1,622	1,615	1,579	1,557

（6）おむつサービス

3歳以上の障害のある人に対し、紙おむつを月に1回支給する事業で、昭和53年5月から実施している（中野区おむつ支給規則）。

対象者は、常時失禁状態にある者で、身体障害者手帳1・2級、または愛の手帳1・2度に該当する者で、生計中心者の前年（1～6月は前々年）の合計所得金額が3,500,000円未満の者。

平成10年7月から医療機関に入院中の障害のある人及び65歳以上の高齢者（要介護認定は不要）には、月額6,000円を限度におむつ代の実費相当額を助成している。

平成24年10月1日からは、所得制限を見直し、生計中心者の特別区民税額が231,400円未満の者から、生計中心者の前年の合計所得金額が3,500,000円未満の者に変更した。

利用状況

（単位：人）

年 度			30	29	28	27	26
月平均利用者	高 齢 者	費用助成	159	169	185	200	218
		現物支給	67	65	62	71	83
	障害のある人	費用助成	10	11	10	11	9

関係法規	中野区おむつ支給規則
事業開始時期	昭和53年5月
平成30年度事業担当	福祉推進分野 高齢福祉推進担当
関連資料	

VI 高齢者支援基盤整備

VI-i 介護サービス基盤整備支援

(事業の概要)

1 介護基盤整備

(1) 介護サービス基盤整備支援

介護保険制度に基づく、地域密着型サービスの整備及び計画調整、特別養護老人ホーム、通所介護施設等の施設整備等を行っている。

ア 公有地活用事業の整備

区有地に介護保険施設等を整備する事業者を公募し選定した。

公有地 種別	場所・名称	整備施設	定員	整備運営 事業者	整備状況
区有地	中野区江古田三丁目 1275 番 17（地番） 安心ケアセンター・ 悠遊えごた	認知症高齢者 グループホーム	18 人	社会福祉法人 悠遊	平成 3 1 年 3 月 開設
		小規模多機能型 居宅介護	29 人 (登録)		平成 3 1 年 4 月 開設
		定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	—		
		訪問介護			
		地域交流スペース			

イ 公有地等活用事業の誘導

東京都住宅供給公社用地及び国有地に介護保険施設等を整備する計画を誘導した。

公有地 種別	場所・名称	整備施設	定員	整備運営 事業者	整備状況	
東京都 住宅供給 公社 所有地	中野区弥生町六丁目 22 番 6（地番） （仮称）ハートテラス 中野弥生町	特別介護老人ホーム	84 人	社会福祉法人 サンフェニッ クス	令和元年 7 月 開設	
		併設ショートステイ	12 人			
		介護老人保健施設	64 人			
		通所リハビリテーション	30 人			
		防災拠点型 地域交流スペース	—			令和元年度 開設予定
		居宅介護支援事業所				
		定期巡回・随時対応型 訪問介護看護				
		事業所内保育所	20 人			
国有地	中野区江古田四丁目 1732 番 3 外 2 筆 （地番） （仮称）江古田園	特別介護老人ホーム	100 人	社会福祉法人 東京武尊会	令和 2 年 4 月 開設予定	
		併設ショートステイ	12 人			
		認知症高齢者 グループホーム	18 人			
		都市型軽費 老人ホーム	9 人			
		防災拠点型 地域交流スペース	—			
		事業所内保育所	29 人			

ウ 地域密着型サービス等事業者の選定

平成 29 年度再募集で参入する地域密着型サービス等の事業者を選定した。

整備施設	場所・名称	定員	運営事業者	備考
認知症高齢者 グループホーム	中野区江古田三丁目 1270 番 1(地番) たのしい家中野江古田	13 人	株式会社 ケア 2 1	平成 30 年 9 月 開設
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	中野区中央三丁目 50 - 9 ワタナベセカンド ビル 2 階 やさしい手中野南口	—	株式会社 やさしい手	令和元年 6 月 開設

エ 施設整備補助実績

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）整備費助成一覧

(単位：円)

施設名	運営者	補助対象年度	期間	補助年額	補助総額
総数				55,388,856	1,168,248,743
ベタニアホーム	慈生会	平成 11～30 年度	20 年間	15,000,000	300,000,000
弥生ホーム	ケアネット	平成 12～31 年度	20 年間	18,508,856	430,648,743
中野友愛ホーム	武蔵野療園	平成 15～34 年度	20 年間	21,880,000	437,600,000

オ 介護保険施設の現況

(単位：人)

区分	施設名	運営者	定員	31 年 3 月 利用者	30 年 3 月 利用者	備考
区内施設総数			748	732	734	
区内	① しらさぎホーム (中野区白鷺)	中野区福祉 サービス事業団	85	82	84	経営支援補助
	② 小淀ホーム (中野区中央)	中野区福祉 サービス事業団	60	60	60	経営支援補助
	③ かみさぎホーム (中野区上鷺宮)	武蔵野療園	100	101	100	経営支援補助
	④ 中野友愛ホーム (中野区江古田)	武蔵野療園	125	125	121	整備費補助中
	⑤ 浄風園 (中野区江古田)	浄風園	50	50	48	整備費補助済
	⑥ ベタニアホーム (中野区江古田)	慈生会	80	80	80	整備費補助済
	⑦ 弥生ホーム (中野区弥生町)	ケアネット	30	29	27	整備費補助中
	⑧ 江古田の森 (中野区江古田)	南東北福祉事業団	100	98	100	PFI 法事業権契約に 基づく事業
	⑨ おたきほうむ (中野区東中野)	ケアネット	50	41	46	区有地活用
	⑩ ハピネスホーム・ひなぎく の丘 (中野区弥生町)	武蔵野療園	68	66	68	区有地活用 平成 28 年 6 月開設

区分	施設名	運営者	ベッド数	31年 3月 利用者	30年 3月 利用者	備考
区外施設総数			190	117	102	
区 外 (協 力 施 設)	① やすらぎの園 (小平市)	黎明会	2	0	0	
	② 裕和園 (千葉市)	穩寿会	8	0	0	
	③ 清快園 (日の出町)	清快福祉会	20	2	2	
	④ 新清快園 (日の出町)			12	11	
	⑤ 多摩シルバーハウス (八王子市)	ゆずの木	10	6	7	
	⑥ 塩船園 (青梅市)	東京武尊会	20	48	17	
	⑦ 青梅天使園 (青梅市)	天使園	10	8	10	
	⑧ シルバーコート丹三郎 (奥多摩町)	青梅白寿会	10	4	6	
	⑨ 大洋園 (青梅市)	一石会	10	1	14	
	⑩ 清雅園 (清瀬市)	東京聖労院	20	20	18	
	⑪ あゆみえん (青梅市)	徳心会	10	10	11	
	⑫ ひのでホーム (日の出町)	芳洋会	10	6	6	

- ※ 区内・区外施設とも、利用者数は中野区の被保険者人数
 ※ 平成30年3月の利用者数は、国民健康保険団体連合会の平成30年4月審査分に基づいて算出した
 ※ 区内・区外の協力施設以外の介護老人福祉施設には、236人の中野区の被保険者が入所している

関係法規	中野区介護基盤整備事業補助要綱 中野区介護施設等開設準備経費補助金交付要綱 中野区地域密着型サービス等重点整備事業費補助要綱 中野区定期借地権利用による整備促進特別対策事業(介護分)補助要綱 中野区都市型軽費老人ホーム整備事業費補助要綱 中野区特別養護老人ホーム整備費等補助要綱 中野区認知症高齢者グループホーム整備事業補助要綱 中野区補助金等交付規則
事業開始時期	平成12年度
平成30年度事業担当	福祉推進分野 介護基盤整備担当
関連資料	

VI- ii 事業者運営助成

(事業の概要)

1 事業の内容

区は、介護保険制度における介護保険施設（介護老人福祉施設）への経営支援補助金の交付や通所介護事業の運営支援を行っている。

(1) 介護保険施設等

ア 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護保険で原則要介護3～5に認定された人で在宅介護を受けることが困難な人を対象に、施設での介護サービスを提供する。

イ 短期入所生活介護（ショートステイ）

介護保険で要支援1・2、要介護1～5に認定された人を対象に、特別養護老人ホーム等に短期間入所して食事・入浴等必要なサービスを提供する。

ウ 施設概要と定員

平成12年4月、介護保険法施行により、中野区が介護保険指定事業者となり、区立の特別養護老人ホーム等を運営するサービス提供事業者となった。その後、かみさぎ特別養護老人ホームは平成13年4月から、しらさぎホーム及び小淀ホームは平成15年4月から社会福祉法人がサービス提供事業者となり、区営施設の運営はすべて民間事業者に移行した。

(2) 通所介護事業

ア 通所介護、予防通所サービス

介護保険で要支援1・2、要介護1～5に認定された人を対象に、送迎・食事・入浴介助・機能訓練等必要なサービスを提供する。

イ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

介護保険で要支援1・2、要介護1～5に認定された人で、認知症の高齢者を対象に、送迎・食事・入浴介助・機能訓練等必要なサービスを提供する。

ウ 施設概要と定員

平成12年4月、介護保険法施行により、中野区が介護保険指定事業者となり、区立の高齢者デイサービス事業を運営してきた。その後、弥生と松が丘の高齢者在宅サービスセンターについては、平成15年4月から民間事業者による自主運営に移行したが、平成25年4月1日付で、弥生及び松が丘高齢者福祉センターの廃止に伴い、区の管理による事業を終了した。東中野高齢者在宅サービスセンター（現中野陽だまり）については、平成16年4月から民間事業者による運営に移行したが、平成26年3月31日をもって区の管理を終了した。桃二及び多田高齢者在宅サービスセンター2か所については、平成18年4月から指定管理者による管理に移行し、指定管理者が介護保険指定事業者になったが、桃二は平成24年4月1日、多田は平成25年4月1日にそれぞれ指定管理者による管理を終了し、施設も廃止された。

(3) 江古田の森保健福祉施設（東京総合保健福祉センター江古田の森）

国立療養所中野病院跡地に、介護老人保健施設や介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、障害者支援施設などを持つ総合的な保健福祉施設が平成19年4月1日に開設した。同施設の整備・運営はPFI法に基づき区と事業権契約を締結した社会福祉法人南東北福祉事業団が行っている。

平成28年7月から新たに通所リハビリテーション（短時間サービス）を開始した。さらに平成29年8月に通所リハビリテーションの定員を40名から45名に増員した。

関係法規	社会福祉法人中野区福祉サービス事業団の運営する特別養護老人ホーム等事業補助要綱 中野区介護保険事業施設に係る経営支援補助要綱
事業開始時期	
平成30年度事業担当	福祉推進分野 介護基盤整備担当
関連資料	介護保険施設一覧 通所介護事業施設一覧

VI- iii 介護サービス事業者育成・支援

(事業の概要)

1 事業の目的

介護事業者に対して職員の確保や定着支援、職種に応じた研修を実施し、介護サービスの質の向上を図り適正なサービスを提供する。

2 事業の内容

(1) 介護従事者定着支援事業

ア 資格取得経費助成

介護保険施設等の介護従事者に対し、介護福祉士受験費用を助成した。
 〔平成 30 年度実施状況〕 申請事業者：13 事業所 助成人数：30 名

イ 初任者研修費用助成

介護保険施設等の介護従事者に対し、初任者研修受講費用を助成した。
 〔平成 30 年度実施状況〕 申請者：26 名

ウ 実務者研修費用助成

介護保険施設等の介護従事者に対し、実務者研修受講費用を助成した。
 〔平成 30 年度実施状況〕 申請者：30 名

(2) 福祉サービス第三者評価受審費用の助成

「福祉サービス第三者評価」の受審の普及、及び定着を図るため、特別養護老人ホーム、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護を運営する事業者を対象に、受審費用の助成を行った。

〔平成 30 年度実施状況〕 申請事業者：14 事業所

(3) 研修

介護サービス事業所の職員を対象に、サービスの質の向上や定着・育成支援を目的として職種・職層に応じた研修を実施した。

〔平成 30 年度実施状況〕

(単位：回、人)

研修の種類	対象者	実施回数	参加延人数
総数		15	1,310
レベルアップ 研修	ケアマネージャー サービス提供責任者	5	628
	一般職員	4	287
	管理者	1	71
	中堅・リーダー職員	1	58
	新任	1	60
	全員	2	135
育成研修	介護従事者	1	71

(4) 中野区介護サービス事業所連絡会への支援

中野区内の介護サービス事業所が、相互の交流と連帯により、サービス水準の維持、向上を図るとともに、社会的サービス制度の改革などに資する活動を行うことを目的として設立し、毎月運営会議を開催している。区では、介護サービス事業所研修を共催で実施するなど、部会との連携を深め、定期的な情報提供や意見交換等を行った。

関係法規	介護保険法等、中野区介護保険条例、同施行規則 中野区介護保険施設条例、同施行規則、中野区介護従事者処遇改善臨時特例基金条例 中野区特別養護老人ホーム等運営事業者に対する福祉サービス第三者評価受審費用助成要綱 中野区介護福祉士受験手数料助成金交付要綱 中野区介護職員初任者研修受講費用助成金交付要綱
事業開始時期	平成12年度
平成30年度事業担当	介護保険分野介護制度運営担当
関連資料	

VI-iv 中野区福祉サービス事業団

(事業の概要)

1 事業団について

社会福祉法人中野区福祉サービス事業団は、中野区が設置した特別養護老人ホーム等の福祉施設の運営を受託する目的で、平成6年3月に設立された。

平成15年4月からは、中野区から運営受託していた特別養護老人ホーム等の介護保険施設や介護保険事業、及び障害のある人の自立した地域生活を支援する福祉サービスについて、事業団が経営主体となり自主運営している。

2 目的

多様な福祉サービスが、その利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援する。

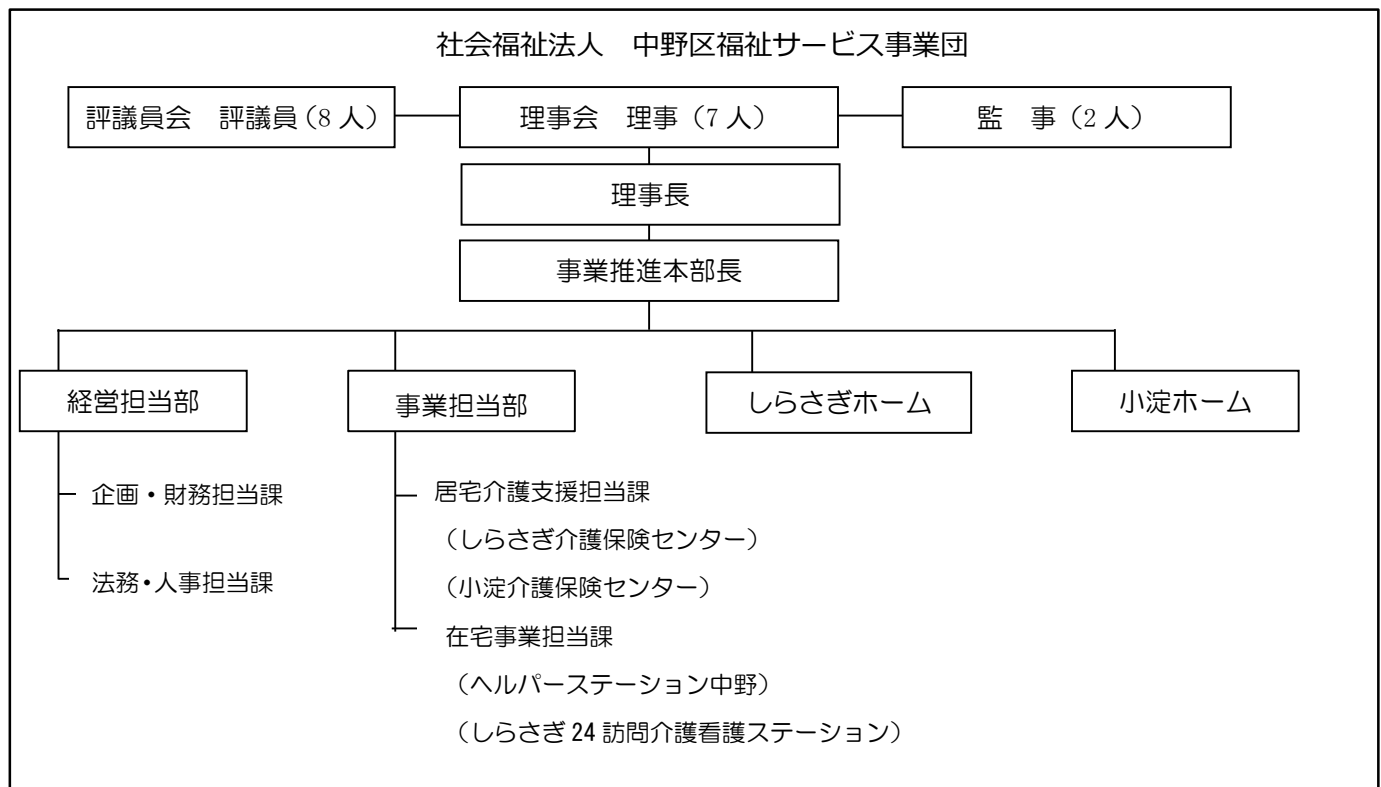
3 事業所

・ 経営担当部	中野区白鷺二丁目 51 番 5 号	5 3 5 6 - 6 6 1 7
・ しらさぎホーム	中野区白鷺二丁目 51 番 5 号	3 3 3 6 - 6 5 1 1
・ 小淀ホーム	中野区中央一丁目 18 番 3 号	3 3 6 6 - 6 5 1 1
・ ヘルパーステーション中野	中野区中野四丁目 7 番 1 号 野口ビル 2 階	5 3 1 8 - 0 5 3 3
・ しらさぎ介護保険センター	中野区白鷺二丁目 51 番 5 号	3 3 3 6 - 6 5 3 8
・ 小淀介護保険センター	中野区中央一丁目 18 番 3 号	5 3 4 8 - 8 7 3 9
・ 中野介護保険センター	中野区中野四丁目 7 番 1 号野口ビル 2 階※平成 30 年 3 月末で廃止	
・ 東中野地域包括支援センター	中野区東中野一丁目 5 番 1 号	3 3 6 6 - 3 3 1 8
・ しらさぎ 24 訪問介護看護ステーション	中野区白鷺二丁目 51 番 5 号	5 3 5 6 - 6 3 3 6

4 組織

評議員会（議決機関）、理事会（執行機関）、監事（監査機関）、担当部、事業所から構成される。

○職員：244 人（平成31年4月1日現在／常勤職員 94 人、非常勤職員 72 人、登録ヘルパー等 91 人）



5 事業の内容

(1) 特別養護老人ホーム

ア 利用定員

- ・ しらさぎホーム 85人(入院空床ショートステイ10床) ショートステイ9人 障害者ショートステイ2人
- ・ 小淀ホーム 60人(入院空床ショートステイ8床) ショートステイ4人

イ 事業内容

施設サービス計画に基づき、入浴・排泄・食事等の介護、社会生活上の便宜の供与、日常生活上の相談、機能訓練、健康管理等を実施している。

(2) デイサービスセンター

ア 利用定員

- ・ しらさぎホーム 一般型30人、認知症型24人
- ・ 小淀ホーム 認知症型24人

イ 事業内容

要介護者高齢者(しらさぎホームのみ)・認知症高齢者を対象に、通所介護サービス計画に基づき、身体介護、入浴、食事、日常動作訓練、趣味などのレクリエーション活動のほか、送迎、相談及び助言等を実施している。

(3) ヘルパーステーション中野

高齢者訪問介護事業、障害者総合支援法に基づく障害者(児)居宅介護事業を実施している。

(4) しらさぎ・小淀・中野介護保険センター

要介護認定を受けた高齢者等からの依頼によりケアプランの作成と管理を行う。また、各居宅介護事業者との連絡調整を行う。

(5) 東中野地域包括支援センター

東中野地区において要支援認定を受けた高齢者等が住み慣れた地域で尊厳を持ち、健康で快適に住み続けられるよう支援する。また、高齢者の虐待防止と早期発見などの権利擁護に努める。

(6) しらさぎ24訪問介護看護ステーション

要介護認定を受けた高齢者等が住み慣れた地域で尊厳を保持し、自立した日常生活を維持していけるよう訪問し、適切な援助を行う。2014(平成26)年9月から開始。

6 事業の実績

(1) 特別養護老人ホーム

- ・ しらさぎホーム月別利用者数(当月初日) (単位:人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
総数	83	85	83	84	85	85	84	85	84	81	84	84
男	11	10	10	11	12	12	12	13	13	12	13	14
女	72	75	73	73	73	73	72	72	71	69	71	70

- ・ 在宅障害者(児)短期入所事業月別利用実績(しらさぎホーム) (単位:人、日)

	総数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
延利用者数	40	4	5	5	3	4	2	2	4	2	3	2	4
延利用日数	200	16	19	22	15	21	13	16	19	16	15	13	15

- ・ 小淀ホーム月別利用者数(当月初日) (単位:人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
総数	60	60	60	59	60	60	60	60	60	60	60	60
男	9	9	9	8	9	9	9	9	9	9	9	9
女	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51

(2) デイサービスセンター

・ しらさぎホーム月別延利用者数

(単位：人)

	総数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
一般型	7,289	579	579	587	588	601	570	591	625	665	591	617	696
認知症型	4,994	383	446	429	436	434	419	411	418	407	374	387	450

・ 小淀ホーム月別延利用者数

(単位：人)

	総数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
認知症型	6,110	416	480	513	550	539	548	556	529	511	466	477	525

(3) ヘルパーステーション中野

・ 老人居宅介護等事業

	総数	身体介護サービス	身体生活サービス	生活援助サービス
サービス時間数	26,806 時間	9,484 時間	9,779 時間	7,543 時間
利用者数	3,411 人 (月平均 284.3 人)			

・ 介護予防訪問介護人数

(単位：人)

総数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
6,110	416	480	513	550	539	548	556	529	511	466	477	525

・ 障害者居宅介護・重度訪問介護事業

	総数	身体介護サービス	家事援助サービス	重度訪問介護サービス
サービス時間数	4,525 時間	1,841 時間	2,684 時間	0 時間
利用者数	423 人 (月平均 35.3 人)			

(4) しらさぎ・小淀・中野介護保険センター

・ 介護給付ケアプラン作成件数

(単位：件)

	総数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
しらさぎ	1,574	135	132	129	131	125	124	137	136	129	133	133	130
小淀	1,225	94	98	95	97	101	103	104	107	108	106	105	107
中野	490	47	45	46	47	41	45	45	41	42	44	35	12

・ 予防給付ケアプラン作成件数

(単位：件)

	総数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
しらさぎ	272	21	22	21	21	22	22	23	23	23	24	25	25
小淀	254	16	15	15	18	18	20	22	22	22	26	29	31
中野	287	19	22	24	24	24	27	24	27	28	24	23	21

(5) 東中野地域包括支援センター

・ 総合相談件数

(単位：件)

総数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
5,258	454	457	510	472	399	375	461	428	430	396	375	501

・ 介護予防サービス・支援計画 (ケアプラン)

(単位：件)

総数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
5,276	419	426	442	429	447	452	436	433	448	449	448	447

(6) しらさぎ24訪問介護看護ステーション

・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護月別利用者数

(単位：人)

総数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
219	15	15	13	13	18	18	20	20	22	20	22	23

関係法規	社会福祉法人中野区福祉サービス事業団の運営する特別養護老人ホーム等事業補助要綱
事業開始時期	
平成30年度事業担当	福祉推進分野 介護基盤整備担当

Ⅵ-Ⅴ シルバー人材センター支援

(事業の概要)

高齢で一般雇用にはなじまないが、働く意欲のある高齢者のため、高齢者に適した仕事の受注や職種の開拓を行うなど、高齢者自身が自主的に組織、運営にあたるシルバー人材センターに対し、人件費等の補助を実施している。

1 目的

社会法人中野区シルバー人材センターは、働く意欲のある健康な高齢者が集まり、民間企業、一般家族、官公庁などから高齢者にふさわしい仕事を引き受け、仕事を通じて経験や能力を地域社会に役立てることを目的としている。昭和54年(1974年)3月に中野区高齢者事業団として発足し、平成2年(1990年)7月に現在の名称に変更した。公益社団法人中野区シルバー人材センターは、社会参加の意欲ある健康な高齢者に対し、地域社会と連携と保ちながら、その希望、知識及び経験に応じた就業並びに社会奉仕活動等の活動機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としている。昭和54年(1974年)3月に中野区高齢者事業団として発足し、平成2年(1990年)7月に現在の名称に変更した。その後、平成29年4月に公益認定を受けて、公益社団法人となった。

2 会員

定年などで勤めをやめた人など、適当な仕事があればやってみたいと考えているおおむね60歳以上の。平成10年(1998年)3月末現在会員数 1,803人原則60歳以上の社会参加の意欲ある健康な高齢者。平成31年3月末現在 1,469人

3 契約のしくみと配分金の支払い

発注者とセンターが契約を結び、その仕事を会員に提供している。配分金は請負代金をセンターが一括して受けとり、働いた会員に支払っている。

- ・ 請負契約…発注者とセンターが請負契約を結び、その仕事を会員に提供している。会員への配分金は、センターが請負代金を一括して受け取り、就業した会員に支払っている。
- ・ 派遣契約…発注者と公益財団法人東京しごと財団が派遣契約を結び、センター会員を発注先へ派遣している。会員への賃金は、しごと財団が一括して受け取り、賃金を会員に支払っている。

4 運営のしくみ

会員の高齢者がともに働き、共に助けあって、自主的に自分たちの手で運営している。会員である高齢者が共に働き、共に助け合って、自主的に自分たちの手で運営している。

5 仕事の内容

一般事務、筆耕、簡単な大工仕事、施設の管理、庭木の手入、留守番、家事、手先仕事などがある、また、区内2カ所の授産場の管理運営を行っている。

会員が希望する職種ごとに「仕事の班」をつくり、センターが引き受けた仕事で適したものに希望する時・日数だけ従事する。

家事・育児・福祉サービス事業、暮らしのサポート事業、植木の手入れ、除草、自転車駐車場の管理・整理、襖・障子の張替え、屋内外清掃などがある。

自主事業として、リサイクル自転車の販売、PC教室、英会話などの教室がある。

6 施設の概要

(1) 所在地	本部	中野区中央二丁目22番10-101号	(3366) 7971
	北部分室	中野区若宮三丁目15番12号	(3310) 4477
	江古田分室	中野江古田四丁目14番11号	(5343) 5928
	南部分室	中野区本町六丁目17番12号	(3229) 5644

- (2) 規模 本部 287.51 m² (東部福祉作業施設の一部)
 北部分室 343.57 m²
 江古田分室 64.86 m² (江古田授産場内)
 南部分室 241.16 m²
- (3) 会長 田中 正彦
- (4) 職員 11 人 (他に準職員 15 人)

関係法規	公益社団法人中野区シルバー人材センター補助金交付要綱
事業開始時期	昭和54年
平成30年度事業担当	産業振興分野
関連資料	

Ⅶ 介護事業者

Ⅶ- i 事業者指導

(事業の概要)

1 事業の目的

介護サービスの適正な運営と質の向上を図るとともに、利用者が安心して必要なサービス提供を受けられることを目的とする。

2 事業の内容

- ・ 介護サービス事業所を訪問し、運営状況やサービス提供に関する記録等について調査を行う。誤りや不適切な取扱い等が発見された場合は、改善に向けた指導を行う。
- ・ 介護サービス利用者やその家族等からの事業者に対する苦情を受け付け、対応・調整を行う。
- ・ 事業所から事故報告を徴し、再発防止に向け指導するとともに、概要をまとめる。

3 事業の実施方法

(1) 実地調査

年間計画に基づき事業所を訪問し、書類の確認や職員への聞き取りにより、運営状況の確認を行う。
この他、苦情等により調査、指導を行う場合もある。

(2) フォロー調査

前年度に実地調査を行った事業所を訪問し、その後の改善状況を確認する。

(3) 集団指導

サービスの種別毎に事業者を集め、研修形式で指導を行う。

4 事業の対象

区内の介護サービス事業所

5 事業の実績（平成 30 年度）

(1) 実地調査

(単位：件)

介護サービス種別	実地調査件数	介護サービス種別	実地調査件数
総数	46		
居 宅 介 護 支 援	14	認知症対応型共同生活介護	2
訪 問 介 護	4	小規模多機能型居宅介護	2
通 所 介 護	3	定期巡回・随時対応型 訪 問 介 護 看 護	1
介 護 老 人 福 祉 施 設	2	夜間対応型訪問介護	1
地域密着型通所介護	15		
認知症対応型通所介護	2		

(2) フォロー調査

29 件

(3) 集団指導

2 回

(4) 苦情申立人別苦情の内訳

(単位:件)

	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度
総数	99	104	33
本 人	65	43	24
家 族	26	44	8
ケアマネジャー	2	3	0
事業者・施設	1	12	0
そ の 他	5	2	1

(5) 介護サービス別事故報告件数

(単位:件)

	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度
総数	498	387	437
施設サービス	112	85	108
居宅サービス	386	302	329

関係法規	・介護保険法、老人福祉法、高齢者虐待防止法等 ・中野区介護保険条例、同施行規則 ・中野区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 ・中野区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 ・中野区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 ・中野区指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準等を定める条例 ・中野区介護サービス事業者等に対する調査、指導及び監査実施要綱 ・介護保険事業者における事故発生時の報告取扱要領 ・中野区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱 ・中野区介護予防・日常生活支援総合事業における予防訪問サービス並びに予防通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱 ・中野区介護予防・日常生活支援総合事業における生活援助サービス並びに活動援助サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱
事業開始時期	平成12年4月
平成30年度事業担当	介護保険分野 事業者指導調整担当
関連資料	

VII- ii 事業者指定管理

(事業の概要)

1 事業の目的

区民が、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、基準に沿った適切なサービスを実施できる事業所の指定等を行うことで、介護サービスの基盤を整備する。

2 事業の実施方法

(1) 書類審査

新規指定、指定更新、変更、休止、再開、廃止について行う。

(2) 現地確認

新規指定等について、現地にて施設の設備等の確認を行う。

(3) 報告

地域密着型サービスを行う事業所の指定を行ったとき、又は指定を行わないこととしたときは、中野区地域包括支援センター運営協議会に報告する。

3 事業の対象

区内又は区外で居宅介護支援事業、地域密着型サービス事業及び介護予防・日常生活支援総合事業を行うおとする事業者及び実施している事業者

4 事業の実績

新規指定事業所数

(単位：件)

事業所種別		平成 30 年度		平成 29 年度		平成 28 年度	
		区内	区外 ※2	区内	区外 ※2	区内	区外 ※2
総 計		147 (368)	124 (205)	57 (157)	57 (97)	9 (106)	26 (49)
居宅介護支援事業所 ※1		7(87)	－	－	－	－	－
地域密着型 サービス	介護予防支援事業所	0(8)	－	0(8)	－	0(8)	－
	地域密着型通所介護	5(57)	18(79)	1(56)	25(61)	7(60)	24(39)
	認知症対応型通所介護事業所	1(12)	0(1)	0(11)	0(2)	0(11)	1(2)
	認知症対応型共同生活介護事業所	2(20)	1(1)	0(18)	0(3)	1(18)	1(8)
	小規模多機能型居宅介護事業所	0(6)	0(0)	0(6)	1(1)	1(6)	0(0)
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1(2)	0(0)	0(2)	0(0)	0(2)	0(0)
	夜間対応型訪問介護事業所	1(1)	0(0)	0(1)	0(0)	0(1)	0(0)
総合事業	予防訪問サービス	63(68)	40(42)	11(11)	5(5)	－	－
	生活援助サービス	2(31)	1(5)	31(30)	4(4)	－	－
	予防通所サービス	65(73)	64(77)	10(10)	22(21)	－	－
	活動援助サービス	0(3)	0(0)	4(4)	0(0)	－	－

※ ()内は各年度末時点の指定事業所数

※1 平成 30 年度から居宅介護支援事業所の指定権限が区市町村に移譲された。

※2 中野区の被保険者が他区市町村の地域密着型サービス、総合事業を利用する際に指定する。

関係法規	・介護保険法、老人福祉法、高齢者虐待防止法等 ・中野区介護保険条例、同施行規則 ・中野区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 ・中野区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 ・中野区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 ・中野区指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準等を定める条例 ・中野区介護サービス事業者等に対する調査、指導及び監査実施要綱 ・介護保険事業者における事故発生時の報告取扱要領 ・中野区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱 ・中野区介護予防・日常生活支援総合事業における予防訪問サービス並びに予防通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱 ・中野区介護予防・日常生活支援総合事業における生活援助サービス並びに活動援助サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱
事業開始時期	平成12年4月
平成30年度事業担当	介護保険分野 事業者指導調整担当
関連資料	

すこやか福祉センター所管事業

I 庶務

I-i すこやか福祉センター運営

(事業の概要)

1 事業の目的

子ども、高齢者、障害のある人、妊産婦など、誰もが住み慣れた地域で安心して、自立した生活を送ることができるよう、職員によるアウトリーチ活動を積極的に進めるとともに、総合的な支援をするための身近な相談窓口・地域における支えあい活動の推進のための拠点施設として事業を展開している。

母子保健及び精神保健などの相談事業を実施しているほか、健康づくり・介護予防事業なども行っている。

区が取り組む、切れ目のない地域における地域包括ケア体制を推進する拠点施設となっている。

2 事業の内容

(1) アウトリーチ活動

- ・ 地区担当者による訪問活動・地域の専門機関との連携強化
- ・ 地域ケア会議の開催・個別ケース検討会把握
- ・ 地域課題の発見、解決の取り組み

(2) 子育てサービス・保健福祉サービスの受付、健康に関する相談

- ・ 母子健康手帳の交付、子どもの予防接種の予診票の交付など
- ・ 難病・大気汚染の医療費助成申請、こころの健康に関する相談・支援

(3) 地域の子どもと子育て支援

- ・ 育児や子どもの発達に関する相談
- ・ 乳幼児健診、産前・産後トータルケア、講座・講習会など

(4) 地域の健康づくり・介護予防事業の推進

- ・ 保健、食育、歯科の講座・講習会など

(5) 区民の地域見守り・支えあい活動の推進

- ・ 支えあいネットワークづくり支援

(6) 高齢者に関する相談窓口（地域包括支援センター）

- ・ 介護保険の手続き、介護予防・支援の相談

(7) 障害者に関する相談窓口（障害者相談支援事業所）

- ・ 各種福祉サービスの申請・受付・取次ぎ、障害者の相談支援

関係法規	中野区すこやか福祉センター条例 中野区すこやか福祉センター条例施行規則 中野区すこやか福祉センター処務規程
事業開始時期	平成22年7月
平成30年度事業担当	すこやか福祉センター 地域支援分野
関連資料	すこやか福祉センター一覧 地域活動推進課Ⅱ-i すこやか福祉センター等整備

I-ii 区民活動センター管理

(事業の概要)

1 事業の目的

地域の課題の解決に向けた地域住民の自主的かつ主体的な取組みを促進するため、地域住民による地域自治の活動の拠点として、区内に15か所の区民活動センターを設置している。

地域活動支援業務は町会・自治会を中核とした運営委員会に、施設管理・集会室受付等業務は民間事業者へ委託して実施している。

一部の運営委員会には、施設管理・集会室受付業務も委託している。

2 事業の内容・実績

(1) 地域の自治活動、公益活動の推進及び自治活動、公益活動を行う団体の連携の促進

ア 地域の課題解決や地域団体の連携に向けて、区民活動センターごとに各種の地域事業を実施している。

※平成30年度 延139事業実施 (運営委員会が実施した事業数)

- ・ 高齢者対象の健康維持やふれあいを目的とした事業 13運営委員会
- ・ 防災をテーマとした事業 9運営委員会
- ・ 地域住民の交流を深めるためのコンサートなどの事業 13運営委員会
- ・ 子どもの健全育成事業 10運営委員会
- ・ 地域での支えあいを推進するための事業 12運営委員会

イ 地域の活動や行事、課題等を掲載する地域ニュースを、区民活動センターごとに発行している。平成30年度から、地域限定版SNSに配信を行っている。

(単位：回、部)

年度	地域ニュース	発行回数	発行部数(年間)
平成30年度	区民活動センター発行	83	354,500
平成29年度	区民活動センター発行	82	371,700
平成28年度	区民活動センター発行	83	322,400

(2) 区民活動センターの施設の提供

団体、地域ボランティアなどの活動が活発にできるよう、集会室を提供している。

区民活動センター集会室利用状況

年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
集会室利用件数(件)	62,198	62,614	66,972
集会室延利用人数(人)	528,786	567,305	590,270
集会室利用率(%)	46.9	46.2	49.1

関係法規	中野区区民活動センター条例 中野区区民活動センター条例施行規則 中野区区民活動センター処務規程 中野区区民活動センター集会室等の使用の手続き等に関する要綱
事業開始時期	平成23年7月19日より(従前の地域センター条例は廃止)
平成30年度事業担当	すこやか福祉センター地域支援分野(区民活動センター)、地域活動推進分野地域自治推進担当
関連資料	区民活動センター一覧 地域活動推進課Ⅲ-i 区民活動センター調整

I-iii 高齢者会館等管理運営

(事業の概要)

高齢者会館は、高齢者の地域における交流及び自主的な活動の促進を図るほか、高齢者が健康で充実した生活を送れるよう、健康づくりや介護予防事業の身近な地域の拠点として機能することにより、福祉の向上を図ることを目的とした施設である。平成16年度から、会館の運営について地域の住民団体やNPO、社会福祉団体等に順次委託し、現在、全16館を民間により運営している。

また、「高齢者福祉センター廃止後の施設活用方針」にもとづき機能転換した旧高齢者福祉センター3施設は、保健福祉や介護予防の基盤充実を図る施設として、区の委託により高齢者の活動の場の提供及び健康維持・増進等に関する事業を実施する他、運営事業者が専門性や経営資源を生かして地域ニーズを踏まえた事業を展開している。なお、堀江敬老館は中野2丁目再開発事業のため平成30年3月末に閉鎖し、暫定施設で高齢者会館機能の一部を実施している。

1 施設利用

(1) 利用時間

午前9時から午後5時まで

(2) 休館日

高齢者会館：土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

高齢者施設：日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

2 主な事業（○印は事業実施）

施設名	定例 事業	通所型 住民主 体サー ビス	介護予防普及啓発事業						健康・生 きが い づ く り 事 業
			体力づくり教室			介護予防総合講座		音響機 器活用	
			□□モ 予防	腰痛・ 膝痛	骨盤底 筋力	栄養・ 口腔	健康 増進		
19館 総数 高齢者会館16 高齢者施設3	19	15	8	5	5	4	12	17	18
南部高齢者会館	○	○		○				○	○
しんやまの家	○	○	○				○	○	○
本一高齢者会館	○	○				○	○	○	○
宮園高齢者会館	○	○	○				○	○	○
昭和高齢者会館	○	○					○	○	○
東中野いこいの家	○	○	○	○		○		○	○
上高田高齢者会館	○	○					○	○	○
上高田東高齢者会館	○	○	○				○	○	○
沼袋高齢者会館	○					○	○	○	○
野方高齢者会館	○	○		○	○			○	○
東山高齢者会館	○	○	○				○	○	○
鷺六高齢者会館	○	○					○	○	○
白鷺高齢者会館	○	○		○			○	○	○
若宮いこいの家	○	○			○	○		○	○
若宮高齢者会館	○	○	○				○	○	○
鷺宮高齢者会館	○	○			○			○	○
やよいの園	○		○		○		○		○
松が丘シニアプラザ	○		○	○	○			○	○
堀江敬老館	○								

※定例事業は

- ・ 地域との交流を目的としたお祭り（会館まつり等）、季節のイベント（七夕まつり、納涼会、クリスマス会、新春のつどい等）

- ・ 身体機能低下を防止できるような運動講座（ダンベル体操、筋力アップ体操、ストレッチ体操等）
- ・ 介護予防を目的とした事業（保健師・栄養士・歯科衛生士による健康講座、脳若返り教室等）
- ・ 教養、生活講座（料理教室、救急救護訓練等）
- ・ 趣味活動の支援（絵手紙、コーラス、カラオケ、園芸、囲碁、将棋、麻雀等）

また、利用者の憩いの場及び交流を図ることを目的とし、コーヒーサロンを実施している会館がある。

※通所型住民主体サービスの実施状況はP 47を、介護予防普及啓発事業、健康・生きがいづくり事業はP 106を参照。

3 熱中症対策事業

高齢者会館及び高齢者施設に加え2か所のふれあいの家を「涼み処」として位置づけ、施設の出入り口へののぼり旗設置の他、麦茶等の提供、憩いのスペースの設置、講演会等を通じ、高齢者の施設利用の促進を図るとともに、熱中症対策の周知や啓発を行う。

4 利用状況

施設名	定例事業参加者数（人）	定例事業数（件）	延利用者総数（人）
16館 総数	75,364	174	287,831
南部高齢者会館	1,267	10	7,437
しんやまの家	5,475	11	19,102
本一高齢者会館	8,892	13	29,267
宮園高齢者会館	12,349	8	51,590
昭和高齢者会館	2,937	6	11,683
東中野いこいの家	3,663	11	12,487
上高田高齢者会館	7,311	11	15,545
上高田東高齢者会館	3,599	12	18,888
沼袋高齢者会館	2,516	6	19,456
野方高齢者会館	2,456	11	9,308
東山高齢者会館	2,273	8	13,980
鷺六高齢者会館	4,511	16	11,734
白鷺高齢者会館	9,699	13	24,849
若宮いこいの家	2,569	13	13,876
若宮高齢者会館	3,066	11	12,808
鷺宮高齢者会館	2,781	14	15,821

5 高齢者施設利用状況

	やよいの園	松が丘シニアプラザ	堀江敬老館
利用者総数(開館日数)	43,577人(292日)	28,569人(292日)	15,268人(280日)
一日当たりの利用者数	149人	98人	55人
新規利用者数	62人	44人	125人
団体利用者数(利用回数)	11,030人(1,069回)	17,660人(1,621回)	8,216人(643回)
自主グループ団体数	31団体	40団体	35団体

関係法規	老人福祉法 中野区立高齢者会館条例・施行規則
事業開始時期	中野区立老人会館条例：昭和38年
平成30年度事業担当	すこやか福祉センター 地域支援分野
関連資料	高齢者会館一覧

Ⅱ アウトリーチ推進

アウトリーチ活動は、区民活動センター圏域ごとに配置する職員によるアウトリーチチームが中心となって進めており、一人ひとりの区民や世帯が抱える様々な課題に包括的に対応するため事務、福祉、保健師の3職種でチームを構成している。地域福祉、健康づくり、医療、看護の視点を活かし、町会・自治会、民生児童委員など多くの地域活動団体や、社会福祉協議会、地域包括支援センター等関係機関と連携することで対象者を発見し、必要な支援につなげ、また地域の潜在的なニーズや課題の発見や、地域におけるネットワークづくりに取り組んでいる。

アウトリーチチームは地域包括ケアシステム構築のため、7つの役割を担い、3つの活動を展開する。

アウトリーチチームの役割は次の通りである。（中野区地域包括ケアシステム推進プランより抜粋）

- ・ 潜在的な要支援者発見、継続的な見守り
- ・ 地域資源の発見
- ・ 既存の住民主体団体の活動支援
- ・ 地域の医療、介護、地域団体等のネットワークづくり
- ・ 区が求める地域包括ケアシステムの姿の共有
- ・ 新しい住民主体活動の立ち上げ支援
- ・ 地域資源への結びつけ

アウトリーチチームは上記の役割を果たすため、次の活動を行う。

- Ⅱ－i 個別相談支援活動
- Ⅱ－ii 潜在ニーズ・課題発見活動
- Ⅱ－iii 地域社会資源ネットワーク活動

Ⅱ－i 個別相談支援

（事業の概要）

1 事業の目的

アウトリーチチームの活動として、何らかの支援が必要であったり、今後何らかの支援が必要になることが予測される対象者（以下「対象者」という。）を発見し、多様な主体による活動を通じて必要な支援につなげる。

2 事業の内容と実施方法

アウトリーチチームが地域の多様な主体（町会・自治会、民生児童委員など多くの地域活動団体や、社会福祉協議会、地域包括支援センター等関係機関）との連携や情報共有により、対象者を早期発見し、制度利用以前から多職種連携による介護予防、自立支援等の包括的支援を実施することで、対象者が抱える課題の解決又は重症化を防ぐ。

3 事業の対象者

- ・ ニーズを自覚しているが、利用できる制度やサービスが分からない、又は、身体的状況等により支援機関や制度・サービスにつながつていない者
- ・ ニーズを自覚していないが、他者から見て何らかの支援が必要と思われる者で支援機関や制度・サービスにつながつていない者
- ・ 現に何らかの支援機関又は制度・サービスにつながつているが、本来受けることができる他の支援につながつていない者
- ・ ニーズに応え、課題解決につながる制度・サービスがない者
- ・ 潜在的なニーズや課題を抱えている者（今後何らかの支援が必要になることが予測される者）

4 事業の達成水準

対象者を適切な支援につなげることとし、下記の要件を満たしたときに適切な支援につながったと認定する。

- （1）支援につなげて、経過観察を行う場合

- ・ 対象者の課題が解決できると思料する関係機関に、対象者の情報が伝達され、関係機関の支援が開始したとき
- (2) アウトリーチ支援が完結して、相談終了となる場合
 - ・ 関係機関の支援により、対象者の課題が解決したとき
 - ・ 対象者に継続的な相談支援が可能な支援者や関係機関が確保されたとき

5 事業の実績

- (1) アウトリーチチームが対応して適切な支援につなげた要支援者数等 (単位：人)

	平成30年度		平成29年度	
	把握した要支援者数	(内)支援につなげた人数	把握した要支援者数	(内)支援につなげた人数
総数	399	285	147	111

- (2) アウトリーチチームへの相談契機 (単位：人)

	総 数	自 主	ち ら し	家 族	知 人	町 会	民生 委員	H P	(固定)※1 24時間	(携帯)※2 24時間	区 報	そ の 他 ※3
平成30年度	399	85	8	8	24	18	133	0	1	1	1	120
平成29年度	147	30	0	2	7	11	46	0	0	1	0	50

※1 すこやか福祉センターに設置している緊急通報電話(対応時間：平日午前8時30分～午後5時15分)

※2 上記(※1)対応時間外にアウトリーチ推進担当職員が対応する緊急通報用携帯電話

※3 その他・・・地域包括支援センター、社会福祉協議会、区民活動センター運営委員会事務局、地域住民など

- (3) アウトリーチチームが対応した要支援者の年代 (単位：人)

	総 数	0 ～ 49	50 ～ 54	55 ～ 59	60 ～ 64	65 ～ 69	70 ～ 74	75 ～ 79	80 ～ 84	85 ～ 89	90 ～ 94	95 ～ 99	100 ～	不 詳
平成30年度	399	9	11	7	11	19	30	68	82	102	39	8	0	13
平成29年度	147	0	1	3	4	3	14	28	37	20	25	2	0	10

- (4) アウトリーチチームへの相談内容(複数回答) (単位：件)

	総 数	健康・医療の 問題	家族の問題	住居の問題	近隣の問題	法律的な問題	経済的な問題	就労等の問題	その他
平成30年度	415	202	55	16	89	10	16	3	24
平成29年度	172	72	21	5	26	1	6	3	38

※その他・・・行政手続きの相談、災害対応の相談、安否確認の依頼、状況確認の依頼、他機関からの照会など

関係法規	
事業開始時期	平成29年4月1日
平成30年度事業担当	すこやか福祉センター 地域支援分野
関連資料	地域包括ケア推進課Ⅰーⅰ 地域包括ケア総合調整

Ⅱ- ii 潜在ニーズ・課題発見

(事業の概要)

1 事業の目的

アウトリーチチームは、顕在化していないが、存在すると予測される課題又は将来大きな課題になりそうなものを発見し、解決のための取り組みを推進する。

2 事業の内容と実施方法

- ・ アウトリーチチームが、地域の多様な主体（町会・自治会、民生児童委員など多くの地域活動団体や、社会福祉協議会、地域包括支援センター等関係団体）との情報共有や連携により、発見したニーズ・課題等をもとに、より効果的な地域社会資源ネットワークづくりや個別相談支援活動を実施する。
- ・ 早期の発見、早期の対応を行うことで、問題の肥大化を防ぐ。
- ・ 地域社会資源ネットワーク活動、個別相談支援活動、潜在ニーズ・課題発見活動の三者は、循環・相互に関連する関係である。

3 事業の達成水準

- ・ アウトリーチ活動を周知するための広報媒体（チラシ等）を作成し、各種地域の会議や当該地域の家庭等に周知する。
- ・ 対応が困難又はより効果的な対応が必要と思われた個別支援事例を分析し、潜在ニーズ・課題の発見のための地域アセスメントに生かす。
- ・ 地域からもたらされた情報を分析することで、地域における潜在ニーズ・課題を発見し、解決のための取り組みを推進する。

4 事業の手順

相談窓口に辿り着かないような方への個別支援に至る方法として個別支援活動の積み重ねから潜在ニーズや課題を発見する方法とアウトリーチ活動から得た潜在ニーズを発見する2つのアプローチがある。前者が一般的なアプローチであるが、周知活動から潜在ニーズ情報を得られるような連携体制を構築することが重要である。

関係法規	
事業開始時期	平成29年4月1日
平成30年度事業担当	すこやか福祉センター 地域支援分野
関連資料	地域包括ケア推進課Ⅰーⅰ 地域包括ケア総合調整

Ⅱ-Ⅲ 地域社会資源ネットワーク

(事業の概要)

1 事業の目的

アウトリーチチームの活動として、地域社会資源の発掘、活動及び資源間の連携協力体制を構築することにより、地域を巻き込み重層的な支援の仕組みを構築する。

- ・ 既存の活動を支援することで、各団体等の地域資源の活性化を促す。また、新規の地域社会資源の発掘に関わることで、地域情報の収集や対象者の把握がしやすくなる。
- ・ 地域社会資源のネットワークを構築して、アウトリーチチームが地域社会資源と協働することで、対象者の重層的な支援をすることができる。社会的孤立により、相談窓口にとどり着かない人等の対象者の生活を多角的に支えるためには、地域と連携して支援のネットワーク構築を支援することが必要である。
- ・ 既存の地域社会資源である地域団体等から、地域の潜在的なニーズ・課題に関する情報を得ることができる。
- ・ 地域社会資源ネットワーク活動の一つとして、社会福祉協議会との連携・協働を図る等、団体間の交流・情報交換を行うことができる。各団体等の交流を通じて、有機的に連携して、課題解決に取り組むことができる。

※ 地域社会資源とは、人、団体、物、場所、ネットワーク等地域で活用可能なものの総称である。

2 事業の内容と実施方法

アウトリーチチームが、地域の多様な主体（町会・自治会、民生児童委員など多くの地域活動団体や、社会福祉協議会、地域包括支援センター等関係団体）と連携し、新規の地域社会資源の立ち上げの支援、既存の地域社会資源の活動支援、地域社会資源の資源情報の公表の3点に取り組む。

(1) 新規の地域社会資源の立ち上げ支援

地域のニーズ・課題等に基づき、新たな地域社会資源の発掘に向けた働きかけをする。

(2) 既存の地域社会資源の活動支援

地域社会資源の現状や課題を把握したうえで、継続的に活動を展開するために必要な官民の情報を提供するとともに、関連する地域社会資源と連携して、情報共有、仲間意識の醸成を促すなど、地域社会資源がより一層（活発に）活動できるように支援する。

(3) 地域社会資源の資源情報の公表

地域の住民、支援対象者及びその家族・親族、地域団体及び区等が、日常生活圏域（近隣地域もしくは区内）において、どのような地域社会資源が存在するのかを把握できるようにするため、可能なものに関してインターネット（介護サービス情報公表システム）等を通じて公開する。

関係法規	
事業開始時期	平成29年4月1日
平成30年度事業担当	すこやか福祉センター 地域支援分野
関連資料	地域包括ケア推進課Ⅰーⅰ 地域包括ケア総合調整

Ⅱ-iv 地域ケア会議

(事業の概要)

1 事業の目的

高齢になっても身体が不自由になっても、誰もが必要なサービスやしくみを活用し、可能な限り住み慣れた地域で自立と尊厳をもって日常生活を営むことができるよう、すこやか福祉センターでは、地域ケア会議を開催し、個別事例等の解決策の検討や地域課題について話し合いを行っている。

構成員である区、区民、関係機関、団体が、顔の見える関係をつくる中で、地域での見守り、医療、福祉・介護、健康づくり・予防、住まいなどの観点で、より課題解決に向けた支援に繋がるよう連携体制を構築することを目的として開催する。

2 事業の内容

- ・ 個別課題の解決
- ・ 地域包括支援ネットワーク構築機能
- ・ 地域課題の発見および整理
- ・ 資源開発（地域づくり）
- ・ 明らかになった地域に必要な資源等を中野区地域包括ケア推進会議へ提案提言

3 委員構成

町会・自治会、民生児童委員協議会、医療関係機関者、介護サービス事業所連絡会、社会福祉協議会職員、ボランティア団体運営者、地域包括支援センター、すこやか福祉センター所長（事務局：すこやか福祉センター、アウトリーチチーム）

4 第4期の事業の実績（第4期は平成30年10月～令和元年9月）

(1) 開催回数

すこやか福祉センターごとに、4回実施（南部すこやかは3回）

(2) 主な内容

第4期は地域資源の発見や地域に必要な資源に関することについて議論を行った。

地域ケア会議実施回数と出席者数

(単位：回 人)

	第4期		第3期		第2期	
	実施回数	出席者数	実施回数	出席者数	実施回数	出席者数
総 数	14	487	15	515	16	449
中 部	4	173	4	163	4	143
北 部	4	136	4	141	4	105
南 部	3	※82	3	97	4	100
鷺 宮	3	※96	4	114	4	101

※ 第4期は令和元年8月31日までの開催実績を掲載（南部、鷺宮は9月に実施予定）

関係法規	中野区地域ケア会議設置要綱 介護保険法115条の48
事業開始時期	平成27年
平成30年度事業担当	すこやか福祉センター 地域ケア分野
関連資料	地域包括ケア推進課Ⅱ-i 地域包括ケア総合調整 中野区地域包括ケアシステム推進プラン

Ⅱ-Ⅴ 地域支えあいネットワーク推進

(事業の概要)

1 事業の目的

地域において、区、区民、団体、事業者が連携・協力して要援護者の見守りや支えあい活動を推進し、地域の支えあいネットワークの形成を促進する。

2 事業の内容

地域における支えあい活動の普及推進

(1) 見守り対象者名簿の提供

安心して暮らせる地域社会の実現に向け、見守り活動等に役立てられるよう町会・自治会へ見守り対象者名簿を提供している。

(2) 民生児童委員活動との連携強化

地区民生児童委員協議会の運営を支援し、民生児童委員活動との連携強化により地域の支えあい活動の推進を図っている。

(3) 地域における見守り・支えあい活動事例集の活用

町会・自治会が行う見守り・支えあい活動の事例集を活用し、町会・自治会がお互いの活動について全区的に情報共有を図ることができるよう支援している。

(4) 24時間緊急時連絡態勢

地域での支えあい活動を支援するため、異変発見等の緊急通報を24時間365日で受け付ける態勢を整備している。

24時間緊急時連絡態勢対応実績

(単位：件)

区分	平成30年度	平成29年度	平成28年度
総 数	63	70	95
中 部	31	32	30
北 部	7	16	33
南 部	12	7	13
鷺 宮	13	15	19

(5) すこやか福祉センター職員による高齢者等訪問活動

民生児童委員による高齢者訪問調査について、結果を把握するとともに、3回以上訪問しても会えなかった方や支援が必要な方へはすこやか福祉センター職員が高齢者訪問活動を行い、地域の高齢者の生活実態の把握に努めている。

また、災害時個別避難支援計画書の作成のため、平成28年度は要支援認定者および70歳以上の単身世帯、75歳以上高齢者のみ世帯に対し、訪問調査を行った。平成29年度、平成30年度は新規の要支援認定者や年齢到達者、及び身体障害者手帳などを交付されている方に対し郵送調査を行い、返信がされなかった世帯に訪問を行った。

すこやか福祉センター職員による訪問活動実績

(単位：件)

区分	平成30年度			平成29年度			平成28年度		
	総数	災害時個別 避難支援計画に 伴う職員訪問	民生児童 委員の フォロー 調査	総数	災害時個別 避難支援計画に 伴う職員訪問	民生児童 委員の フォロー 調査	総数	災害時個別 避難支援計画に 伴う職員訪問	民生児童 委員の フォロー 調査
総 数	1,191	311	880	2,491	1,361	1,130	2,719	1,654	1,065
中 部	434	164	270	547	242	305	676	376	300
北 部	262	25	237	767	399	368	566	219	347
南 部	294	76	218	586	353	233	685	457	228
鷺 宮	201	46	155	591	367	224	792	602	190

(6) 地域懇談会・地域支えあい推進講座

区内をすこやか福祉センターを中心とした4つの生活圏域として捉え、圏域ごとに、関係団体などからの選出者を構成員とする地域懇談会を開催し、支えあいのネットワーク形成を促進するため、地域の課題を共有し、見守り支えあいに関する地域の取り組みについて情報交換を行うと伴に、見守り活動の事例等について学識経験者等による地域支えあい推進講座を開催している。

地域懇談会・地域支えあい推進講座延べ参加者数

(単位：回、人)

区 分		平成30年度		平成29年度		平成28年度	
		回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数
総数	地 域 懇 談 会	39	754	36	662	39	597
	地域支えあい推進講座	43	1,287	43	1,558	10	739
中部	地 域 懇 談 会	18	322	17	262	21	327
	地域支えあい推進講座	5	337	6	485	5	362
北部	地 域 懇 談 会	—	—	—	—	—	—
	地域支えあい推進講座	38	950	36	1,005	3	229
南部	地 域 懇 談 会	18	357	16	308	15	200
	地域支えあい推進講座	0	0	1	68	2	148
鷺宮	地 域 懇 談 会	3	75	3	92	3	70
	地域支えあい推進講座	—	—	—	—	—	—

関係法規	中野区地域支えあい活動の推進に関する条例・同施行規則
事業開始時期	平成23年4月1日
平成30年度事業担当	すこやか福祉センター 地域支援分野
関連資料	地域活動推進課Ⅳ－ⅱ 地域支えあいネットワーク調整 地域活動推進課Ⅳ－ⅰ 民生委員・児童委員活動支援 すこやか福祉センターⅠ－ⅲ 高齢者会館等管理運営（熱中症対策）

Ⅲ 保健福祉包括ケア

Ⅲ- i 保健福祉相談総合調整

(事業の概要)

1 事業の目的

すこやか福祉センターでは、総合相談窓口を開設し、保健・福祉のサービス提供のための相談、申請受付、支援を行っている。地域包括支援センター、障害者相談支援事業所を包括し、地域における総合的な保健福祉の展開をすすめている。

医療系専門職により、電話相談、来所面接、家庭訪問を行っている。また、様々な関係機関と連携を図り、関係者会議や事例検討会を開催している。

医療関係機関：病院、診療所、助産所、訪問看護ステーション等

福祉関係機関：障害者相談支援事業所、生活援護分野、障害福祉分野、児童相談所、社会福祉協議会、母子生活支援施設、就労支援事業所等

2 事業の実績

すこやか福祉センターにおける福祉相談件数

(単位：件)

年度	区分	総数	中部	北部	南部	鷺宮
平成30年度	総数	8,583	2,121	2,129	1,910	2,423
	知的	342	83	36	121	102
	精神	4,131	895	1,241	836	1,159
	高齢	2,190	762	475	472	481
	身障	1,920	381	377	481	681
平成29年度	総数	7,169	1,168	1,871	1,817	2,313
	知的	273	80	24	64	105
	精神	3,908	481	1,241	875	1,311
	高齢	827	221	280	164	162
	身障	2,161	386	326	714	735
平成28年度	総数	7,356	1,549	1,878	1,913	2,016
	知的	234	99	9	44	82
	精神	4,238	764	1,249	1,116	1,109
	高齢	485	158	104	134	89
	身障	2,399	528	516	619	736

窓口対応実施状況

(単位：件)

		総数	中部	北部	南部	鷺宮
窓口対応	難病・大気汚染関係	2,310	374	570	444	922
	高齢関係	2,190	762	475	472	481
	障害者関係	6,393	1,359	1,654	1,438	1,942
	子ども関係	4,510	1,335	1,177	1,100	898
	その他	1,393	53	393	116	831

専門職による相談実績状況

(単位：件)

区 分		総数		中部		北部		南部		鷺宮	
		実数	延数	実数	延数	実数	延数	実数	延数	実数	延数
精神保健	電話相談		3,486		606		1,106		1,227		547
	来所相談	733	921	193	248	206	265	235	264	99	144
	訪問	696	909	194	275	230	295	148	181	124	158
	関係機関連絡	医療関係	1,390		263		366		470		291
		福祉関係	2,892		457		1,021		921		493
		保健関係	296		51		55		142		48
		その他	339		95		65		60		119
難病	電話相談		73		12		21		26		14
	来所相談	49	53	4	4	4	6	25	25	16	18
	訪問	65	90	22	30	23	28	11	18	9	14
	関係機関連絡	医療関係	139		19		40		44		36
		福祉関係	120		17		28		57		18
		保健関係	20		6		2		8		4
		その他	15		2		2		11		0
成人保健	電話相談		47		10		10		11		16
	来所相談	15	20	12	17	0	0	1	1	2	2
	訪問	15	21	7	7	3	6	3	3	2	5
	関係機関連絡	医療関係	4		3		1		0		0
		福祉関係	36		10		12		2		12
		保健関係	2		2		0		0		0
		その他	8		5		0		1		2
歯科相談	電話相談	22	23	10	10	7	7	1	1	4	5
	来所相談	41	41	5	5	18	18	8	8	10	10
	訪問	3	18	1	12	0	0	0	0	2	6
栄養相談	電話相談・来所相談	261	261	49	49	45	45	72	72	95	95

関係法規	障害者総合支援法 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 母子保健法 狂犬病予防法 難病の患者に対する医療等に関する法
事業開始時期	平成22年7月
平成30年度事業担当	すこやか福祉センター 地域ケア分野
関連資料	

Ⅲ-ⅱ 障害者相談・支援（障害者相談支援事業委託）

（事業の概要）

1 事業の目的

障害者の総合相談や障害福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援などを実施する。

2 事業の内容

（１）運営方法

社会福祉法人等に委託

（２）開設時間

月～金曜日 午前８時３０分～午後７時、土曜日 午前８時３０分～午後５時

※平成３０年３月末日までは午前９時から開設

日曜日・祝日・年末年始は休業（緊急時は電話で対応）

（３）主な業務内容

障害者の総合相談・福祉サービスの申請取次業務

障害者総合支援法に基づく相談支援業務

障害福祉サービス利用調整などのケースワーク業務

3 事業の対象

- ① 身体障害者(児) ② 知的障害者(児) ③ 精神障害者(児) ④ 発達障害者(児) ⑤ 難病等障害者(児)
⑥ 上記障害にかかわる、家族・関係者からの相談を含む。

4 事業の実績

（１）障害者相談支援事業所の対応件数

（単位：件）

区 分	実人数	延人数			
		総数	身体障害者	知的障害者	精神障害者
総 数	14,153	35,448	8,999	6,094	20,355
中 部	2,574	5,941	1,367	1,366	3,208
北 部	3,486	9,563	1,386	1,918	6,259
南 部	3,837	8,266	2,194	1,382	4,690
鷺 宮	4,256	11,678	4,052	1,428	6,198

（２）上記延人数の対応別内訳

（単位：件）

区 分	電話相談	来所相談	訪問	個別支援会
総 数	20,927	10,770	3,321	430
中 部	2,799	2,349	762	31
北 部	6,169	2,390	860	144
南 部	4,564	2,709	788	205
鷺 宮	7,395	3,322	911	50

関係法規	障害者総合支援法
事業開始時期	平成２２年７月
平成３０年度事業担当	中部すこやか福祉センター 地域ケア分野（平成２２年７月から開設） 北部すこやか福祉センター 地域ケア分野（平成２４年９月から開設） 鷺宮すこやか福祉センター 地域ケア分野（平成２７年４月から開設） 南部すこやか福祉センター 地域ケア分野（平成２８年７月から開設）
関連資料	障害者相談支援事業所一覧

Ⅲ-Ⅲ 高齢者相談・支援（地域包括支援センター運営委託）

（事業の概要）

平成18年4月の介護保険法の改正にともない、地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉等の向上、生活の安定のために必要な援助、支援等を包括的に行う中核機関として、4つの生活圏域(すこやか福祉センター圏域)ごとにそれぞれ2か所、計8か所設置した。

地域包括支援センターでは、保健師(又は看護師)、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職員が相談を受けている。

1 事業の内容

（1）運営方法

社会福祉法人等に委託

（2）窓口開設時間

月～金曜日 午前8時30分～午後7時、土曜日 午前8時30分～午後5時

※平成30年3月末日までは午前9時から開設

日曜日・祝日・年末年始は休業

緊急の場合は、時間外や休業日も電話で対応

（3）主な業務内容

総合相談・支援、介護予防マネジメント、権利擁護や虐待防止の相談支援、包括的・継続的マネジメント支援

2 事業の実績

地域包括支援センター相談等状況

(単位：件)

区分	相談 延件数	相談内容											その他	
		区 の サ ー ビ ス	介 護 保 険 関 係	地 域 支 援 事 業	権 利 擁 護	地 域 支 え あ い ネ ット	実 態 把 握 訪 問	認 知 症	ケ ア マ ネ ジ ャ ー 支 援	緊 急 対 応	他 の 機 関 と の 連 携	そ の 他 ※	象 者 サ ー ビ ス 事 業 対	要 支 援 1 ・ 2
総 数	98,621	2,848	49,872	1,948	2,299	463	1,753	4,407	4,253	190	10,257	20,331	414	2,770
南中野	10,315	531	5,117	218	537	11	455	504	312	25	942	1,663	60	327
本町	13,784	539	7,067	238	313	162	146	704	406	8	1,101	3,100	94	291
東中野	8,903	217	5,353	193	156	0	117	318	460	32	173	1,884	72	183
中野	14,110	617	7,998	271	220	16	243	921	850	32	1,819	1,123	15	885
中野北	12,736	206	5,018	228	373	31	76	521	523	11	2,029	3,720	22	228
江古田	14,652	263	7,206	235	301	1	425	439	642	39	791	4,310	57	463
鷺宮	11,932	248	5,819	337	200	39	104	385	537	10	1,938	2,315	43	221
上鷺宮	12,189	227	6,294	228	199	203	187	615	523	33	1,464	2,216	51	172

※その他の内容： 医療保健関係 経済事項 住宅関係 家庭的事項 その他

関係法規	介護保険法第115条の46（地域包括支援センター） 介護保険法施行規則 中野区地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例 中野区地域包括支援センター事業実施要綱
事業開始時期	平成18年4月1日
平成30年度事業担当	地域包括ケア推進分野 地域包括ケア推進担当
関連資料	地域包括支援センター一覧 地域包括ケア推進課Ⅰーⅰ 地域包括ケア総合調整

Ⅲ-iv 精神保健相談・支援

(事業の概要)

1 精神保健相談

受診までには至らない、あるいは受診したいが出来ないなど心の悩みのある区民、家族及び関係者を対象に専門医師による相談を実施している。

相談種別では、認知症やアルコール・薬物等の依存症の相談も実施している。

精神保健相談実施状況

(単位：回、人)

区 分	こころのクリニック			嗜癪クリニック			高齢者精神保健相談		
	実施回数	実人員	延人員	実施回数	実人員	延人員	実施回数	実人員	延人員
平成30年度総数	31	56	57	24	35	35	12	20	20
中 部	7	16	17	6	6	6	3	8	8
北 部	9	15	15	6	11	11	3	4	4
南 部	8	18	18	6	6	6	3	3	3
鷺 宮	7	7	7	6	12	12	3	5	5
平成29年度総数	33	59	60	24	28	28	12	21	22
平成28年度総数	33	53	55	24	40	40	12	16	16

2 精神障害回復者社会生活適応訓練（デイケア）

精神障害回復者を対象にレクリエーションや創作活動、料理、話し合い、スポーツ、社会生活技能訓練、社会資源活用等を通じた社会生活適応訓練を行っている。

訓練期間は3年間とし、2箇所の併用が可能である。現在は、委託にて北部・南部・鷺宮のすこやか福祉センターで週1回実施している。

デイケア実施状況

(単位：回、人)

区 分	回数	実人員	延人員	登録者(新規)	
平成30年度総数	144	115	1,652	41	(12)
中 部	0	0	0	0	0
北 部	48	48	686	17	(5)
南 部	48	38	540	12	(4)
鷺 宮	48	29	426	12	(3)
平成29年度総数	144	134	1,944	61	(9)
平成28年度総数	144	111	1,787	51	(15)

※実人数・延人数とも管外の利用者を含む

関係法規	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 自殺対策基本法 障害者総合支援法 中野区精神障害回復者社会適応訓練事業実施要綱
事業開始時期	中野区精神障害回復者社会適応訓練事業：昭和54年11月
平成30年度事業担当	すこやか福祉センター 地域ケア分野
関連資料	

Ⅲ-Ⅴ 難病相談・支援

(事業の概要)

1 難病患者相談

難病患者やその家族に、電話や面接により、医療系専門職が療養上の相談や支援を行っている。
在宅療養をしている患者宅へ訪問し、療養支援を行うとともに、関係機関への連絡等を行っている。

保健師等相談状況

(単位：件)

区 分	保健師		歯科衛生士		作業療法士	
	実数	延数	実数	延数	実数	延数
家庭訪問	65	90	2	14	7	11
来所相談	0	53	0	0	0	0
電話相談等	0	372	0	0	0	0

※ 関係機関連絡は電話相談に含む

2 難病患者等のリハビリ教室

難病患者の1割強を占めるパーキンソン病患者、および呼吸機能低下の患者とその家族を対象に、リハビリ教室を開催している。また、医療系専門職が療養上の相談・支援を随時実施している。

リハビリ教室実施状況

単位(回、人)

区分	回数	参加延人数
呼吸リハビリ教室	2	41
パーキンソン病リハビリ教室	8	193

3 在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画

『東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針』に基づき、難病等により在宅で人工呼吸器を使用している区民やその家族の、災害時の適切な行動・対応を目的として、災害時個別支援計画を訪問看護ステーションの協力で作成している。

なお、作成した災害時個別支援計画は、本人・訪問看護ステーション・すこやか福祉センターで保管し、緊急時対応に役立てる。

関係法規	難病の患者に対する医療等に関する法律 健康増進法 中野区訪問指導事業実施要綱
事業開始時期	呼吸リハビリ教室：平成 11 年度 パーキンソン病リハビリ教室：平成 14 年度 在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画：平成 24 年度
平成 30 年度事業担当	すこやか福祉センター 地域ケア分野
関連資料	

Ⅲ-vi 引きこもり相談・支援

(事業の概要)

すこやか福祉センターでは、総合相談窓口を開設し、保健・福祉のサービス提供のための相談支援を行っている。また、専門職が電話相談、来所面接、家庭訪問を行っている。その中でひきこもりと思われるケースが明らかになることがある。

アウトリーチ推進係や関連部署、関係機関からの情報により、ひきこもりと思われるケースが明らかになった際も専門職が様々な手段で相談支援を行っている。

ひきこもりに至る経緯は、不登校などの学校生活に関わるもの、就労、退職などに関わるもの、何らかの疾患や障害に関わるものなど、様々な原因があるため、継続的な支援のために、すこやか福祉センターのみでなく、関連部署、関係団体と一体になって支援を進めている。

関係法規	精神保健福祉法第47条（相談支援）
事業開始時期	
平成30年度事業担当	
関連資料	

Ⅲ-Ⅶ 地域在宅療養等相談・支援

(事業の概要)

1 事業の目的

認知症高齢者をはじめとする介護の必要な対象者のいる家族に、介護方法を学ぶことや、家族間の交流を図る。

2 運営方法

社会福祉法人等に事業を委託

3 事業の内容

家族介護教室

各すこやか福祉センターの圏域（４か所）ごとに、各回のテーマに沿った講義とグループ懇談を実施している。

家族介護教室実施状況

(単位：回、人)

会 場	所在地	実施回数	延参加者数
総 数		17	196
やよいの園	弥生町 3 - 3 3 - 8	4	42
ゆりの木中野	中央 1 - 1 3 - 8	4	54
中野友愛ホーム	江古田 2 - 2 4 - 1 1	4	26
かみさぎホーム	上鷲宮 3 - 1 7 - 4	5	74

関係法規	介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第3項第2号 中野区家族介護教室実施要綱
事業開始時期	平成18年4月
平成30年度事業担当	すこやか福祉センター 地域ケア分野
予算	介護保険特別会計
関連資料	

Ⅲ-Ⅷ 妊娠出産トータル支援

(事業の概要)

1 事業の目的

妊娠から出産、子育てまでの個々のニーズに応じた切れ目ない支援を行うため、妊産婦に対する保健指導や各種サービスの提供を行っている。保健師による相談支援・支援プラン作成等トータルケア事業の実施により、すこやか福祉センターを核とした身近な地域での支援体制づくりを進めている。

2 事業の内容

(1) 母子健康手帳の交付

母子健康手帳は、妊娠の届出をした者に対して、「母と子の保健バッグ(出生通知票、妊婦健康診査受診票、新生児聴覚検査受診票等を含む)」とともに交付している。交付は、区役所3階子ども総合相談窓口、すこやか福祉センターで行っている。

(2) こんにちは赤ちゃん学級

こんにちは赤ちゃん学級は、初妊婦とその家族を対象に、民間事業者への委託により実施している。妊娠中の健康管理、出産、育児等の講座や沐浴等の実習を行うとともに、妊婦とその家族同士の仲間づくりをすすめている。

(3) 妊産期相談支援事業(妊娠期・子育て期支援プラン作成)

中野区に妊娠届を提出した全妊婦及び支援を必要とする産婦を対象として、保健師が面接を行い個別の支援プランを作成し、産前・産後の事業やサービス提供に繋げている。また妊娠20週以降の妊婦への架電(プレママコール)と通知郵送により面接とプラン作成の勧奨を行っている。面接・支援プラン作成業務の一部は、民間事業者へ委託し、すこやか福祉センターへの来所のほか訪問により実施している。

なお、支援プランを作成した妊婦には、妊娠・子育て応援ギフト券を贈呈し、子育て環境の充実を図っている。

(4) 産前・産後サポート事業

産前サポート事業では、助産師による日常生活の過ごし方、乳房の手入れ方法などお産に向けて心身ともに準備を整えていけるよう講座を実施している。

産後サポート事業では、初産婦と生後4か月までの乳児を対象に、助産師による産後の母体ケアや育児相談を実施している。また、初産婦と生後2～5か月の乳児を対象に、地域の子育て経験者による赤ちゃんのいる生活について学ぶ、子育て学習の講座を実施している。親同士の情報交換、交流機会を設けることで、育児不安の解消をはかるとともに仲間づくりを促している。

(5) 産後ケア事業

産後において家族等の援助が受けられず、支援を必要とする産婦及び乳児に対して、心身ケア、育児支援、その他必要な支援を行う事業を民間事業者への委託により実施している。また、平成29年10月から早産等の産婦に対し利用期間の延長及び多胎児を持つ産婦に対し利用時間・日数の拡充を行っている。

ア ショートステイ(宿泊型)

産後4か月までの産婦と乳児を対象とし、助産院において宿泊を利用した産婦への心身のケア及び乳児の育児指導等を民間事業者への委託により実施している。

イ デイケア(通所型)

産後6か月までの産婦と乳児を対象とし、助産院等やすこやか福祉センターへの日帰り利用により、上記のショートステイと同様の支援を行っている。

ウ ケア支援者派遣事業(アウトリーチ型)

支援を必要とする産後6か月までの産婦と乳児を対象に、民間認定資格者を派遣し、産後の母体に関する相談や育児支援を行っている。

(6) 産前産後家事支援事業(平成31年度新規事業)

家族等の援助が受けられない体調不良等の妊産婦に対し、家事支援者を派遣して日常的な家事・育児支援を行っている。

(7) こんにちは赤ちゃん訪問事業

区内に住所・居所を有する生後4か月に達するまでの乳児のいる家庭を、保健師または訪問指導員（区がこんにちは赤ちゃん訪問事業を委託した看護師、助産師、保健師）等が訪問し、乳児と産婦の健康状態把握や産婦に対する育児指導・支援を行っている。

対象となる家庭は、保護者からの出生通知票の提出、医療機関等関係機関からの連絡、住民基本台帳による抽出から把握している。

(8) 保健指導訪問

継続的な支援の必要性が認められる場合は、生後4か月以降も引き続き保健指導のため訪問し、必要な支援を行っている。

3 事業の実績

(1) 妊娠週別妊娠届状況

(単位：件)

区 分	妊娠届出 件数	妊娠週数					
		満11週 以内	満12週 ～19週	満20週 ～27週	満28週 以上	産 後	不 詳
総 数	3,035	2,886	119	16	6	1	7
中 部	1,040	985	42	6	2	1	4
北 部	699	662	31	3	3	0	0
南 部	660	633	19	4	1	0	3
鷺 宮	636	606	27	3	0	0	0

(2) こんにちは赤ちゃん学級実施状況 (単位：回、人)

区 分	回数	参加者数
総 数	45	1,430
中 部	12	389
北 部	11	343
南 部	11	383
鷺 宮	11	315

(3) 妊娠期・子育て期支援プラン作成状況

(単位：件)

(単位：セット)

区分	妊 婦		産 婦		ギフト券 配布数
	妊娠期支援 プラン作成	更新プラン 作成数	子育て期支援 プラン作成	更新プラン 作成数	
総 数	2,265 (87)	11	163 (39)	1	2,278
中 部	766 (34)	0	47 (11)	0	774
北 部	521 (23)	3	43 (20)	0	528
南 部	502 (14)	1	25 (7)	1	506
鷺 宮	476 (16)	7	48 (1)	0	470

()はプラン作成数のうち訪問による作成数

(4) 産前・産後サポート事業実施状況

区 分	産前サポート事業		産後サポート事業	
	実施回数	利用延人数	実施回数	利用延人数
平成30年度	52回	375人	69回	1,959人
平成29年度	50回	382人	72回	1,985人
平成28年度	39回	304人	72回	1,958人

(5) 産後ケア事業

区 分	ショートステイ		デイケア		ケア支援者派遣	
	実人員	利用延日数	実人員	利用延日数	実人員	利用延時間数
平成30年度	276人	1,143日	593人	1,554日	217人	2,022時間
平成29年度	242人	1,057日	247人	622日	178人	1,575時間
平成28年度	216人	968日	316人	693日	171人	1,662時間

(6) 新生児訪問状況

(単位:件)

区分	出生数	出生 通知数	こんにちは赤ちゃん訪問			保健指導 訪問 (延件数)
			訪問指導員		区保健師	
			訪問指導	訪問のみ	訪問指導 (延件数)	
総 数	2,525	2,271	2,196	35	213	222
中 部		811	715	10	76	79
北 部		498	488	11	110	58
南 部		475	487	8	11	49
鷺 宮		487	506	6	16	36

出生数は平成30年1月～12月生

関係法規	母子保健法 第9条、第10条、第11条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条 保健師助産師看護師法 児童福祉法：第21条の10の2 中野区産後ケア事業実施要綱 中野区出産・子育て・応援事業実施要綱 中野区こんにちは赤ちゃん訪問事業実施要綱
事業開始時期	地方自治法一部改正に伴い都から区へ移管：昭和50年4月 妊娠・出産・子育てトータルケア事業：平成27年10月 産前産後家事支援事業：平成31年4月 新産婦、新生児訪問：平成17年6月
平成30年度事業担当	すこやか福祉センター 地域ケア分野
関連資料	

Ⅲ-ix 母子保健事業

(事業の概要)

乳幼児健康診査では、法的根拠に基づき、地域の親と子の健康を守ることを目的として、それぞれの月齢や年齢に応じた健康診査を行い、発育・発達のチェックや疾病の有無等、また子育て支援、虐待予防の視点からも確認し、健康診査の結果、必要な保健・栄養指導及び医療機関での治療等を勧奨している。

1 事業の内容

(1) 3か月児健康診査

生後3か月児について、先天性代謝異常の有無、体重等増加状況、神経学的発達等を診察し、生後間もない時期の順調な発育・発達を確認する健康診査を実施している。また、健診と同時に、母の育児不安等も含めた子育てに関する保健相談、離乳食や乳歯萌出に向けての栄養・口腔指導等を実施するとともに、予防接種の受け方、事故予防等の保健情報を提供し、健やかな子育てを支援している。

平成15年6月からは3か月児健診において、母親のメンタルアンケート（EPDS）を行い、高得点者には医療系専門職が中心となり相談、面接を行うほか、内容に応じて医師等による専門相談を実施している。さらに平成18年度からは、出産直後の早期対応のために、産婦・新生児訪問事業（こにちは赤ちゃん訪問）においてもEPDSを開始し、高得点者に同様の相談を行っている。

(2) 6か月児・9か月児健康診査

乳児健康診査の一層の徹底を図るため、6か月児（対象：6～7か月児）及び9か月児（対象：9～10か月児）の乳児を対象に、契約医療機関で健康診査を実施している。

また、6か月児健診及び9か月児健診ともに未受診の者については、担当地区ごとに状況確認を行っている。

(3) 1歳6か月児健康診査

歩行や言語等発達の確認が容易に得られる1歳6か月の時点で健康診査を実施することにより、運動機能・聴覚等の障害、精神発達の遅滞等を早期に発見し、適切な保健指導等を行い、健康の保持増進を図っている。

また、未受診者については、健診勧奨通知により受診率向上に努めるとともに、未受診者対応マニュアルに従いフォローしている。

なお、平成30年度より1歳6か月児健診は、契約医療機関での個別健診となった。医療機関での受診結果は、次項の「2 事業の実績」欄に記載のとおりである。

医療機関受診後に各管轄のすこやか福祉センターに受診結果が送付され、保護者への電話または面接、家庭訪問など専門職（栄養士、心理職、保健師、福祉職）が担当地区ごとに対応するとともに、子育て専門相談など必要に応じ区の事業等サービスにつなげている。

また虐待項目等育児困難感が強く疑われる対象者については保護者との連絡がとれない場合、かかりつけ医への問い合わせや所属する保育園や幼稚園への問い合わせを行う等、状況把握に努め虐待予防の視点においてもきめ細かく対応している。

(4) 3歳児健康診査

3歳という年齢は心身の発達上、特に重要な時期であり、身体発達、運動機能の発達、精神発達、生活習慣の観察及び尿検査を行い、心身の障害を早期に発見し、異常の認められる者に対しては専門医療機関を紹介し、無料（各保険の給付の対象として取り扱われる検査の自己負担額を区が負担）の精密検査を行っている。また、心理相談員による精神発達面の相談を実施し、必要に応じて経過を観察のうえ、適切な指導及び措置を行っている。なお、平成元年7月対象児から視力機能異常等を早期に発見し将来の視力障害の発生を予防するため、視力アンケートを項目に追加して実施している。平成4年4月対象児からは、軽度から中度の難聴を早期に発見し、言語障害の発生を予防するための聴覚アンケートを実施している。平成19年4月からは、別日程で実施していた内科健診と歯科健診を、同日とし1日制健診として実施している。

3歳児健診では、環境省の調査への協力依頼を受けて、平成17年度から環境保健サーベイランス調査を実施している。地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を定期的・継続的に観察し、必要に応じて所要の措置を早急に講ずるために行うもので、データを環境省へ提供している。

(5) 乳幼児経過観察指導、子育て専門相談

乳幼児健康診査において、経過観察が必要な者、また、訪問指導等で発見された要経過観察者に対し、すこやか福祉センターにおいて身体発育や運動発達等の内科的な経過観察指導を行って乳幼児の健全な育成を図っている。

また、母親のメンタルヘルス、子どもの発達に関わる相談等に医師・心理相談員等が対応する専門相談を実施している。

(6) 受診勧奨者及び未受診者対応

平成17年度から未受診者を要保護児童対策地域協議会対象児童とし、関係機関の連携による支援を実施している。

対応として、受診勧奨通知を発送するとともに、地区担当者による支援を開始する。今までの経過（妊娠届出から全戸訪問、過去の健診受診歴等）や庁内調査（保育園・幼稚園在園有無調査、医療機関受診状況調査、予防接種調査、生活保護CWへの調査）により虐待等リスクの有無等考慮しつつ家庭訪問等により受診勧奨と共に支援を行う。また未受診者については、これらの情報を総合的に判断し、必要に応じて子ども家庭支援センターに虐待通告している。

また、未受診児のうち庁内調査により所在確認できなかった児が転出した場合、転出先自治体に情報提供し継続支援を依頼している。

(7) 保健指導訪問

家庭訪問を行った結果、継続的な支援の必要性が認められる場合は、生後4か月以降も引き続き保健指導のため訪問し、相談を継続する。

2 事業の実績

(1) 3～4か月児健康診査実施状況

区 分	回 数 (回)	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	有所見者数 (人)	有所見率 (%)	精密検査受診券 (件)	
							発行数	結果把握数
総 数	48	2,513	2,448	97.4	1,327	54.2	49	25
中 部	12	863	821	95.1	391	47.6	10	6
北 部	12	627	621	99.0	430	69.2	12	9
南 部	12	499	488	97.8	227	46.5	7	0
鷺 宮	12	524	518	98.9	279	53.9	20	10

(2) 母親のメンタルアンケート回収状況

区 分	こんにちは赤ちゃん訪問		3か月児健診	
	回収数 (枚)	高得点者数 (人)	回収数 (枚)	高得点者数 (人)
総 数	2,372	257	2,432	218
中 部	790	77	811	61
北 部	562	75	615	78
南 部	499	57	488	48
鷺 宮	521	48	518	31

(3) 6か月児・9か月児健康診査実施状況

区分	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	受診結果内訳 (人)			
				異常 なし	既医療	要観察	要医療
6か月／総数	2,513	2,350	93.5	2,083	20	256	160
9か月／総数	2,513	2,286	91.0	2,061	16	256	113

(4) 1歳6か月児健康診査実施状況 令和元年8月30日現在

区分	発送数 (人)	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
1歳6か月／総数	2,443	2,384	2,274	95.4

対象者数は未受診者転出を除き、未受診者転入を加えたもの(※母子保健事業報告とは異なる。)

受診後のフォロー状況					
区 分	総 数	地区担当			栄養関連
		小計	一時相談 (電話・面接)	継続相談 (発達・養育)	一時相談 (電話・面接)
総 数	1,421	648	537	111	773
中 部	371	181	148	33	190
北 部	383	192	144	48	191
南 部	332	152	132	20	180
鷺 宮	335	123	113	10	212

(5) 3歳児健康診査実施状況

区 分	回 数 (回)	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	有所見者数 (人)	有所見率 (%)	精密検査受診券 (件)	
							発行数	結果把握数
総 数	48	2,296	2,196	95.6	1,088	49.5	96	53
中 部	12	704	626	88.9	297	47.4	17	6
北 部	12	599	596	99.5	315	52.9	42	22
南 部	12	483	477	98.8	255	53.5	4	5
鷺 宮	12	510	497	97.5	221	44.5	33	20

(6) 個別検査実施状況 (3歳児健診時) (単位: 人)

区分	受診者数	異常なし
視力検査	2,196	1,972
聴力検査	2,196	1,969
尿検査	1,709	1,580

(7) 乳幼児経過観察指導、子育て専門相談実施状況

区 分	乳幼児		心理経過観察指導			子育て専門相談	
	回 数 (回)	受診者数 (人)	回 数 (回)	1 歳 6 か月児	3 歳児	回 数 (回)	相談者数 (人)
				相談者数 (人)	相談者数 (人)		
総 数	48	407	48	289	268	108	222
中 部	12	115	12	83	91	27	57
北 部	12	157	12	79	49	27	65
南 部	12	47	12	57	55	27	58
鷺 宮	12	88	12	70	73	27	42

(8) 受診勧奨者の状況

(単位：人)

区 分	状況把握数	状況把握数の内訳					未把握数
		健康	病気	障害	転出等	その他	
総 数	450	377	4	4	54	11	0
3~4 か月児健診	197	167	3	1	19	7	0
3 歳児健診	253	210	1	3	35	4	0

関係法規	母子保健法 第11条、第12条、第13条、第17条、第19条 児童福祉法 第6条の3第4項、第21条の10の2 児童虐待の防止等に関する法律 中野区1歳6か月児健康診査未受診児健康診査実施要綱 中野区乳幼児健康診査実施要綱 中野区妊婦・乳幼児精密健康診査実施要綱 中野区6か月児・9か月児健康診査実施要綱 中野区こんにちは赤ちゃん訪問事業実施要綱
事業開始時期	3か月児健康診査及び乳幼児経過観察健康診査：昭和24年 6か月児健康診査：昭和47年10月 9か月児健康診査：昭和49年10月 (昭和50年4月地方自治法一部改正に伴い都から区へ移管) 1歳6か月児健康診査：昭和52年 3歳児健康診査：昭和36年 (平成元年7月から視力検診、平成4年4月から聴覚検診実施) 新産婦、新生児訪問：平成17年6月
平成30年度事業担当	すこやか福祉センター 地域ケア分野、 子ども教育部 子育て支援分野
関連資料	

Ⅲ-× 養育・発達支援

(事業の概要)

1 事業の目的

平成23年4月から(中部すこやか福祉センターは平成22年7月から)、地域子ども家庭支援センターと保健福祉センターの機能が合体されたすこやか福祉センターが、地域の子育て支援の中核として、医療系専門職及び福祉職、心理職により、子どもや家庭に関する様々な相談に応じ、継続した支援を行っている。

2 事業の内容

(1) 相談支援及び支援検討会議

養育や発達の課題を抱える家庭について、家族や親族などの相談に応じ、継続した支援を行っている。支援にあたっては、支援検討会議を開催し、すこやか福祉センター内で情報共有及び支援方針を決定し、進行管理を行っている。

(2) グループ等による支援

ア 多胎児の会

多胎児を育てている保護者に対して、子育てに関する情報交換等の懇談会を開催している。

イ 養育支援グループ

育児困難を抱える保護者に対し、育児不安の軽減を図り虐待の発生の予防を目的に、共通の悩みを抱える参加者同士のグループワークを行っている。

ウ 発達支援グループ

発達や育てにくさなど課題のある乳幼児及び児の発達に不安を抱える保護者に対し、前向きに子育てできるように、また必要な支援につなげるために、親子遊びを中心としたグループ活動を行っている。

エ 親の学びの場支援プログラム

発達に課題がある乳幼児を育て、不安を抱える保護者に対して、運動をメインとした親子遊びを通して子どもへの対応を学べるよう支援を行っている。民間事業者に委託し、事業を実施している。

オ 保護者支援プログラム

発達に課題がある乳幼児を育てる保護者が、子どもをどのように理解し向かい合うか、講義形式で学ぶ場を提供している。大学に委託し、事業を実施している。

(3) 発達支援の取り組み

発達に課題がある幼児・児童が、幼稚園・保育園、小中学校に入園・入学する際に、児の状況に関係機関から情報提供し、入園・入学後の生活が円滑に開始できることを目的として申し送りを行っている。

また小学校の1・4・6年を中心とした発達に課題のある児童について、保護者に児の様子を確認し、小学校、子育て支援分野、すこやか福祉センター及び学童クラブ等の関係機関で情報の共有と支援方針の検討を行う個別支援計画会議を開催している。

(4) 子育てひろば

すこやか福祉センターや児童館において、乳幼児親子が気軽に立ち寄り、交流ができる場の提供を行っている。

(5) 講座等の開催

すこやか福祉センターや児童館を会場として、地域育児相談会、アレルギー教室や事故予防講座等の講習会を開催している。

2 事業の実績

(1) 保健師相談実施状況

(単位：件)

区 分	総 数			乳 児			幼 児			小学生以上		
	面接	電話	訪問	面接	電話	訪問	面接	電話	訪問	面接	電話	訪問
総 数	420	2,448	472	190	1,429	356	206	931	100	24	88	16
中 部	107	720	198	43	332	155	57	347	38	7	41	5
北 部	71	350	140	24	249	121	42	97	17	5	4	2
南 部	110	879	70	57	567	45	47	290	24	6	22	1
鷺 宮	132	499	64	66	281	35	60	197	21	6	21	8

(2) 支援検討会議の開催状況

区 分	会議開催数 (回)	検討対象者数 (人)	内訳 (件)	
			養育支援	発達支援
総 数	83	1,656	765	891
中 部	20	548	304	244
北 部	22	388	107	281
南 部	19	405	294	111
鷺 宮	22	315	60	255

(3) グループ支援状況

(単位：回、人)

区 分		回数	参加者数 (延)		
			総 数	保 護 者	乳 幼 児
多胎児の会	中 部	1	35	15	20
	北 部	1	18	8	10
養育支援グループ	中 部	4	62	32	30
	北 部	10	73	37	36
	南 部	10	70	35	35
	鷺 宮	10	71	32	39
発達支援グループ	中 部	24	256	128	128
	北 部	24	198	98	100
	南 部	23	151	74	77
	鷺 宮	24	254	127	127
親の学びの場支援プログラム		24	211	106	105
保護者支援プログラム		4	80	42	38

(4) 申し送り・個別支援計画会議実施状況 (単位：件)

区 分	申し送り	個別支援計画会議
総 数	281	494
中 部	70	121
北 部	69	154
南 部	58	94
鷺 宮	84	125

(5) 関係機関訪問・連携実施状況

(単位：件)

区 分	保育園	幼稚園	小学校	中学校	療育機関	その他
総 数	379	149	264	7	130	44
中 部	117	34	54	1	18	4
北 部	77	46	66	3	28	7
南 部	58	21	70	2	4	26
鷺 宮	127	48	74	1	80	7

(6) 子育てひろば (単位：人)

区 分	子育てひろば
総 数	36,968
中 部	20,720
北 部	1,954
南 部	11,315
鷺 宮	2,979

(7) 講座の開催

(単位：回、人)

区 分	地域育児相談会		アレルギー教室		事故予防講座	
	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
総 数	80	3,883	4	87	4	56
中 部	16	1,416	1	20	1	12
北 部	31	1,467	1	21	1	16
南 部	21	590	1	24	1	23
鷺 宮	12	410	1	22	1	5

関係法規	中野区すこやか福祉センター条例 母子保健法、児童福祉法 児童虐待の防止等に関する法律 発達障害者支援法
事業開始時期	すこやか福祉センターでは平成23年4月から
平成30年度事業担当	すこやか福祉センター 地域ケア分野
関連資料	

Ⅲ-xi 栄養・歯科支援

(事業の概要)

1 事業の目的

妊産婦、乳幼児を中心として、家族の健康の維持増進と疾病予防を目的とし、医療系専門職により健診時に個別及び集団指導や各種講習会を行っている。い、栄養改善知識の普及と適切な食生活習慣への改善を図る。

生涯を通した歯と口腔の健康づくりの基盤であり、口腔機能の育成期となる乳幼児期に、歯科健康診査、個々に応じた保健指導および相談を行う。

2 事業の内容

(1) 離乳食講習会

5 か月から 1 2 か月の乳児の保護者を対象に初期・中期コースと後期コースを実施。子どもの発達・発育に応じた調理形態や食べさせ方、食事のリズム等について子育て世代にわかりやすく伝える食の支援を実施している。

(2) 妊婦歯科栄養講習会

妊娠期からの健康の保持・増進のため、栄養バランスや口腔ケアについて簡単な調理法や口腔チェック等を実施している。

(3) 個別栄養相談

乳幼児健康診査、各種講習会等開催時に必要に応じて個別相談を実施するほか、随時来所または電話による相談を実施している。

(4) 1 歳 6 か月児歯科健診

乳臼歯の萌出が始まり、咀嚼や発音など、口の基本的機能が獲得されてくる時期に、健診を行い、口腔機能の育成、乳歯う蝕予防を目指す。う蝕に罹患した児や再指導が必要な児に対しては、事後指導を行っている。平成 3 1 年度からは外部委託し、区内契約医療機関で実施している。

(5) 3 歳児歯科健診

上下顎の乳臼歯が生えそろそろ乳歯列完成期以降は、乳臼歯のう蝕が増加傾向にあり、後続永久歯のう蝕を誘発し、永久歯列にも影響を及ぼす。正常な口腔機能を育むために、乳歯だけでなく、永久歯の健全育成のための保健指導をあわせて行っている。また、3 歳以降は、かかりつけ歯科医を持ち、定期的な口腔診査を受けることも推奨している。

(6) 幼児歯科相談

転入等で中野区の 1 歳 6 か月児歯科健康診査を受けていない者および 1 歳 6 か月児歯科健診を利用した者のうち希望した 2 歳児を対象に、歯みがき指導・口腔内の観察および相談を個別対応にて実施していたが、平成 30 年度で事業廃止。

(7) 幼児歯科健康教育 歯の生えはじめ教室

6 か月～1 1 か月児と保護者を対象に歯みがき習慣の準備方法や保護者の口腔衛生について講習を実施している。

3 事業の実績

(1) 離乳食講習会・妊婦歯科栄養講習会実施状況 (単位：回、人)

区 分	離乳食講習会		妊婦歯科栄養講習会	
	回数	参加者数	回数	参加者数
総 数	45	1,125	24	211
中 部	12	330	6	67
北 部	11	286	6	41
南 部	11	246	6	63
鷺 宮	11	263	6	40

(2) 個別栄養相談実施状況 (単位：人)

区 分	相談数	内 訳		
		妊産婦	乳幼児	18歳未満
総 数	2,085	213	1,866	6
中 部	558	65	490	3
北 部	525	50	475	0
南 部	401	58	342	1
鷺 宮	601	40	559	2

(3) 1歳6か月児歯科健診状況

区 分	回数(回)	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	むし歯の ない者(人)	むし歯の ある者(人)	未処置歯の ある者(人)	現在歯数 (本)
総 数	73	2,384	2,095	87.9	2,050	45	42	30,473
中 部	24	746	645	86.5	628	17	17	9,432
北 部	18	550	501	91.1	491	10	9	7,135
南 部	16	553	491	88.8	478	13	12	7,181
鷺 宮	15	535	458	85.6	453	5	4	6,725

(4) 3歳児歯科健診状況

区 分	回数(回)	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	むし歯の ない者(人)	むし歯の ある者(人)	未処置歯の ある者(人)	現在歯数 (本)
総 数	48	2,296	2,190	95.4	1,991	199	171	43,305
中 部	12	704	625	88.8	567	58	53	12,339
北 部	12	599	596	99.5	533	63	54	11,784
南 部	12	483	472	97.7	437	35	30	9,345
鷺 宮	12	510	497	97.5	454	43	34	9,837

(5) 幼児歯科経過観察および相談・健診状況 (単位：回、人)

区 分	回 数	相談者	内 訳	
			2歳児	その他
総 数	144	1,218	1,162	56
中 部	36	311	301	10
北 部	36	300	282	18
南 部	36	298	291	7
鷺 宮	36	309	288	21

(6) 個別歯科相談状況

(単位：人)

区 分	合 計			妊 産 婦			乳 幼 児			小学生		中学生以上	
	電話	来所	訪問	電話	来所	訪問	電話	来所	訪問	電話	来所	電話	来所
総 数	14	167	0	0	2	0	14	165	0	0	0	0	0
中 部	8	26	0	0	0	0	8	26	0	0	0	0	0
北 部	4	77	0	0	2	0	4	75	0	0	0	0	0
南 部	2	16	0	0	0	0	2	16	0	0	0	0	0
鷺 宮	0	48	0	0	0	0	0	48	0	0	0	0	0

(7) 幼児歯科健康教育 歯の生えはじめ教室 (単位：人)

区 分	回 数	受講者数
総 数	8	476
中 部	2	130
北 部	2	121
南 部	2	108
鷺 宮	2	117

関係法規	母子保健法 第9条、第10条、第12条、第13条 健康増進法 第17条 食育基本法 第6条、第7条、第8条、第21条 中野区乳幼児健康診査実施要綱 中野区歯科衛生相談事業運営要綱
事業開始時期	歯科衛生相談室設置 中部保健福祉センター（現すこやか福祉センター）：昭和50年11月 北部保健福祉センター（現すこやか福祉センター）：昭和52年10月 鷺宮保健福祉センター（現すこやか福祉センター）：昭和55年1月 南部保健福祉センター（現すこやか福祉センター）：昭和58年7月
平成30年度事業担当	すこやか福祉センター 地域ケア分野
関連資料	すこやか福祉センターⅢ-xii 地域健康活動支援

Ⅲ-xii 地域健康活動支援

(事業の概要)

1 目的

地域における区民への健康思想の普及啓発と健康づくり、ならびに人材育成

2 事業の内容

- ・ 医療系専門職による相談、講座食育活動の支援等を実施している。
- ・ 地域の各種団体からの依頼等により専門職を講師として派遣するなど、地域における健康づくりやグループ活動を支援している。

3 事業の実績

(1) ライフステージに応じた健康づくり実施状況

(単位：回、人)

	総数		中部		北部		南部		鷺宮	
	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数
平成30年度総数	55	1,255	18	298	12	313	11	351	14	233
生活習慣病予防等講座	9	413	4	69	2	103	2	207	2	34
女性のための健康講座	8	122	2	30	2	24	2	35	2	33
栄養講習会(全年代)	8	156	2	50	2	25	2	32	2	49
食育講習会 (乳幼児・学童)	29	504	10	149	6	161	5	77	8	117
精神保健福祉講座	1	60								

(2) 地域の団体及び人材育成支援実施状況

(単位：回、人)

		総数		中部		北部		南部		鷺宮	
		回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数
平成30年度主なテーマ		93	3,317	15	591	22	832	33	1,243	20	572
地域の各種 団体から 依頼講座 健康相談	生活習慣病予防、 熱中症、ロコモ予防等 健康づくり全般	48	1,551	8	209	9	281	28	970	3	91
	齲歯の予防、嚥下機能等 口腔ケア全般	28	820	5	77	9	335	4	152	10	256
	骨粗鬆症予防、 栄養表示の見方、 災害時食生活等食生活全般	10	297	1	25	3	153	0	0	6	119
健康づくり 推進事業	健康まつり等 の開催	4	570	1	280	1	63	1	121	1	106
精神保健福祉講座	地域での心の健康 づくり普及啓発	1	42								
心の病のある方の 家族セミナー	地域での心の健康 づくり普及啓発	2	37								

関係法規	健康増進法 第17条第1項、 地域保健法 第18条、 食育基本法 第21条 地域保健対策の推進に関する基本的な指針 中野区歯科衛生相談事業運営要綱 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 自殺対策基本法
事業開始時期	家族セミナー：平成11年度 精神障害者福祉ボランティア講座：平成11年度 うつ・ストレス・閉じこもり講演会：平成16年度 自殺対策：平成22年度
平成30年度事業担当	すこやか福祉センター 地域ケア分野
関連資料	

Ⅲ-xiii 地域介護予防・健康生きがづくり

(事業の概要)

1 介護予防普及啓発事業

65歳以上の高齢者を対象に介護予防の必要性・重要性を周知し、自主的な介護予防への取り組み及び介護予防に対する認識の向上を目的とした介護予防事業等を実施している。高齢者の健康づくり・介護予防事業の地域の拠点である高齢者会館等を会場として、委託により実施している。

(1) 体力づくり教室

加齢や生活習慣による足腰の機能低下防止を目的とした「ロコモ予防コース」、骨盤底筋・腹部の筋力向上を図り尿失禁の予防と改善を目的とした「骨盤底筋力向上コース」、腰回りや下肢の筋力向上を図る「腰痛・膝痛予防コース」を行っている。

なお、平成24年度から、腰痛・膝痛予防コースを開始したほか、より多くの高齢者が参加できるよう、1コースあたりの回数を12回から6回に変更してコース数を増やしている。

(2) 介護予防総合講座

高齢者の健康づくりや社会参加を促し、介護予防に取り組むきっかけとなるよう介護予防総合講座を行っている。栄養バランスの良い食生活や、口腔ケア・摂食・嚥下について学ぶ「栄養・口腔コース」(平成24年度より実施)と、医者など専門家の話を聞いたり、音楽に親しんだり、体を動かしたりすることで、心と体の健康維持・向上をめざす「その他コース」を実施している。

(3) 音響機器による介護予防事業

高齢者会館などにおいて、平成29年度から介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、その中で区民になじみのある音響機器を活用した介護予防プログラムを新たに実施することにより、一般の高齢者・虚弱高齢者と心身の状況等により分け隔てることなく誰でも一緒に参加できる活動を実施している。音響機器を活用した健康体操のほか、利用者の特性にあわせた音楽重視コース・体操重視コース・脳トレコースを実施し、能力の向上を図っている。

2 健康・生きがづくり事業

身近な地域の施設を利用して、65歳以上の高齢者が、介護予防につながる運動や趣味の教室、文化講座などを受ける機会を設け、高齢者の通いの場を作るとともに、意欲のある区民を介護予防の担い手として育成することを目的とした事業を、高齢者会館等で実施している。

参加者の増加を図るため、人気の体操や歌の教室を始めとした幅広いテーマの事業を用意し、定期的な内容の見直しを行っている。

3 実施状況

(1) 体力づくり教室(ロコモ予防コース)実施状況 (単位: 回、人)

会 場	回数	参加者数		
		総数	男	女
平成30年度(10コース) 総数	60	206	38	168
しんやまの家①	6	18	3	15
しんやまの家②	6	20	2	18
やよいの園	6	20	20	0
宮園高齢者会館	6	20	3	17
東中野いこいの家	6	20	1	19
上高田東高齢者会館	6	45	5	40
東山高齢者会館	6	14	0	14
松が丘シニアプラザ	6	12	3	9
若宮高齢者会館	6	16	0	16
上鷺宮区民活動センター	6	21	1	20
平成29年度(9コース) 総数	54	153	34	119
平成28年度(9コース) 総数	54	159	17	142

※ 総数は実人数、平成30年度延人数は895人

(2) 体力づくり教室（骨盤底筋力向上コース）実施状況 (単位：回、人)

会 場	回数	参加者数		
		総数	男	女
平成30年度（5コース）総数	30	85	—	85
やよいの園	6	20	—	20
松が丘シニアプラザ	6	20	—	20
野方高齢者会館	6	15	—	15
鷺宮高齢者会館	6	15	—	15
若宮いこいの家	6	15	—	15
平成29年度（7コース）総数	42	111	—	111
平成28年度（6コース）総数	36	86	—	86

※ 総数は実人数、平成30年度延人数は409人

(3) 体力づくり教室（腰痛・膝痛予防コース）実施状況 (単位：回、人)

会 場	回数	参加者数		
		総数	男	女
平成30年度（5コース）総数	30	87	10	77
南部高齢者会館	6	14	1	13
宮園高齢者会館	6	20	3	17
東中野いこいの家	6	20	2	18
野方高齢者会館	6	12	2	10
白鷺高齢者会館	6	21	2	19
平成29年度（4コース）総数	24	58	6	52
平成28年度（5コース）総数	30	74	9	65

※ 総数は実人数、平成30年度延人数は406人

(4) 介護予防総合講座（栄養・口腔コース）実施状況 (単位：回、人)

会 場	回数	参加者数		
		総数	男	女
平成30年度（4コース）総数	21	491	70	421
本一高齢者会館	5	157	22	135
東中野いこいの家	6	151	9	142
沼袋高齢者会館	5	66	32	34
若宮いこいの家	5	117	7	110
平成29年度（4コース）総数	17	409	86	323
平成28年度（4コース）総数	21	564	101	463

(5) 介護予防総合講座（その他コース）実施状況

(単位：回、人)

会 場	回数	参加者数		
		総数	男	女
平成30年度（14コース） 総数	79	2,085	368	1,717
しんやまの家	5	213	11	202
やよいの園	5	114	1	113
本一高齢者会館	5	167	35	132
宮園高齢者会館	7	155	40	115
昭和高齢者会館	6	79	11	68
上高田高齢者会館	6	212	37	175
上高田東高齢者会館①	6	117	9	108
上高田東高齢者会館②	6	101	22	79
沼袋高齢者会館	5	146	29	117
東山高齢者会館①	5	109	109	0
東山高齢者会館②	5	99	0	99
若宮高齢者会館	6	305	50	255
白鷺高齢者会館	6	226	12	214
鷺六高齢者会館	6	42	2	40
平成29年度（14コース） 総数	79	1,667	324	1,343
平成28年度（13コース） 総数	75	2,086	299	1,787

(6) 音響機器による介護予防事業実施状況

(単位：回、人)

会 場	回数	参加者数		
		総数	男	女
平成30年度（67コース） 総数	804	11,428	1,581	9,847
しんやまの家	48	916	39	877
南部高齢者会館	36	364	96	268
本一高齢者会館	48	928	171	757
宮園高齢者会館	36	716	122	594
昭和高齢者会館	36	352	38	314
東中野いこいの家	36	599	68	531
上高田高齢者会館	36	697	6	691
上高田東高齢者会館	36	400	69	331
沼袋高齢者会館	36	520	66	454
野方高齢者会館	36	436	28	408
東山高齢者会館	36	295	154	141
若宮高齢者会館	36	386	20	366
松が丘シニアプラザ	36	634	55	579
若宮いこいの家	36	456	23	433
白鷺高齢者会館	36	464	37	427
鷺六高齢者会館	36	283	23	260
鷺宮高齢者会館	36	286	110	176
中部すこやか福祉センター	48	752	226	526
新井区民活動センター	48	626	125	501
鍋横区民活動センター分室	24	354	45	309
上鷺宮区民活動センター	48	964	60	904
平成29年度（14コース） 総数	576	7,427	1,096	6,331

(7) 健康・生きがいづくり事業実施状況

区分	施設名	平成30年度				平成29年度		平成28年度	
		事業 種類	延参加者数(人)			事業 種類	延参加者 数(人)	事業 種類	延参加者 数(人)
			総数	男	女				
総数		104	35,939	4,374	31,565	107	35,572	110	35,746
高齢者 会館	しんやまの家	5	2,408	175	2,233	5	2,388	5	1,974
	南部高齢者会館	3	469	48	421	3	410	3	386
	本一高齢者会館	6	1,601	199	1,402	6	1,404	6	1,577
	宮園高齢者会館	6	3,129	636	2,493	6	2,921	6	2,770
	昭和高齢者会館	5	908	74	834	3	556	3	769
	東中野いこいの家	4	841	162	679	4	640	7	710
	上高田高齢者会館	6	2,303	1	2,302	6	2,093	5	2,212
	上高田東高齢者会館	4	878	150	728	6	923	7	1,008
	沼袋高齢者会館	6	3,782	845	2,937	6	3,900	6	4,349
	野方高齢者会館	4	1,209	26	1,183	4	1,063	5	1,286
	東山高齢者会館	4	1,651	366	1,285	4	1,641	4	1,788
	若宮高齢者会館	4	903	80	823	4	774	3	1,368
	若宮いこいの家	6	1,818	326	1,492	6	2,151	5	2,243
	白鷺高齢者会館	4	1,975	118	1,857	4	1,730	5	1,759
	鷺六高齢者会館	7	1,312	84	1,228	7	1,696	7	1,564
	鷺宮高齢者会館	5	790	72	718	5	841	6	1,003
ふれあ いの家	城山ふれあいの家	1	1,452	192	1,260	1	1,124	1	1,067
	みずの塔ふれあいの家	1	1,036	39	997	1	1,106	1	1,085
区民活 動セン ター	弥生区民活動センター	4	571	74	497	4	187	4	110
	江古田区民活動センター	3	1,075	14	1,061	4	1,917	2	293
	上鷺宮区民活動センター	2	874	85	789	1	606	1	441
	鍋横区民活動センター分室	2	581	71	510	2	469	2	502
中部すこやか福祉センター		1	194	49	145	1	94	1	61
その他	やよいの園	6	2,264	318	1,946	6	2,274	6	2,293
	堀江敬老館	0	0	0	0	3	528	4	1,110
	松が丘シニアプラザ	5	1,915	170	1,745	5	2,136	5	2,018

関係法規	介護保険法115条の45（地域支援事業） 中野区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱 中野区短期集中予防サービス事業及び介護予防普及啓発事業実施要綱 中野区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱
事業開始時期	体力づくり教室：平成18年度 介護予防総合講座：平成18年度 音響機器による介護予防事業：平成29年度 健康・生きがいづくり事業：平成18年4月
平成30年度事業担当	すこやか福祉センター 地域ケア分野
予算	介護保険特別会計
関連資料	

地域支えあい推進部施設一覧 (令和元年7月1日現在)

すこやか福祉センター一覧

	所在地	開設年月日 (現施設)	建築年月日 (現施設)	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	延面積 (㎡)	構造	備考
中部すこやか福祉センター	中央 3-19-1	H22.7.26	H22.6.15	5,301.26	2,194.54	2,953.60	RC 3 階建て	中野地域包括支援センター併設(*) 中部すこやか障害者相談支援事業所併設(*) 仲町就労支援事業所併設 中部スポーツ・コミュニティプラザ併設
北部すこやか福祉センター	江古田 4-31-10	H23.4.1	S36.11.	1,333.68	584.37	1,079.68	RC 2 階建て	江古田地域包括支援センター併設(*) 北部すこやか障害者相談支援事業所併設(*)
南部すこやか福祉センター	弥生町 5-11-26	H23.4.1 (H28.7.19)	H28.3.28	5,918.54	1,944.09	3,210.15	RC 4 階建て、地下 1 階	南中野地域包括支援センター併設(*) 南部すこやか障害者相談支援事業所併設(*) 南中野地域事務所併設(*) 南部スポーツ・コミュニティプラザ併設
鷺宮すこやか福祉センター	若宮 3-58-10	H23.4.1 (H27.2.23)	S61.3.29	1,175.97	510.69	783.88	RC 3 階建ての 1・2 階 部分	鷺宮地域包括支援センター併設(*) 鷺宮すこやか障害者相談支援事業所併設(*) 鷺宮高齢者会館併設

※敷地面積及び建築面積は、併設施設を含む面積。延面積は、*印の併設施設のみ含む面積

【開設時間】

月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 7 時、土曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時

【休業日】 日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

高齢者施設（旧高齢者福祉センター）等一覧

	所在地	開設年月日	建築年月日	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	延面積 (㎡)	構造	備考
※ 堀江敬老館 (旧堀江高齢者福祉センター)	中野 2-17-6	H26.4.1	H9.8.1	359.21	327.95	553.60	RC 2 階建ての 1 階部 分	H30.4.1 移転
※ やよいの園 (旧弥生高齢者福祉センター)	弥生町 3-33-8	H25.4.1	H2.12.15	904.94	522.14	1,142.45	RC 3 階建て	
※ 松が丘シニアプラザ (旧松が丘高齢者福祉センター)	松が丘 1-32-10	H25.4.1	H3.12.9	890.70	476.70	1,498.95	RC 3 階建て、地下 1 階	中野北地域包括支援センター併設

【開設時間】

午前 9 時～午後 5 時

【休業日】 日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

高齢者会館一覧

	所在地	開設年月日 (現施設)	建築年月日 (現施設)	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	延面積 (㎡)	構造	委託開始	備考
南部高齢者会館	南台 5-27-24	S54.2.26	S54.1.16	281.14	100.91	198.51	RC 2 階建て	H22.4~	区立南部公園内
しんやまの家	南台 4-25-1	H2.12.2	H2.12.2	-	-	352.23	RC 3 階建ての 1 階部分	H16.4~	民間施設 (レジデンスサウスヒル) 内
本一高齢者会館	本町 1-7-6	S53.3.31 (H25.6.1)	H25.4.1	461.58	248.64	240.96	S 1 階建て	H19.4~	
宮園高齢者会館	中央 2-18-21	S56.4.2 (H22.4.1)	S56.2.27 (H22.3.31)	*1,546.38	*602.04	394.90	RC 3 階建ての 1 階部分	H23.4~	東部区民活動センター、東部地域事務所併設
昭和高齢者会館	東中野 3-19-18	S59.1.26	S58.12.1	363.00	209.20	200.00	RC1 階建て	H21.4~	
東中野いこいの家	東中野 4-9-22-201	H4.5.18	H4.4.1	-	-	296.27	RC3 階建ての 2 階の一部	H18.4~	メリーコートアクア「アクア東中野」内
上高田高齢者会館	上高田 2-8-11	S60.4.25	S60.2.22	396.22	140.75	239.3	RC2 階建て	H20.4~	
上高田東高齢者会館	上高田 4-17-3	H10.5.1	H10.4.17	410.00	217.91	370.06	RC2 階建て	H16.4~	
沼袋高齢者会館	沼袋 1-34-14	S39.10.20 (H6.7.1)	(H6.5.9)	*1,377.06	-	360.19	RC4 階建て、地下 1 階の 1・2 階の一部	H22.4~	沼袋保育園、防災要員住宅、自転車駐輪場併設
野方高齢者会館	野方 2-29-12	S55.6.5	S.55.3.31	322.86	115.75	198.90	RC2 階建て	H20.4~	
東山高齢者会館	野方 4-41-7	S63.4.1	S63.3.24	398.01	186.83	342.83	RC2 階建て	H16.4~	
鷺六高齢者会館	鷺宮 6-25-8	S57.12.8	S57.11.2	395.50	177.88	202.41	RC2 階建て	H19.4~	
白鷺高齢者会館	白鷺 2-8-5	H1.4.1	H1.2.16	440.21	224.67	348.30	RC2 階建て	H21.4~	
若宮いこいの家	若宮 1-49-1	H2.5.24	H2.4.1	-	-	250.35	RC3 階建ての 2 階の一部	H23.4~	コミュニティ銭湯「たから湯」内
若宮高齢者会館	大和町 4-51-11	H12.4.1	H12.1.31	-	-	359.72	RC4 階建ての 1 階の一部	H18.4~	都営大和町四丁目住宅内
鷺宮高齢者会館	若宮 3-58-10	H26.10.20	S61.3.29	*1,175.97	*510.69	236.70	RC3 階建ての 3 階部分	H26.8~	鷺宮すこやか福祉センター内

※ *のある敷地面積及び建築面積は併設施設を含む全体の面積

【開設時間】

月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 5 時

〔休業日〕 土曜日、日曜日、祝日、年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日)

区民活動センター一覧

	所在地	開設年月日 (現施設)	建築年月日 (現施設)	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	延面積 (㎡)	構造 ※2	備考
南中野区民活動センター	弥生町 5-5-2	H23.7.19 (H28.9.12)	H28.9.1	1,930.74	1,147.83	1,451.87	RC 3 階建ての 1・2 階の一部と 3 階	南部障害児通所支援施設と併設
弥生区民活動センター	弥生町 1-58-14	H23.7.19	S56.2.26	-	-	1,379.67	RC 3 階建ての 1・2 階の一部と 3 階	やよい子ども園と併設
東部区民活動センター ※1	中央 2-18-21		S58.9.13	1,546.38	602.04	1,124.22	RC 3 階建て	東部地域事務所、宮園高齢者会館と併設
鍋横区民活動センター	本町 5-47-13		S45.11.1	1,376.54	588.58	1,374.52	RC 4 階、地下 1 階建ての 1 階と 2 階の一部、3・4 階、地下 1 階	鍋横保育園と併設
分 室	本町 4-44-3		S24.4.30	187.18	103.68	162.80	W 2 階建て	
桃園区民活動センター	中央 4-57-1		S63.8.24	1,407.20	511.17	1,411.63	RC 2 階、地下 1 階建て	
昭和区民活動センター	中野 6-16-20		S45.1.31	1,224.18	258.82	512.55	RC 2 階建て	
東中野区民活動センター	東中野 5-27-5	H23.7.19 (H30.5.28)	H30.3.15	1,300.48	747.15	1,212.39	RC 2 階建て	
上高田区民活動センター	上高田 2-11-1	H23.7.19	H6.3.10	1,446.58	594.33	1,592.25	RC 2 階、地下 1 階建て	
新井区民活動センター	新井 3-11-4		S63.2.15	1,236.82	703.45	1,518.39	RC 3 階建て	
江古田区民活動センター ※1	江原町 2-3-15		S59.2.22	1,609.71	860.39	1,530.71	RC 3 階建て	江古田地域事務所と併設
沼袋区民活動センター	沼袋 2-40-18		S54.9.29	-	-	1,140.08	RC 3 階、地下 1 階建ての 1 階と地下 1 階の一部	障害者福祉会館と併設
野方区民活動センター ※1	野方 5-3-1		H5.9.20	1,120.24	-	1,907.13	SRC 1 3 階、地下 2 階建ての 1・2・3 階の一部	野方ウィズ内 野方地域事務所と併設
分 室	丸山 2-24-1-109		S46.8.27	146.47	-	125.86	SRC 7 階建ての 1 階の一部	都営住宅内
大和区民活動センター	大和町 2-44-6		S61.2.21	723.05	328.67	1,254.34	RC 3 階、地下 1 階建て	
鷺宮区民活動センター ※1	鷺宮 3-22-5		S43	786.24	337.31	1,031.75	RC 6 階、地下 1 階建ての 1・2・3 階、地下 1 階	鷺宮地域事務所、鷺宮図書館と併設
分 室	白鷺 1-4-27	H25.6.1	H25.3.25	-	-	202.83	RC 2 階建ての 1 階の一部と 2 階	都営団地内
上鷺宮区民活動センター	上鷺宮 3-7-6	H23.7.19	S50.6.25	2,254.55	515.28	971.79	RC 2 階建て	外の更衣室分 23.8 ㎡を除く(延面積)
分 室	上鷺宮 2-4-6		-	-	-	565.47	RC 3 階建ての 1 階の一部	都営住宅内

※1 地域事務所と併設している区民活動センター（4 か所）の敷地面積、建物面積、延面積は地域事務所分を含む。

※2 構造：RC → 鉄筋コンクリート造、SRC → 鉄骨鉄筋コンクリート造、W → 木造

【開設時間等】

① 窓口受付

- ・受付時間 午前 8 時半から午後 5 時
- ・休業日 土曜日・日曜日・祝日及び振替休日・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

② 集会室など

- ・利用時間 午前 9 時から午後 10 時
- ・休館日 毎月第 3 月曜日（祝日に当たるときは、直後の休日でない日）、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

地域包括支援センター一覧

	所在地	担当区域	開設年月日	備考	平成29年度受託事業者
南中野地域包括支援センター	弥生町 5-11-26	南台 全域、弥生町1丁目38番1~10・24・25号、39番、弥生町2丁目36番7~9号、37番5(一部)、9(一部)号、40番8号、41番8号、43~53番、弥生町3~6丁目	H18.4.1	南部すこやか福祉センター内	社会福祉法人奉優会
本町地域包括支援センター	本町 5-10-4	弥生町1丁目1~37番、38番11~23号、40~60番、弥生町2丁目1~35番、36番1~6、10~15号、37番1~4・5(一部)、6~8、9(一部)、10~15号、38・39番、40番1~3・9~13号、41番1~6・10~21号、42番、本町1丁目1~12番、13番1~7・8(一部)号、15番1~6・25号、16~30番、本町2丁目1~45・52・53番、本町3丁目1~26番、本町4丁目1~4・6~48番、本町5・6丁目、中央3丁目30~36番、中央4丁目1~5番、6番1~12・17~29号、7~10番、中央5丁目1~19番、20番1~6・7(一部)・13~15号、21番6~15号、27番1~13・25~34号		倶楽部千代田會館内	社会福祉法人ケアネット
東中野地域包括支援センター	東中野 1-5-1	本町1丁目13番8(一部)・9~18号、14番、15番11~22号、31・32番、本町2丁目46~51、54番、本町3丁目27~33番、本町4丁目5番、中央1・2丁目、中央3丁目1・2・22~26番、東中野1・2丁目、東中野4・5丁目、中野1丁目1~31・33~49・51~53番、54番1~5号、56番10(一部)・11(一部)・13(一部)号、57~63番			社会福祉法人中野区福祉サービス事業団
中野地域包括支援センター	中央 3-19-1	中央3丁目3~21・27~29・37~51番、中央4丁目6番14・15号、11~61番、中央5丁目20番7(一部)・8~11号、21番1~5号、22~26番、27番14~23号、28~49番、東中野3丁目、中野1丁目32・50・54番9~13号、55番、56番1~9・10(一部)・11(一部)・12・13(一部)号、中野2・3丁目、中野4丁目1・2・8~10・13~21番、22番1・2号、中野5丁目1~67番、中野6丁目、上高田 全域、新井1丁目1番、2番1~17・25(一部)、26~28号、3番1~3・11~15号		中部すこやか福祉センター内	社会福祉法人奉優会
中野北地域包括支援センター	松が丘 1-32-10	中野4丁目3~7・11・12番、22番3号、23番、中野5丁目68番、新井1丁目2番18~24・25(一部)号、3番4~8号、4~43番、新井2~5丁目(3丁目38番除く)、松が丘 全域、江原町 全域、江古田1丁目1~39番、野方1丁目1~35・43~49・54~58番、野方2丁目、大和町1丁目12~15番、大和町2丁目1・2番		松が丘シニアプラザ内	社会福祉法人フロンティア
江古田地域包括支援センター	江古田 4-31-10	新井3丁目38番、沼袋 全域、江古田1丁目40~43番、江古田2~4丁目、丸山 全域、野方3・4丁目、野方5丁目1~6番、7番(1~4号を除く)、10~34番、35番1・2号、野方6丁目1~35番、36番13~15号、40番1~3、15~22号、41~44番、45番11~17号、47番1号、48~51番、若宮1丁目7番10~14号、8番8(一部)・9~13号、10番、11番5~15号、12~16・24~27番		北部すこやか福祉センター内	社会福祉法人慈生会
鷺宮地域包括支援センター	若宮 3-58-10	野方1丁目36~42・50~53番、野方5丁目7番1~4号、8・9番、35番4~10号、大和町1丁目1~11・16~68番、大和町2丁目3~49番、大和町3・4丁目、若宮1丁目1~6番、7番1~9・15・16号、8番1~7・8(一部)・14~19号、9番、11番1・2号、17~23・28~59番、若宮2・3丁目、白鷺1丁目		鷺宮すこやか福祉センター内	社会福祉法人フロンティア
上鷺宮地域包括支援センター	上鷺宮 3-17-4	野方6丁目36番1~12号、37~39番、40番5~14号、45番1~10号、46番、47番2~16号、52・53番、白鷺2・3丁目、鷺宮 全域、上鷺宮 全域		かみさぎホーム内	社会福祉法人武蔵野療園

※平成30年4月1日より担当区域変更

【開設時間】

月曜日~金曜日 午前8時30分~午後7時、土曜日 午前8時30分~午後5時

〔休業日〕 日曜日、祝日、年末年始(12月29日~1月3日)

障害者相談支援事業所一覧

	所在地	担当区域	開設年月日	備考
中部すこやか障害者相談支援事業所	中央 3-19-1	中部すこやか福祉センター圏域	H22.7.26	中部すこやか福祉センター内
北部すこやか障害者相談支援事業所	江古田 4-31-10	北部すこやか福祉センター圏域	H24.9.1	北部すこやか福祉センター内
南部すこやか障害者相談支援事業所	弥生町 5-11-26	南部すこやか福祉センター圏域	H28.7.19	南部すこやか福祉センター内
鷺宮すこやか障害者相談支援事業所	若宮 3-58-10	鷺宮すこやか福祉センター圏域	H27.4.1	鷺宮すこやか福祉センター内

【開設時間】

月曜日～金曜日 午前 8 時 3 0 分～午後 7 時、土曜日 午前 8 時 3 0 分～午後 5 時
 [休業日] 日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

介護保険施設一覧

	所在地	開設年月	民営化年月	運営事業者	入所定員	短期入所定員	備考
中野区かみさぎ特別養護老人ホーム	上鷺宮 3-17-4	S55.3	H13.4	社会福祉法人武蔵野療園	100 人	16 人	東京都によって開設(東京都富士見台ナーシングホーム)され、昭和 63 年 5 月に中野区に移管
特別養護老人ホームしらさぎホーム	白鷺 2-51-5	H6.10	H15.4	社会福祉法人中野区福祉サービス事業団	85 人	9 人	
特別養護老人ホーム小淀ホーム	中央 1-18-3	H8.7	H15.4		60 人	4 人	

通所介護事業施設一覧

	所在地	開設年月	民営化年月	運営事業者	入所定員	備考
老人デイサービスセンターふじみ苑	弥生町 5-2-19	H4.11	H18.4	社会福祉法人ケアネット	一般型 24 人	事業単独施設
中野区かみさぎ高齢者在宅サービスセンター	上鷺宮 3-17-4	S55.3	H13.4	社会福祉法人武蔵野療園	一般型 45 人 認知症対応型 12 人	介護老人福祉施設併設施設
デイサービスセンターしらさぎホーム	白鷺 2-51-5	H6.10	H15.4	社会福祉法人中野区福祉サービス事業団	一般型 30 人 認知症対応型 24 人	介護老人福祉施設併設施設
デイサービスセンター小淀ホーム	中央 1-18-3	H8.7	H15.4		認知症対応型 24 人	介護老人福祉施設併設施設
野方デイサービスセンター	野方 6-53-8	H15.1	H15.1	アサヒサンクリーン株式会社	一般型 31 人	建物買取償還方式※整備施設

※ 区有地に公的資金を利用して建設した後、区が一時金を払って建物を買い取り、その残額を毎年償還していく整備方法（区有地に 1・2 回を野方デイサービスセンター、3～7 階を高齢者福祉住宅（のがた苑）とした複合施設を整備した。デイサービス部分を民間事業者に賃貸し、当該事業者がサービス提供事業者となり、通所介護等の介護保険事業を行っている。）

編集・発行 中野区地域支えあい推進部
地 域 活 動 推 進 課
〒164-8501
中野区中野四丁目8番1号
(直通) 03(3228)8822

発行年月 令和元(2019)年9月
文書番号 31中地地第903号